和歌山県

人権に関する県民意識調査報告書

平成 21 年 2 月

和歌山県





はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人として、だれもが人間らしく生き、幸せに暮らす権利、 すなわち「人権」をもっています。

和歌山県では、すべての人の人権が尊重される平和で明るい社会の創造を目指して、平成14年4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づいて平成16年8月には県の人権施策の基本的な方向を示す「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、さまざまな人権施策に取り組んでまいりました。

近年急速に社会情勢が変化するなかで、このたび、県民の皆様の人権意識や 行政への要望等を把握するため、平成15年度につづき、「和歌山県人権に関 する県民意識調査」を実施するとともに、新たに、県内に所在する事業所の皆 様方を対象に、「和歌山県人権に関する事業所アンケート調査」を行い、その 結果を報告書としてまとめました。

今後、本報告書を参考に、和歌山県人権施策基本方針を見直し、県民の皆様と共に人権が尊重される社会づくりを進めて参りたいと考えております。

最後に、作成にあたりまして、貴重なご助言をいただきました和歌山県人権施策推進審議会委員並びに調査にご協力いただきました県民の皆様方に、厚くお礼申し上げます。

平成21年 2月

和歌山県企画部長 前硲 健作



目 次

I 調査の概要 ····································	
1. 調査目的 ************************************	1
2. 調査項目 ************************************	1
3. 調査設計 ************************************	
4. 回収結果 ************************************	2
5. 報告書の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6. 調査の精度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Ⅱ 調査結果 ************************************	
Ⅱ-1 回答者の基本属性 ************************************	
1. 性別	4
2. 年齢 ***********************************	
3. 職業	
4. 居住地域 ************************************	5
Ⅱ-2 調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Ⅱ-3 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 人権全般について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1-1. 人権に関するとらえ方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1-2. 和歌山県の人権に関する評価について ************************************	
1-3. 関心のある人権課題 ************************************	
1-4. 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験	
1-5. 人権に対する評価及び人権侵害の経験別にみた県民の人権意識 ****	
1-6. 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った地	
1-7.「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組 ************************************	
2. 女性の人権について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-1. 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること ************************************	
2-2. 女性の人権を守るために特に必要なこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 子どもの人権について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-1. 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること ••••••	
3-2. 子どもの人権を守るために特に必要なこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96



4. 高齢者の人権について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-1. 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること ************************************	
4-2. 高齢者の人権を守るために特に必要なこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
5. 障害のある人の人権について ************************************	
5-1. 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること *********	
5-2. 障害のある人への配慮や工夫についての考え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5-3. 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6. 同和問題について ************************************	
6-1. 同和問題を知ったきっかけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6-2. 同和問題に関しての問題点 ************************************	•• 138
6-3. 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応 ••	
7. 外国人の人権について ************************************	
7-1. 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7-2. 外国人の人権を守るために特に必要なこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 154
8. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について	1 59
8一1.HIV 感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問	
•••••	•• 159
8-2. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特別	
9. 犯罪被害者とその家族の人権について ************************************	
9-1. 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること ••	
9-2. 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと ************************************	
10. インターネットを利用した人権侵害について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
10-1. インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあること •••••••	
10-2. インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なこと •	
11. 医療の現場における患者の人権について ************************************	•• 192
11-1. 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること	1 92
11-2. 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと *********	•• 197
Ⅱ-4 自由意見	201
資料	
人権に関する県民意識調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 205





I 調査の概要





I. 調査の概要

1. 調査目的

県民及び県内事業所の人権に関する意識等の実態を把握し、和歌山県人権尊重の社会づくり条例第4条に定める人権施策基本方針改訂にあたっての基礎資料とするため。

2. 調査項目

- (1)回答者の属性
- (2) 人権全般について
- (3) 女性の人権について
- (4) 子どもの人権について
- (5) 高齢者の人権について
- (6) 障害のある人の人権について
- (7) 同和問題について
- (8) 外国人の人権について
- (9) HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について
- (10) 犯罪被害者やその家族の人権について
- (11) インターネットを利用した人権侵害について
- (12) 医療の現場における患者の人権について

3. 調査設計

- (1)調查地域 和歌山県全域
- (2) 調査対象 満20歳以上の県民3,000人
- (3)抽出方法 層化二段無作為抽出法
- (4) 抽出台帳 住民基本台帳から抽出
- (5) 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- (6) 調査期間 平成20年8月29日~9月16日



4. 回収結果

(1) 結果詳細

(1)発送数	3,000
(2) 未着返送数(住所不明・転居先不明等)	1 3
(3) 実発送数	2, 987
(4)回収数	1, 584
(5)無効票(白票等の無効回答)	3
(6) 有効回答数	1, 581
(7) 有効回答率	52.9%

(2) 居住地域別

地域別	発送数	未 着 返送数	実発送数	回収数	無効票	有 効 回答数	有 効 回答率
	a	b	c=a-b	d	е	f=d-e	f/c
和歌山市	1, 096	10	1, 086	541	-	541	49.8%
海南市·海草郡	197	1	196	108	_	108	55. 1%
紀の川市・岩出市	351	0	351	197	1	196	55. 8%
橋本市·伊都郡	284	0	284	137	-	137	48. 2%
有田市・有田郡	240	1	239	130	1	129	54.0%
御坊市·日高郡	242	1	241	143	-	143	59. 3%
田辺市·西牟婁郡	364	0	364	204	_	204	56.0%
新宮市・東牟婁郡	226	0	226	99	-	99	43.8%
*地域不明	-	-	-	25	1	24	-
11	3,000	13	2, 987	1, 584	3	1, 581	52. 9%

5. 報告書の見方

- (1)回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してある。小数点第 2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%を上下することがある。回答者数(N)が少ない場合は比率の数字が動きやすいため、厳密な比較をすることはむずかしいので、回答の傾向をみる程度になる。回答者数(N)が30以下を含む図、また回答者数(N)が100以下の選択肢があり、最大値と最小値の回答者数(N)の差が100以上ある図には"※(一部)サンプル数が少ないため解釈には注意が必要"と記している。
- (2) 複数回答を依頼した質問では、回答比率の合計が100%を超える。
- (3) 図表では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢を短縮している場合がある。



- (4) 本文中、表やグラフに次にあげるような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。
- ・MA% (Multiple Answer) =回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合。
- ・3LA% (3 Limited Answer) =回答選択肢の中からあてはまるものを3つまで選択する場合。

6. 調査の精度

この調査は標本調査であり、今回得られた結果から和歌山県全体としての意見を推測することができる。この場合、標本誤差は次の式により近似値を求めることができる。 (ただし、信頼度95%とする)

$$\varepsilon = \pm 1. 96 \sqrt{\frac{N-1}{N-n} \times \frac{P (100-P)}{n}}$$

ε =標本誤差

N=母集団 (満 20 歳以上の県民 1,017,731 人)

n=回答者総数(1,581人)

P=回答比率

たとえば、回答者総数(1,581 人)を100%とする質問で、ある回答選択肢に対する回答比率が50%であったとすると、母集団(満20歳以上の県民全体)における回答比率は、 $47.5\sim52.5\%$ の間であると推測される。信頼度95%というのは、同じ方法で100回調査すれば、95回は母集団の真の値から、上式で求められた誤差の範囲内に入るということである(下記参照)。

【標本誤差】

回答比率 (P)	県民標本誤差 (ε)
10%または90%	±1.5%
20%または80%	± 2. 0 %
30%または70%	± 2. 3 %
40%または60%	± 2. 4 %
5 0 %	± 2. 5 %





Ⅱ-1 回答者の基本属性

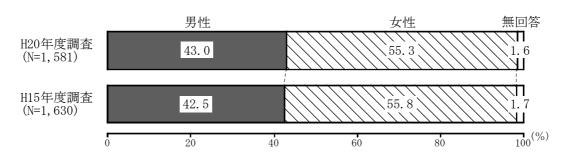




Ⅱ-1 回答者の基本属性

1. 性別

【図1-1 性別】

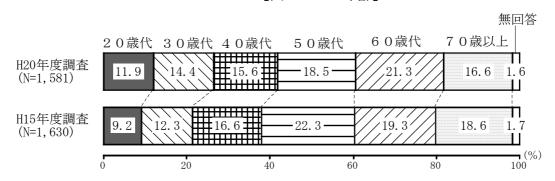


回答者の属性は、「男性」が43.0%、「女性」が55.3%で、「女性」の方が12.3ポイント 高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、男性は平成15年度より0.5ポイント高く、女性は0.5ポイント低くなっている。(図1-1)

2. 年齡

【図1-2 年齢】



回答者の年齢は、「60歳代」が21.3%で最も割合が高く、次いで「50歳代」が18.5%、「70歳以上」が16.6%となっている。

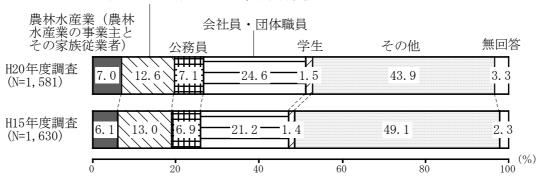
平成15年度調査と比較すると、 $20\sim30$ 歳代と60歳代は平成15年度より割合が高くなっており、それ以外の年代では低くなっている。(図1-2)



3. 職業

【図1-3 職業】

自営業(農林水産業をのぞく商工サービス業、 自由業などの事業主とその家族従業員)

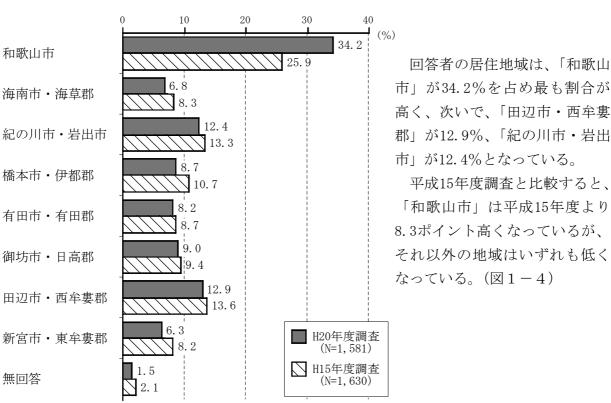


回答者の職業は、無職も含まれると思われる「その他」が43.9%で最も割合が高いが、 それ以外では「会社員・団体職員」が24.6%で最も割合が高く、次いで「自営業(農林水 産業をのぞく商工サービス業、自由業などの自営業主とその家族従業員)」が12.6%と なっている。

平成15年度調査と比較すると、「会社員・団体職員」は平成15年度より3.4ポイント高くなっている。(図1-3)

4. 居住地域

【図1-4 居住地域】





-2 調査結果の概要





-2 調査結果の概要

1.人権全般について

1 - 1 . 人権に関するとらえ方

県民の人権に対するとらえ方をみると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が43.6%で最も割合が高く、次いで「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が40.5%となっており、この2項目で8割以上を占めている。

平成 15 年度調査と比較すると、いずれの項目においても大きな差は見られない。【P.23 図 1 - 1】

性別でみると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」では、平成 15 年度調査においては女性の方が男性より 4.8 ポイント割合は高かったが、今回の結果では男性の方が 1.9 ポイント高かった。また「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」においては、平成 15 年度調査では男性の方が女性より 5.3 ポイント高かったが、今回の結果では女性の方が 4.7 ポイント高くなっている。【P.24 図 1 - 1 - 1】

1 - 2 . 和歌山県の人権に関する評価について

和歌山県の人権に関する評価については、"A 今の和歌山県では人権は、十分守られている"について、『そう思う』(「そう思う」と「まあそう思う」の合計)の割合は42.8%に対し、『そう思わない』(「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計)は14.5%となっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思わない』の割合は2.7ポイント下がり、『そう思う』、 の割合は0.8ポイント上がっている。【P.26 図 1 - 2 】

"B 今の和歌山県では人権を守る教育(教育啓発活動)が十分行われている"について、『そう思う』は32.3%に対し、『そう思わない』は24.4%で、『そう思う』という意見の方が多くなっている。しかしそれ以上に「どちらともいえない」の割合が38.9%と高い。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は4.0ポイント下がり、「どちらともいえない」は6.9ポイント上がっている。また、『そう思わない』に大きな差は見られない。教育においては"行われていないとは思わないが、十分実施されているとも思わない"と感じていることがうかがえる。【P.26 図 1 - 2 】

" C 数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている"について、『そう思う』の36.5%に対し、『そう思わない』は23.1%で、人権意識は高くなってきているという意見が多い。一方、「どちらともいえない」の割合(36.7%)と『そう思う』の割合との差はほとんどない。

平成 15 年度調査と比較すると、『そう思う』は 7.5 ポイント下がり、「どちらともいえない」は 6.5 ポイント、『そう思わない』は 3.3 ポイント上がっている。【P.26 図 1 - 2 】



1 - 3 . 関心のある人権課題

関心のある人権課題については、「高齢者の人権」が35.4%で最も割合が高く、次いで「障害のある人の人権」が32.5%、「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」が28.1%となっている。

平成 15 年度調査と比較し最も増加した項目は、「高齢者の人権」で 7.5 ポイント増加 (平成 20 年度:1 位、平成 15 年度:2 位) している。これに対し最も減少した項目は「障害のある人の人権」で 6.7 ポイントの減少 (平成 20 年度:2 位、平成 15 年度:1 位) 「医療の現場における患者の人権」と「犯罪被害者とその家族の人権」はそれぞれ 6.6 ポイントの減少となっている。【 P.34 図 1-3 】

年齢別でみると、「高齢者の人権」が当事者である 60 歳代、70 歳代以上で最も関心が高くなっている。【P.35 図 1 - 3 - 1】

全体の傾向として、インターネットの普及、高齢化の進展など、時代背景の変化に伴い発生してきた人権課題への関心の高まりがうかがえる。

1 - 4 . 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験

ここ5年間に人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験については、「ない」が60.7% と過半数を占めている。次いで「見たり聞いたりしたことがある」が19.8%と続き「受けた ことがある」は4.9%にとどまる。

平成15年度調査をみても、「ない」が86.7%、「ある」が9.4%と、「ない」が全体の約9割を占めている。 平成15年度調査では「ある」「なし」の2択【P.39 図1-4】

人権侵害を受けたり見たり聞いたりしたと回答した人に、どのような人権課題かをたずねると、受けたことがある人は「女性の人権」が31.6%で最も割合が高い。見たり聞いたりしたことがある人では「子どもの人権」が33.9%で最も割合が高い。

平成15年度調査と比較すると、「女性の人権」、「障害のある人の人権」、「高齢者の人権」、「同和問題」、「子どもの人権」、「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」、「犯罪被害者とその家族の人権」は平成15年度より平成20年度の方が割合が高くなっている。特に最も大きく増加した項目は「女性の人権」で、平成15年度調査より13.4ポイント高くなっている。【P.41 図 1 - 5】



人権侵害を受けたり見たり聞いたりしたと回答した人に、人権侵害の具体的な内容についてたずねたところ、"女性の人権"と"ホームレスの人権"では「暴力行為」が最も多く、"子どもの人権"と"高齢者の人権"では「育児や介護・世話の放棄、放任」が4~5割台を占めている。"同和問題"では「結婚時における差別」が最も多い。"障害のある人の人権"、"外国人の人権"、"HIV感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権"、"犯罪被害者とその家族の人権"、"性同一性障害のある人の人権"、"インターネットやメディアによるプライバシーの侵害"は「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が最も多い。女性や子ども、高齢者、ホームレスなどの方に向けられる人権侵害行為として暴力や虐待が多く挙げられている。【P.45 図 1 - 6】

人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、人権侵害を受けたときの対応についてたずねると、いずれも具体的な行動に移さなかった項目(「黙って我慢をした」と「何もしなかった」の合計)の割合が最も高い。一方、具体的な行動に移した項目においては、いずれも「家族や友人等、身近な人に相談した」の割合が最も高い。

若干選択肢は異なるが、平成15年度調査と比較すると、具体的な行動に移した項目において、最も大きく増加した項目は「家族や友人等、身近な人に相談した」で14.4ポイントの増加(平成20年度:55.3%、平成15年度:40.9%) 反対に最も減少した項目は、行動に移さなかった項目(「黙って我慢をした」と「何もしなかった」の合計)で、1.2ポイントの減少(平成20年度:59.2%、平成15年度:60.4%)となっている。【P.56 図 1 - 7】



1-5.人権に対する評価別及び人権侵害の経験別にみた県民の人権意識

今の和歌山県では、人権は十分守られていると思っている人もそう思っていない人も「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」という意見が最も多い。一方、今の和歌山県では人権は十分守られているかについて、どちらともいえないと回答した人は「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」の意見が最も多くなっている。

平成15年度調査と比較しても大きな差は見られないが、今の和歌山県では人権は十分守られていると思わない人では「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が平成15年度より3.9ポイント上がり、「人権という名のもとに、権利のらん用が見られるので、むしろ制限されるべき」が4.2ポイント下がっている。【P.61 図 1 - 8 - 1 】

人権侵害の経験の有無別でみると、人権侵害を受けたことがある人で『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じている人』(「そう思う」と「まあそう思う」の合計)の割合は19.8%となっており、人権侵害を受けたことがない人で『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じている人』の割合(48.4%)と比較すると28.6ポイント低くなっている。また、人権侵害を受けたことがある人で『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じていない人』の割合(「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計)は35.5%となっており、人権侵害を受けたことがない人で『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じていない人』の割合(10.7%)と比較すると24.8ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、人権侵害を受けたことがある人で『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じている人』は平成15年度と同程度(平成20年度:19.8%、平成15年度:18.8%)となっている。一方、人権侵害を受けたことがあり『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じていない人』は平成15年度と比較すると7.4ポイント低く(平成20年度:35.5%、平成15年度:42.9%)なっている。

一方人権侵害を受けたことがない人で、『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じている人』の割合は平成15年度と比較すると3.8ポイント高いのに対し(平成20年度:48.4%、平成15年度:44.6%)。『今の和歌山県では人権は十分に守られていると感じていない人』の割合は3.9ポイント低く(平成20年度:10.7%、平成15年度:14.6%)なっている。【P.63 図 1 - 8 - 2 】

人権は十分守られていると思っている人が、どのような人権課題に関心があるかをみると、最も割合の高かったのは「高齢者の人権」である。人権は十分守られているという意見に対し、どちらともいえない、あるいは、人権は十分守られていると思わない人では、それぞれ「障害のある人の人権」が最も多くなっている。

平成15年度調査と比較すると、総じて「高齢者の人権」と「子どもの人権」に対する関心が高まっていることがうかがえる。【P.68 図1 - 8 - 3】



1-6.子ども、配偶者、高齢者等への虐待や暴力を知った場合の対応

子ども、配偶者、高齢者等への虐待や暴力を知った場合の対応については、「公的機関(県、市町村(地域包括支援センター含む。) 法務局、人権擁護委員に相談する」が43.8%で最も割合は高く、次いで「関係救済機関(子どもの場合は児童相談所など、配偶者の場合は配偶者暴力相談支援センターや警察など)へ通報する」が37.4%、「虐待や暴力を受けている本人に事情を聞く」が29.0%となっている。【P.69 図 1 - 9】

1 - 7 .「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組

「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組については、「人権侵害を受けた人に対する相談・支援体制を充実させる」が59.3%で最も割合が高く、次いで「ラジオやテレビなどのメディアを使った啓発活動を積極的に行う」が29.2%、「NPOなどと連携を深め、民間の人権団体の活動を支援していく」が16.7%、「人権に関する講演会を開催する」が16.6%となっている。人権侵害に関する相談・支援の機関として機能の充実が求められている。【P.72 図 1 - 10】



2.女性の人権について

2-1.女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

(平成15年度調査では、「関心のあること」を問う設問)

女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「家事・育児や介護などを 男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が46.2%で最も割合が高く、次いで「男は仕事、 女は家事・育児など男女の固定的な役割分担意識がある」が30.6%、「職場で、採用あるい は昇進などで男女のあつかいに違いがある」が27.3%となっている。

平成15年度調査と比較し、割合が最も増加した項目は「レイプ(強姦)などの女性への性暴力が発生している」で6.4ポイントの増加(平成20年度:5位、平成15年度:7位)反対に最も減少した項目は「議員や会社役員、管理職などに女性が十分参画していない」で9.8ポイントの減少(平成20年度:8位、平成15年度:4位)であった。【P.75 図2-1】

性年齢別でみると、男女のいずれの年代も「家事・育児や介護などを男女が共同して行う 社会の仕組みが不十分」が最も多く、なかでも女性の30歳代(58.0%)が最も多くなってい る。「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」や「妊娠や出産など 母性健康管理について、十分に保障されていない」は女性の20歳代で最も割合が高く、年齢 が上がるほど割合は低くなる傾向が見られる。【P.76 図 2 - 1 - 1】

「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がある人では、「夫や恋人などから暴力をうける(夫や恋人などからの暴言、危害の恐怖を感じる脅迫、行動制限や暴力)」において、割合でみる順位は全体と比較しても上位にあり、経験がない人と比較すると経験がある人の方が、問題だと強く捉えられている傾向がうかがえる。【P.81 図 2 - 1 - 4】

2 - 2 . 女性の人権を守るために特に必要なこと

女性の人権を守るために特に必要なことについては、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が43.9%で最も割合が高く、次いで「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が23.5%、「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」と「女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する」が共に21.3%となっている。

平成15年度調査と比較し、割合が最も増加した項目は「女性のための相談体制を充実させる」で2.1ポイントの増加(平成20年度:5位、平成15年度:6位) 反対に最も減少した項目は「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」で6.2ポイントの減少(平成20年度:3位、平成15年度:2位)であった。【P.82 図2-2】

性別でみると、男女共に「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最上位となっている。性別で2番目に割合の高かった項目を比較してみると、男性は「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が、女性は「女性

が被害者となる犯罪の取締りを強化する」の割合がそれぞれ比較的高かった。

【P.83 図2-2-1】



「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がある人では、「ドメスティック・バイオレンス(DV: 夫や恋人からの暴力)への対応を強化する」において、割合でみる順位は全体と比較しても上位にあり、経験がない人と比較すると経験がある人の方が、女性の人権を守るために必要なこととして、強く意識されている傾向がうかがえる。【P.88 図 2 - 2 - 4】



3.子どもの人権について

3 - 1 . 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること

(平成15年度調査では、「関心のあること」を問う設問)

子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が60.1%で最も割合が高く、次いで「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が51.7%、「子どもを成績や学歴だけで判断する」が31.2%となっている。

平成 15 年度調査と比較すると、上位 2 項目と「児童福祉施設などにおいて処遇に不十分な面がある」は平成 15 年度より平成 20 年度のほうが割合が高い。特に「子どもを成績や学歴だけで判断する」は 10.1 ポイント平成 15 年度より低くなっている(平成 20 年度、平成 15年度:共に3位)。また今回新たな選択項目として追加した「インターネットの書き込みなどで特定の子どもが攻撃される」の結果は 23.1%で、無回答を除く 13 項目のうち5番目に高い結果となっている。仲間はずれや無視、暴力などのいじめに加え、匿名性を背景にしたいじめ問題への関心の高まりがうかがえる。【P.89 図 3 - 1】

年齢別でみると「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」では 子育て期に該当すると思われる20歳~30歳代の割合が最も高く、その他の年代でも2番目に 割合が高い。特に30歳代と70歳以上では差が見られ、70歳以上の方が29.2ポイント低くなっ ている。【P.90 図3-1-1】

3 - 2 . 子どもの人権を守るために特に必要なこと

子どもの人権を守るために特に必要なことについては、「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が50.1%で最も割合が高く、次いで「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が42.8%、「家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる」が41.4%となっている。

平成15年度調査と比較し、割合が最も増加した項目は「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」で4.3ポイントの増加(平成20年度:2位、平成15年度:3位) 反対に最も減少した項目は「家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる」で4.6ポイントの減少(平成20年度:3位、平成15年度:2位)であった。【P.96 図3-2】 性別において最も割合が高い項目をみると、男性は「家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる」が43.2%に対し、女性は「子どもに自分を大切にし、他人も大切

にする思いやりを教える」が56.0%であり、男女で考えの違いがみられる。【P.97 図3 - 2

- 1]



4. 高齢者の人権について

4-1. 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

(平成15年度調査では、「関心のあること」を問う設問)

高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「悪徳商法などの消費者被害が多い」が41.4%「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」が41.2%の順で割合が高く、次いで「介護や福祉サービスが十分でない」が32.8%となっている。

平成15年度調査と比較し最も増加した項目は「病院や福祉施設において高齢者に対して拘束や虐待などがある」で5.0ポイントの増加(平成20年度:7位、平成15年度:8位) 反対に最も減少した項目は「仕事やボランティアなどで自分の能力を発揮する機会が少ない」で5.8ポイントの減少(平成20年度、平成15年度:共に4位)であった。【P.103 図4-1】

年齢別でみると30・40歳代、70歳以上は「悪徳商法などの消費者被害が多い」が最も多く、20・50・60歳代は「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」が最も多くなっている。【P.104 図 4 - 1 - 1】

人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がある人では、「さまざまな施設や器具が、高齢者の利用しやすいようにつくられていない」において、割合でみる順位は全体と比較しても上位にあり、経験がない人と比較すると経験がある人の方が、問題だと強く捉えられている傾向がうかがえる。【P.108 図 4 - 1 - 4】

4 - 2 . 高齢者の人権を守るために特に必要なこと

高齢者の人権を守るために特に必要なことについては、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が51.8%で最も割合が高く、次いで「学校や家庭、地域で高齢者への理解を深め尊敬や感謝の心を育てる」が39.9%、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が33.3%となっている。

選択肢は若干異なるが平成 15 年度調査と比較し、割合が最も増加した項目は「病院や施設での高齢者の拘束や虐待に対する対応を徹底する」で 1.7 ポイントの増加(平成 20 年度:11位、平成 15 年度:10位) 反対に最も減少した項目は「高齢者が能力や経験をいかせるような学習や活動、就業機会を増やす」で 8.8 ポイントの減少(平成 20 年度:3位、平成 15 年度:2位)であった。【P.109 図4-2】

年齢別でみると特徴的な項目としては、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、 就業機会を増やす」に関しては30~50歳代が比較的割合が高く、「社会に貢献してきたので、 家でゆっくりと暮らせる環境を整える」では50~70歳以上において比較的高い傾向にある。 【P.110 図4-2-1】

関心のある人権課題別(高齢者の人権への関心の有無別)でみると、関心をもっている人では、「高齢者は十分に社会に貢献してきたのだから、家でゆっくり暮らせるような環境を整える」において、割合でみる順位は全体と比較しても上位にあり、関心をもっていない人より関心をもっている人の方が、高齢者の人権を守るために必要なこととして、強く

意識されている傾向がうかがえる。【P.114 図4 - 2 - 3】



5. 障害のある人の人権について

5-1、障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

(平成15年度調査では、「関心のあること」を問う設問)

障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が 63.3%で最も割合が高く、次いで「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」が 45.5%、「道路の段差や駅の建物の階段などがあるため外出しづらい」が 23.0%となっている。

平成 15 年度調査と比較し、割合が最も大きく増加した項目は「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」で 14.7 ポイントの増加(平成 20 年度、平成 15 年度共に: 1 位)、反対に最も大きく減少した項目は「道路の段差や駅の建物の階段などがあるため外出しづらい」で 11.8 ポイントの減少(平成 20 年度: 3 位、平成 15 年度: 2 位)であった。【P.116 図 5 - 1】

年齢別でみると、いずれの年代も「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が最も多く、30~50歳代で7割台を占める。また上記の項目と「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」の項目は、70歳以上において割合が最も低くなっている。【P.117 図 5 - 1 - 1】

5 - 2 . 障害のある人への配慮や工夫についての考え

障害のある人への配慮や工夫についての考えについては、「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が40.7%で最も割合が高く、「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」の14.4%と合計すると55.1%と、障害のある人へ対する何かしらの配慮、工夫が必要だと考える人が5割を越える。「不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない」は15.2%となっている。【P.123 図 5 - 2 】



5 - 3 . 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと

障害のある人の人権を守るために特に必要なことについては、「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が50.1%で最も割合が高く、次いで「精神科への偏見をなくし誰もが心の病を治療できる社会の実現」が25.0%、「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が24.4%となっている。

平成 15 年度調査では、「学校教育の中で障害のある人への理解を深める教育を充実させる」が 48.3%で最も割合が高く、次いで「段差をなくしたりトイレを整備するなどバリアフリー 化をすすめる」が 45.7%、「障害のある人の仕事の就く場所や機会をつくる」が 34.7%となっている。今回の調査において選択項目を大幅に変更しているが、障害のある人への理解を 深めるための学校教育の充実を挙げる人は依然多い。【P.127 図 5 - 3 】

年齢別でみると、いずれの年代も「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が最も多く、なかでも30歳代で57.9%と最も割合が高くなっている。次いで20・40歳代は「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」、30・50・60歳代は「精神科への偏見をなくし誰もが心の病を治療できる社会の実現」、70歳以上は「バリアフリー化をすすめ、活動に参加しやすい環境を整える」となっている。【P.128 図 5 - 3 - 1】

「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がある人では、「卒業後も一貫して支援を行うため、関係機関とネットワークを構築」において、割合でみる順位は全体と比較しても上位にあり、経験のない人と比較すると経験のある人の方が、障害のある人の人権を守るために必要なこととして、強く意識されている傾向がうかがえる。【P.133 図 5 - 3 - 4】



6. 同和問題について

6-1.同和問題を知ったきっかけ

同和問題を知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」が33.6%で最も割合が高く、次いで「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が23.5%、「家族から聞いた」が18.3%となっており、学校教育の影響が大きくなっている。【P.134 図6 - 1】年齢別でみると、20~40歳代は「学校の授業で教わった」の割合が高く、60歳以上は「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」の割合が最も高くなっている。【P.135 図6 - 1 - 1】

6 - 2 . 同和問題に関しての問題点

同和問題に関しての問題点については、「結婚の時に周囲の人が反対をする」が 45.9%で最も割合が高く、次いで「身元調査が行われている」が 19.0%、「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」が 18.0%となっている。【P.138 図 6 - 2 】

年齢別でみると、いずれの年代も「結婚の時に周囲の人が反対をする」が最も多く、なかでも30歳代が54.4%で最も割合が高くなっている。次いで20・30歳代は「同和地区住民との付き合いを避ける」、40~60歳代は「身元調査が行われている」、70歳以上は「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」となっている。【P.139 図6 - 2 - 1】世代に関係なく、結婚差別が同和問題における大きな差別事象として捉えられている傾向が強い。

「同和問題」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がある人では、「同和地区住民との付き合いを避ける」において、割合でみる順位は全体と比較しても上位にあり、経験のない人と比較すると経験のある人の方が、同和問題の問題点として強く捉えられている傾向がある。【P.144 図 6 - 2 - 4】

6 - 3 . 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応

仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応については、「当然、子どもの意思を尊重する」が52.3%で最も割合が高く、次いで「反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない」が18.8%となっている。【P.145 図 6 - 3 】

性別でみると、男女とも「当然、子どもの意思を尊重する」が最も多いが、男性より女性のほうがその割合は 10.9 ポイント低い。一方、女性は、「わからない」の割合が男性に比べて 9.0 ポイント高くなっている。【P.146 図 6 - 3 - 1】



7.外国人の人権について

7-1.外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

(平成15年度調査では、「関心のあること」を問う設問)

外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が49.0%で最も割合が高く、次いで「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」が27.3%、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている」が24.7%となっている。

平成 15 年度調査と比較すると、いずれの項目も平成 15 年度より割合は高くなっている。なかでも平成 15 年度調査と比較し最も増加した項目は、「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」で 6.9 ポイントの増加(平成 20 年度: 2 位、平成 15 年度: 3 位)であった。【P.149 図7 - 1】

年齢別でみると、いずれの年代も「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が最も多く、なかでも30歳代が56.6%で最も割合が高くなっている。【P.150 図7-1-1】

7 - 2 . 外国人の人権を守るために特に必要なこと

外国人の人権を守るために特に必要なことについては、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が45.7%で最も割合が高く、次いで「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」が33.2%、「日本人と外国人との交流の機会を増やす」が33.1%となっている。

平成 15 年度調査と比較し最も増加した項目は「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」で 8.5 ポイントの増加 (平成 20 年度: 2 位、平成 15 年度: 3 位)であった。【P.154 図 7 - 2】

年齢別でみると、いずれの年代も「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が最も多く、なかでも 40 歳代が 49.2%で最も割合が高くなっている。また、「日本人と外国人との交流の機会を増やす」では 20・30 歳代が高く、「仕事に就きやすい環境をつくる」では 20歳代が比較的高い割合となっている。【P.155 図7 - 2 - 1】



- 8. H I V 感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について
 - 8 1 . H I V 感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事で、人権上、 特に問題のあること(平成 15 年度調査では、「関心のあること」を問う設問)

HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事で、人権上、特に問題のあることについては、「病気についての理解や認識が十分でない」が66.2%と過半数を占め、最も割合が高くなっている。次いで「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」が36.9%、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」が30.6%となっている。

平成15年度調査と比較し、最も大きく増加した項目は「病気についての理解や認識が十分でない」で15.5ポイントの増加(平成20年度、平成15年度:共に1位)、反対に最も減少した項目は「興味本位の報道がなされる」で5.1ポイントの減少(平成20年度、平成15年度:共に6位)であった。【P.159 図8-1】

年齢別でみると、いずれの年代も「病気についての理解や認識が十分でない」が最も多く、20~50歳代での割合は70%以上となっている。また、「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」、「医療施設や療養環境が十分でない」なども70歳以上が最も割合が低くなっている。【P.160 図8-1-1】

8 - 2 . H I V 感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るため に特に必要なこと

HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なことについては、「医療保険制度を充実させる」が39.8%で最も割合が高く、次いで「各種イベントを通して、病気についての正しい知識を普及啓発する」が32.0%、「病気に対する予防策を充実する」が30.6%となっている。

平成15年度調査と比較し最も増加した項目は「医療保険制度を充実させる」で7.3ポイントの増加(平成20年度:1位、平成15年度:2位)、反対に最も減少した項目は「十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う」で8.0ポイントの減少(平成20年度:4位、平成15年度:1位)となっている。【P.164 図 8 - 2】

年齢別でみると、20~50歳代は「医療保険制度を充実させる」が最も多く、60歳代以上は「各種イベントを通して、病気についての正しい知識を普及啓発する」が最も多くなっている。また「医療保険制度を充実させる」では年齢が高くなるにつれて割合が低くなる傾向が見られる。【P.165 図8-2-1】



9.犯罪被害者とその家族の人権について

9 - 1.犯罪被害者とその家族に関することで、人権上、特に問題のあること (平成 15 年度調査では、「関心のあること」を問う設問)

犯罪被害者とその家族に関する事で、人権上、特に問題のあることについては、「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」が54.6%で最も割合が高く、次いで「被害者の写真などが公表され、プライバシーが侵害されている」が34.3%、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」が29.7%となっている。

平成15年度調査と比較し最も大きく増加した項目は「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」で10.5ポイントの増加(平成20年度:1位、平成15年度:2位)であった。【P.170 図9-1】

年齢別でみると、いずれの年代も「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」が最も多くなっている。【P.171 図 9 - 1 - 1】

関心のある人権課題別(犯罪被害者とその家族の人権への関心の有無別)でみると、関心をもっている人において「加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない」については、割合でみる順位では全体と比較しても上位にあり、関心をもっていない人と比較すると関心をもっている人の方が、問題点として強く捉えられている傾向がみられる。捜査情報を知ることも犯罪被害者の人権(権利)のひとつとして捉えられていることがうかがえる。【P.174 図9-1-3】

9-2.犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと

犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なことについては、「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が58.2%で最も割合が多く、次いで「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」が22.8%、「加害者への捜査や裁判について被害者が十分な情報を得られること」が21.9%となっている。【P.175 図9 - 2】

年齢別でみると、いずれの年齢も「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が最も多く、なかでも 20 歳代が 67.0%で最も割合が高くなっている。【P.176 図 9 - 2 - 1】

関心のある人権課題別(犯罪被害者とその家族の人権への関心の有無別)でみると、関心をもっている人において「被害者に対する経済的な支援制度を充実する」については、割合でみる順位は全体と比較しても上位にあり、関心をもっていない人と比較すると関心をもっている人の方が、犯罪被害者とその家族を守るために必要なこととして、強く意識されている傾向がうかがえる。【P.180 図9 - 2 - 3】



10. インターネットを利用した人権侵害について

10-1.インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあること

インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあることについては、「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」が52.1%で最も割合が高く、次いで「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が49.0%、「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が48.1%となっている。【P.181図 10-1】

年齢別でみると、50歳代以上は「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」が最も多く、20・40歳代は「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」、30歳代は「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が最も多くなっている。【P.182 図 10 - 1 - 1】

10 - 2 . インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なこと

インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なことについては、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が48.7%で最も割合が高く、次いで「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」が37.5%、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が34.9%となっている。【P.186 図10 - 2】

いずれの性別、年齢においても「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の 割合が最も高かった。【P.187 図10 - 2 - 1】



11. 医療の現場における患者の人権について

11-1.医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること

医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあることについては、「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」が 43.8%で最も割合が高く、いわゆる"インフォームドコンセント"が患者の人権(権利)の一概念として捉えられている。次いで「救急患者の受け入れ拒否」が 41.2%、「診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取」と「医療過誤(医療ミス)」が共に 31.2%となっている。【P.192 図 11 - 1】 年齢別でみると、20歳、30歳代は「救急患者の受け入れ拒否」が最も多く、40歳代以上では「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」が最も多くなっている。【P.193 図 11 - 1 - 1】

11 - 2 . 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと

医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なことについては、「医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う」が74.4%と全体の7割を占め最も割合が高く、次いで「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」が49.1%、「治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する」が34.2%となっている。"インフォームドコンセント"は患者の人権を守るために必要な取組課題として捉えられると共に、患者の生命が守られるよう医療体制の整備を求める声も少なくない。【P.197 図11 - 2】

年齢別でみると、いずれの年代も「医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う」が最も多くなっている。また、「救急外来の利用に際し、適正な受診を選択できるような取り組み」は20歳代(35.6%)、30歳代(46.5%)で高い。【P.198 図11 - 2 - 1】





Ⅱ-3 調査結果

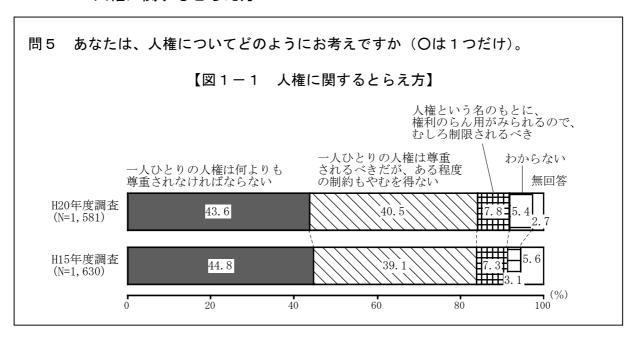




Ⅱ-3 調査結果

1. 人権全般について

1-1. 人権に関するとらえ方



人権に関するとらえ方については、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が43.6%で最も割合が高く、次いで「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が40.5%となっており、この2項目で8割以上を占めている。

平成15年度調査と比較すると、いずれの項目においても大きな差はみられない。 (図 1-1)

【性別】

性別でみると、男女とも「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が最も割合が高く、男性が45.3%、女性が43.4%となっており、「人権という名のもとに、権利のらん用がみられるので、むしろ制限されるべき」は女性の5.7%より男性の10.9%のほうが5.2ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」は男性が3.0ポイント高く、女性が3.7ポイント低くなっている。一方「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」は男性が3.8ポイント低く、女性が6.2ポイント高くなっている。(図1-1-1)

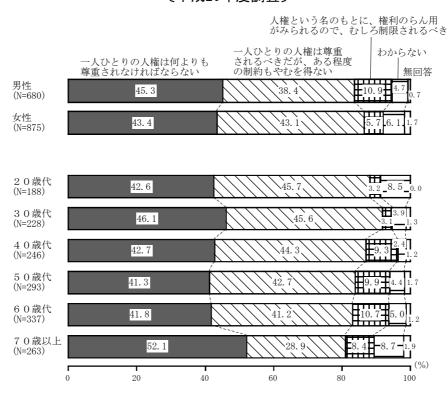
【年齢別】

年齢別でみると、20・40・50歳代は「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」より「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」のほうが割合は高くなっている。また、「一人ひとりの人権は尊重さ

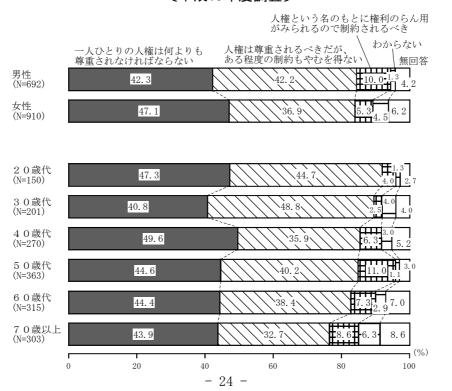
れるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」は、若い年代ほど割合が高くなっている。

平成15年度調査と比較すると最も大きな差が表れているのは、「一人ひとりの人権は 尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」の40歳代で49.6%となっており、 平成15年度より8.4ポイント高くなっている。(図1-1-1)

【図1-1-1 性別・年齢別 人権に関するとらえ方】 [平成20年度調査]



[平成15年度調査]

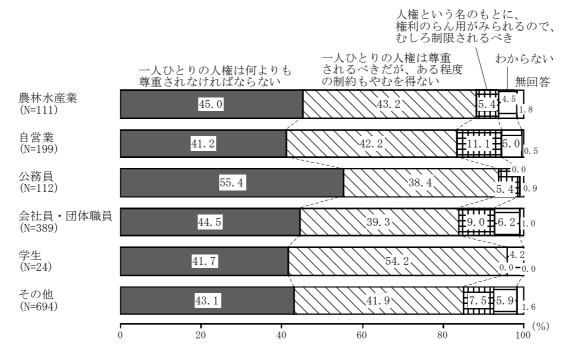




【職業別】

職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員は「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が最も高く、なかでも公務員は55.4%と5割台を占めている。自営業、学生は「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が最も割合が高くなっている。また、「人権という名のもとに、権利のらん用がみられるので、むしろ制限されるべき」は自営業のみ11.1%で1割を超えている。(図1-1-2)

【図1-1-2 職業別 人権に関するとらえ方】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

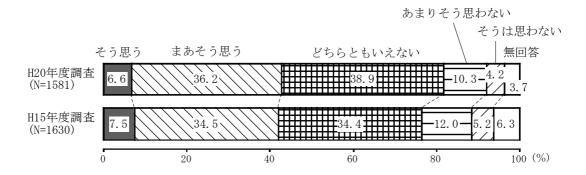


1-2. 和歌山県の人権に関する評価について

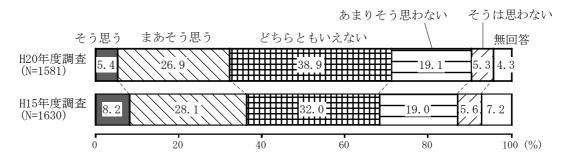
問6 「人権」に関する次のAからCの各設問について、あなたはどのようにお考えで すか(〇はそれぞれ1つずつ)。

【図1-2 和歌山県の人権に関する評価について】

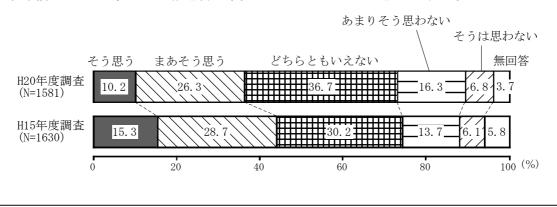
A 今の和歌山県では人権は、十分守られていると思いますか。



B 今の和歌山県では人権を守る教育(教育啓発活動)が十分行われていると思いますか。



C 数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきていると思いますか。



和歌山県の人権に関する評価については、"A 今の和歌山県では人権は、十分守られている"について、『そう思う』(「そう思う」と「まあそう思う」の合計)の割合は42.8%に対し、『そう思わない』(「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計)は14.5%で、人権が十分に守られていると考えている人が多い。



平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は0.8ポイント、「どちらともいえない」は4.5ポイント高く、『そう思わない』の割合は2.7ポイント低くなっている。

"B 今の和歌山県では人権を守る教育(教育啓発活動)が十分行われている"について、『そう思う』は32.3%に対し、『そう思わない』は24.4%で、十分行われているという意見が多くなっているが、「どちらともいえない」が38.9%で最も高い割合となっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は4.0ポイント低く、「どちらともいえない」は6.9ポイント高くなっている。また、『そう思わない』は大きな差はみられない。

"C 数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている"について、『そう思う』は36.5%に対し、『そう思わない』は23.1%で、人権意識は高くなってきているという意見が多いが、「どちらともいえない」も36.7%で大きな差はみられない。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は7.5ポイント低く、「どちらともいえない」は6.5ポイント、『そう思わない』は3.3ポイント高くなっている。(図1-2)



"A 今の和歌山県では人権は十分に守られている"に対する意見

【性別】

性別でみると、『そう思う』は女性の39.6%より男性の48.7%のほうが9.1ポイント高く、『そう思わない』は男性の14.1%より女性の15.2%のほうが1.1ポイント高くなっている。

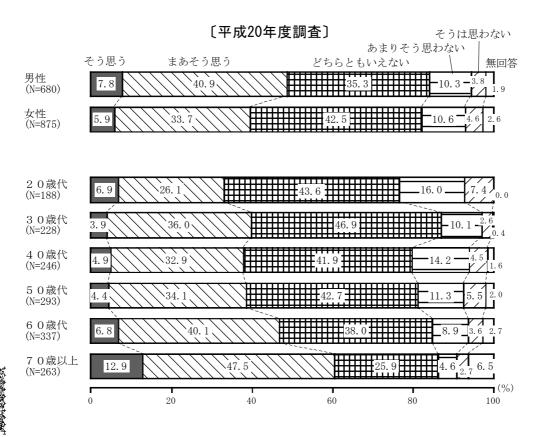
平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は男女共に平成15年度より割合は高く、『そう思わない』は男女共に平成15年度より割合は低くなっている。(図1-2-1)

【年齢別】

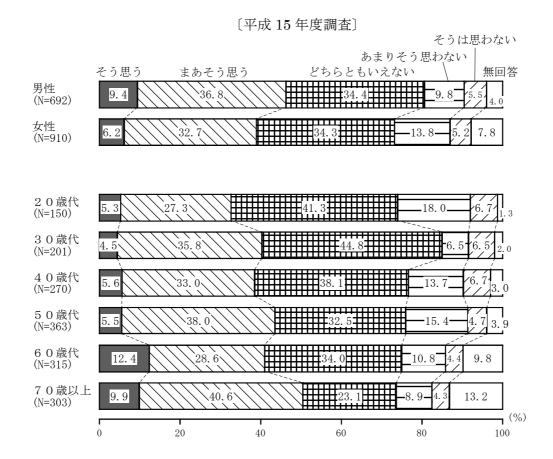
年齢別でみると、『そう思う』は、70歳以上が60.4%と最も割合が高く、20歳代は33.0%で最も割合は低い。一方、『そう思わない』の合計は20歳代が23.4%で最も割合が高く、70歳以上が7.3%で最も割合が低い結果となっている。

平成15年度調査と比較すると最も大きな差が表れているのは、『そう思う』の70歳代で、平成15年度より9.9ポイント高くなっている。(図1-2-1)

【図1-2-1 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について "A 今の和歌山県では人権は十分に守られている"に対する意見】



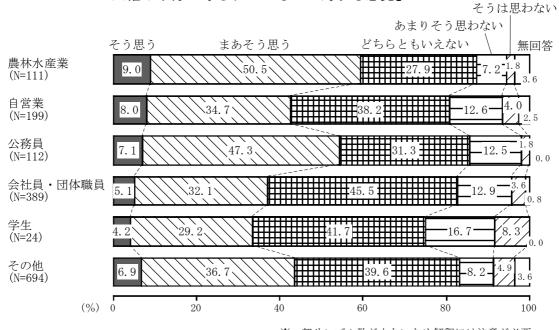


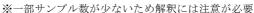


【職業別】

職業別でみると、『そう思う』は農林水産業が59.5%で最も割合が高く、次いで公務員が54.4%となっている。一方、『そう思わない』は学生が25.0%で最も割合が高く、次いで自営業が16.6%となっている。(図 1-2-2)

【図1-2-2 職業別 和歌山県の人権に関する評価について "A 今の和歌山県では 人権は十分に守られている"に対する意見】







"B 今の和歌山県では人権を守る教育(教育啓発活動)が十分行われている"に対する意見

【性別】

性別でみると、『そう思う』は女性の32.0%より男性の34.2%のほうが2.2ポイント高く、『そう思わない』は男性が24.7%、女性が24.8%とほぼ等しい。

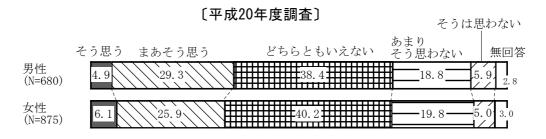
平成15年度調査と比較すると、『そう思う』が男女共に平成15年度より割合は低く、『そう思わない』は女性のみ平成15年度より割合が高い。(図1-2-4)

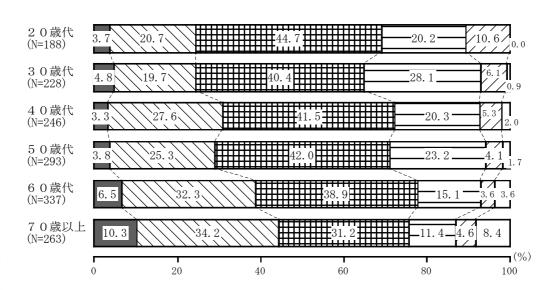
【年齢別】

年齢別でみると、『そう思う』は年齢が上がるほど割合が高い傾向にあり、70歳以上は44.5%で割合が最も高い。一方、『そう思わない』は30歳代が34.2%で最も割合が高く、次いで20歳代が30.8%となっており若い年代で割合が高い傾向となっている。

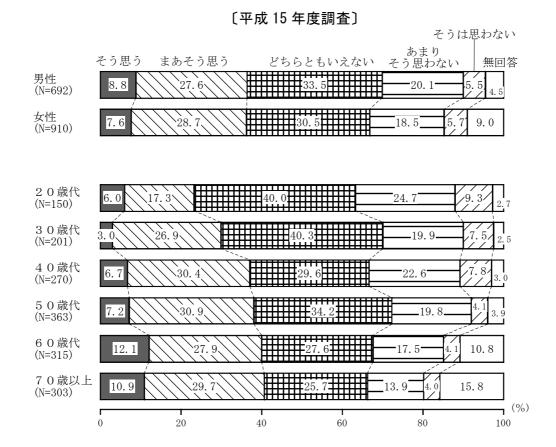
平成15年度調査と比較すると最も大きな差が表れているのは、『そう思わない』の30歳代で、平成15年度より6.8ポイント高くなっている。(図1-2-4)

【図1-2-4 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について "B 今の和歌山県では人権を守る教育(教育啓発活動)が十分行われている"に対する意見】





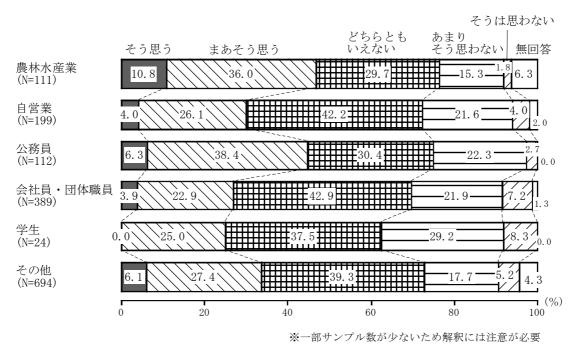




【職業別】

職業別でみると、『そう思う』は農林水産業が46.8%で最も割合が高く、次いで公務員が44.7%となっている。一方、『そう思わない』は学生が37.5%で最も割合が高く、次いで会社員・団体職員が29.1%となっている。(図1-2-5)

【図1-2-5 職業別 和歌山県の人権に関する評価について "B 今の和歌山県では 人権を守る教育(教育啓発活動)が十分行われている"に対する意見】





"C 数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている"に対する意見

【性別】

性別でみると、『そう思う』は女性の36.1%より男性の38.4%のほうが2.3ポイント高く、『そう思わない』も女性の22.6%より男性の24.4%のほうが1.8ポイント高い。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は男女共に平成15年度より割合は低く、『そう思わない』は男女共に平成15年度より割合は高くなっている。(図1-2-7)

【年齢別】

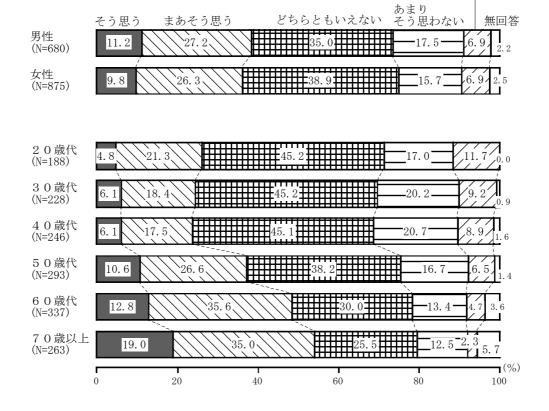
年齢別でみると、『そう思う』は、年齢が上がるほど割合が高くなる傾向があり、70歳以上が54.0%で最も割合は高い。一方、『そう思わない』は40歳代が29.6%で最も割合が高く、次いで30歳代が29.4%となっており、比較的若い年代で割合が高くなっている。

平成15年度調査と比較すると最も大きな差が表れているのは、『そう思う』の40歳代で、平成15年度より17.2ポイント低くなっている。(図1-2-7)

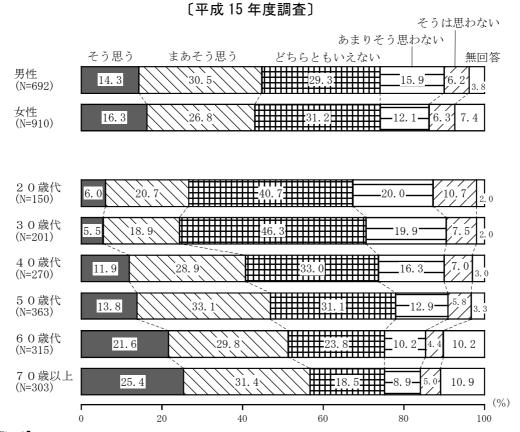
【図1-2-7 性別、年齢別 和歌山県の人権に関する評価について "C 数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている"に対する意見】

〔平成20年度調査〕

そうは思わない



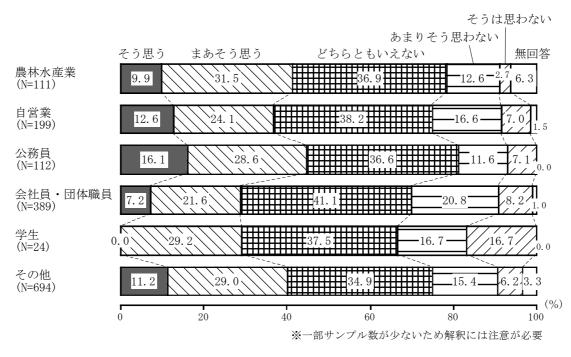




【職業別】

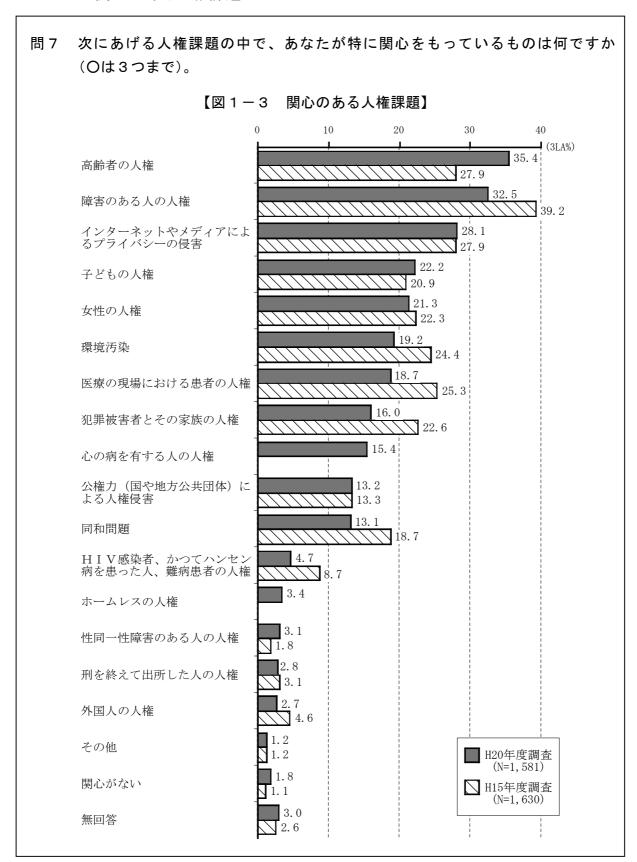
職業別でみると、『そう思う』は公務員が44.7%で最も割合は高く、次いで農林水産業が41.4%となっている。一方、『そう思わない』は学生が33.4%で最も割合が高く、次いで会社員・団体職員が29.0%となっている。(図1-2-8)

【図1-2-8 職業別 和歌山県の人権に関する評価について "C 数年前に比べて県 民の人権意識は高くなってきている"に対する意見】





1-3. 関心のある人権課題





関心のある人権課題については、「高齢者の人権」が35.4%で最も割合が高く、次いで「障害のある人の人権」が32.5%、「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」が28.1%となっている。

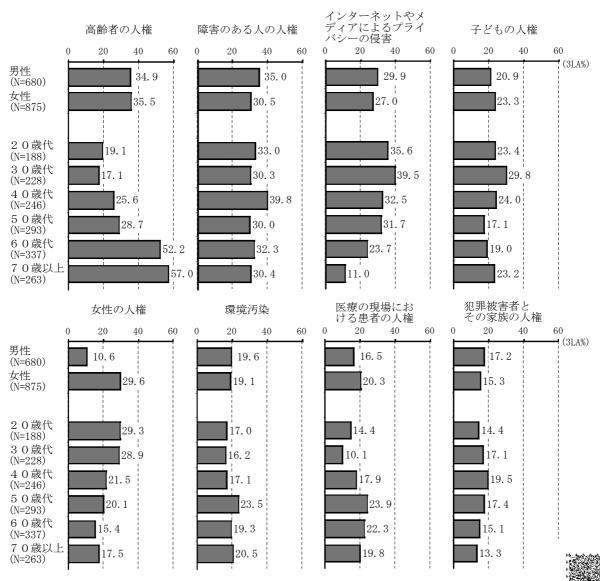
平成15年度調査と比較すると、「高齢者の人権」は平成15年度より7.5ポイント高いが、「障害のある人の人権」が6.7ポイント、「医療の現場における患者の人権」と「犯罪被害者とその家族の人権」は6.6ポイント、それぞれ低くなっている。(図1-3)

【性別】

性別でみると、「高齢者の人権」、「子どもの人権」、「女性の人権」、「医療の現場における患者の人権」、「心の病を有する人の人権」、「性同一性障害のある人の人権」は男性より女性の方が関心が高い。(図1-3-1)

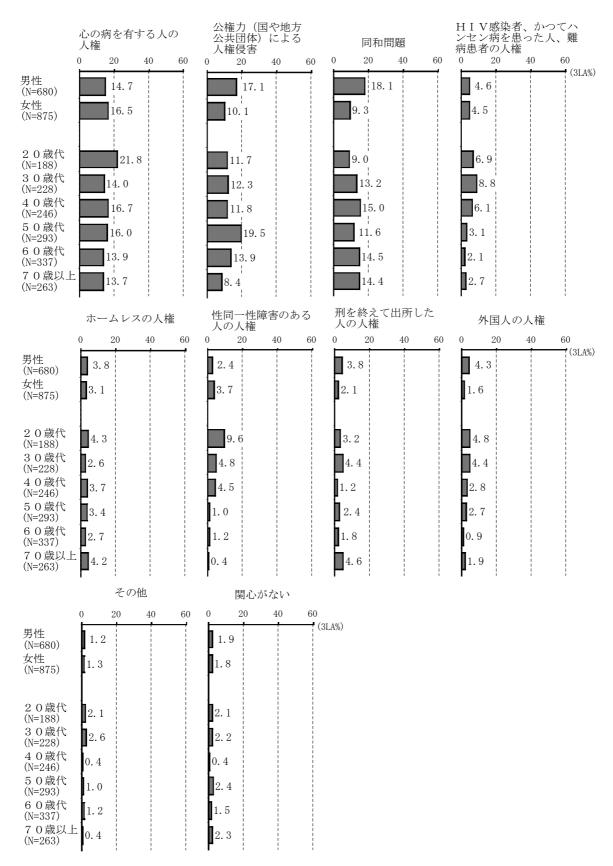
【年齢別】

年齢別でみると、「高齢者の人権」では60歳代で52.2%、70歳代で57.0%と割合が高く、「障害のある人の人権」では40歳代が39.8%、「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」では30歳代で39.5%と割合が最も高くなっている。(図1-3-1)



【図1-3-1 性別・年齢別 関心のある人権課題】

【図1-3-1 性別・年齢別 関心のある人権課題】

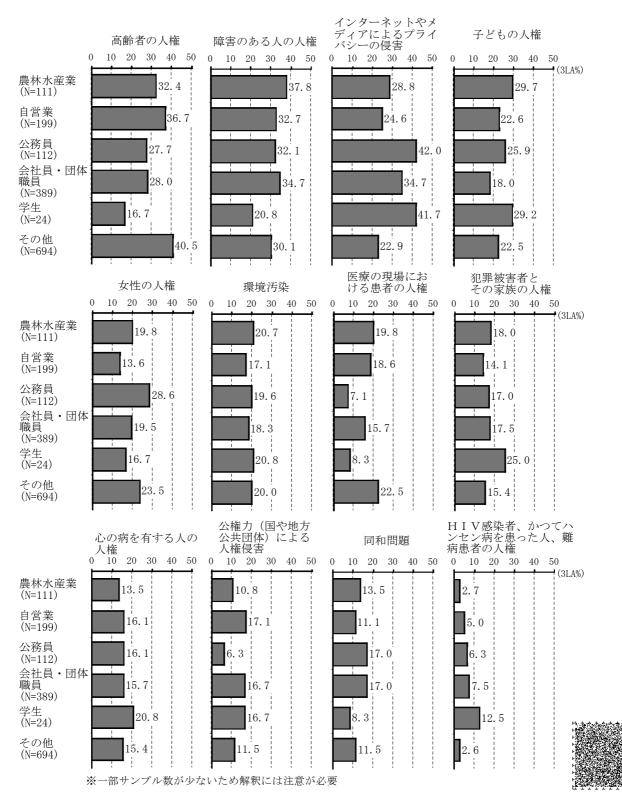




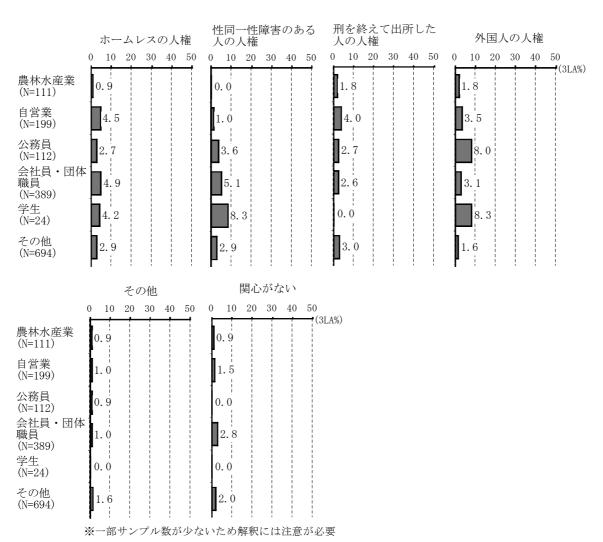
【職業別】

職業別でみると、農林水産業は「障害のある人の人権」が37.8%で最も割合は高く、自営業では「高齢者の人権」が36.7%で最も割合が高くなっている。公務員と学生は「インターネットによるプライバシーの侵害」がそれぞれ42.0%、41.7%と4割台で最も割合は高く、会社員・団体職員は「障害のある人の人権」と「インターネットによるプライバシーの侵害」が共に34.7%で最も割合が高くなっている。(図1-3-2)

【図1-3-2 職業別 関心のある人権課題】



【図1-3-2 職業別 関心のある人権課題】

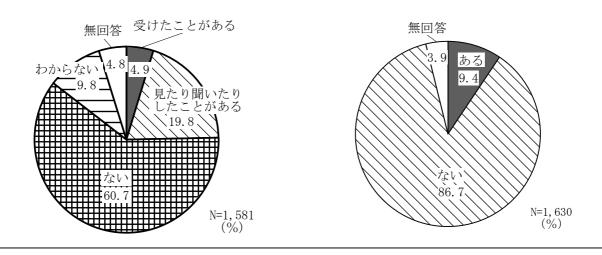




- 1-4. 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験
- (1) 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験
- 問8 あなたは、過去5年間に、人権侵害(差別・虐待など)を受けたことや見たり聞いたりしたことがありますか(〇は1つだけ)。

※「1 受けたことがある」、「2 見たり聞いたりしたことがある」と回答された方は次のA~Cについてもご回答ください。

(平成15年度調査) 問4. あなたは、ここ数年間に、自身やご家族のことで人権侵害(差別・虐待など) を受けたと感じたことがありますか。どちらか1つに〇をつけてください。



人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験については、「受けたことがある」が4.9%、「見たり聞いたりしたことがある」が19.8%、「ない」が60.7%で過半数を占めている。

選択肢は若干異なるが平成15年度調査と比較すると、「ある」の割合は平成15年度より4.5ポイント低くなっている。(図1-4)

【性別】

性別でみると、「受けたことがある」は男性より女性のほうが割合は高く、「見たり聞いたりしたことがある」も男性より女性のほうが割合は高くなっている。(図1-4-1)

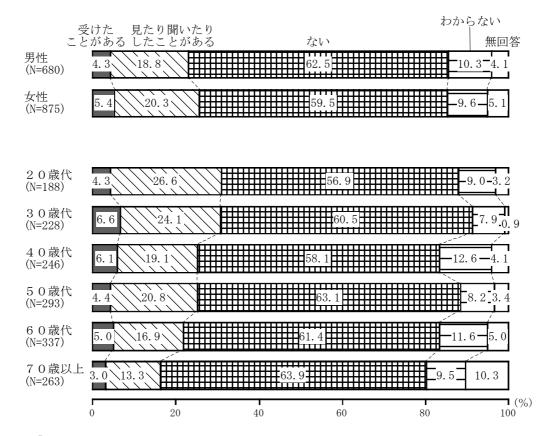
【年齢別】

年齢別でみると、「受けたことがある」は30歳代の6.6%が最も割合が高い。「見たり聞いたりしたことがある」は若い年代ほど比較的割合は高く、20歳代が26.6%で

最も割合が高くなっている。一方、「ない」は70歳以上が63.9%で最も割合が高くなっている。(図1-4-1)



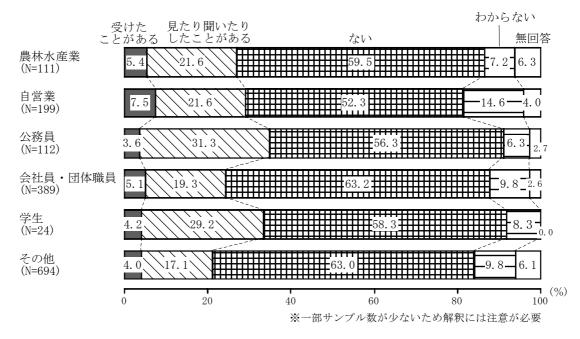
【図1-4-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験】



【職業別】

職業別でみると、「受けたことがある」は自営業が7.5%で最も割合が高く、「見たり聞いたりしたことがある」は公務員が31.3%で最も割合が高くなっている。 (図 1-4-2)

【図1-4-2 職業別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある 経験】



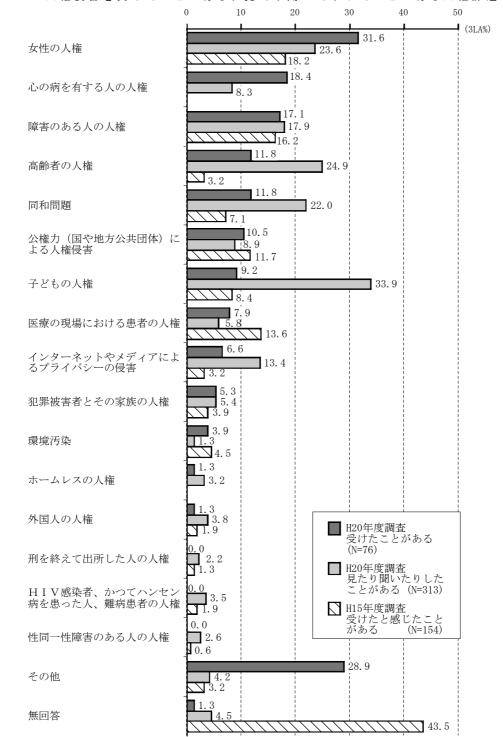


(2) 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容

問8で、「1 受けたことがある」、「2 見たり聞いたりしたことがある」と回答され た方におききします。

A: どのような人権課題に関わる内容ですか(〇は3つまで)。

【図1一5 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容】



※ 「その他」の主な内容:「職場における人権侵害」、「プライバシーの侵害」、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」、「職業、学歴、収入による差別」、「不当な調査、捜査」などに関わる人権侵害



人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、その内容をたずねると、受けたことがある人は「女性の人権」が31.6%で最も割合が高い。見たり聞いたりしたことがある人では「子どもの人権」が33.9%で最も割合が高く、次いで「高齢者の人権」が24.9%となっている。

人権侵害を受けたことがある人について、選択肢は若干異なるが平成15年度調査と比較すると、「女性の人権」、「障害のある人の人権」、「高齢者の人権」、「同和問題」、「子どもの人権」、「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」、「犯罪被害者とその家族の人権」は平成15年度より平成20年度の方が割合が高くなっている。(図1-5)

【性別】

性別でみると、受けたことがある人では、「高齢者の人権」、「外国人の人権」、「心の病を有する人の人権」は男性より女性の方が割合が高い(「女性の人権」に関しては女性の方が当然受けたことがある割合は男性より高くなる)。

見たり聞いたりしたことがある人では「子どもの人権」、「女性の人権」、「障害のある人の人権」、「外国人の人権」、「性同一性障害のある人の人権」、「心の病を有する人の人権」が男性より女性の方が割合が高くなっている。

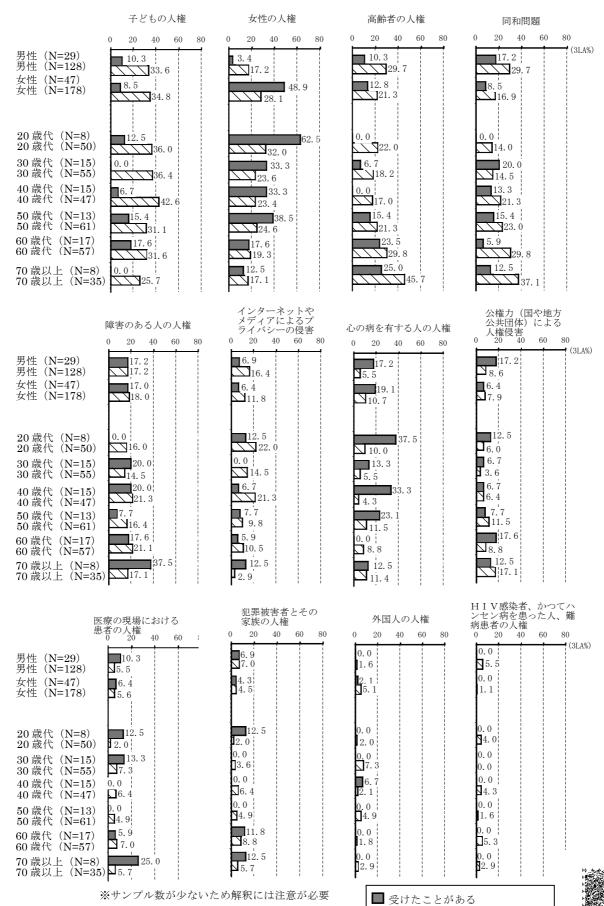
逆に「同和問題」では受けたことがある人は男性の17.2%に対し女性が8.5%で8.7 ポイント差、見たり聞いたりしたことがある人では男性が29.7%に対し女性は16.9%で12.8ポイント差と、女性より男性の方が割合は高くなっている。(図 1-5-1)

【年齢別】

年齢別でみると、「女性の人権」は受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人ともに20代の割合が一番高く、比較的若い年代ほど割合が高くなる傾向がある。(図 1-5-1)

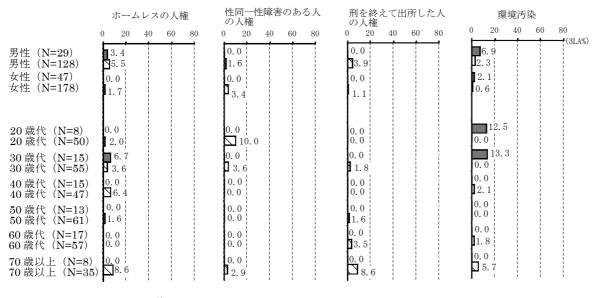


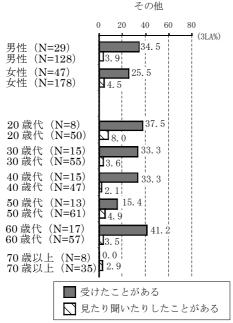
【図1-5-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別 人権課題】



■ 見たり聞いたりしたことがある

【図1-5-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別 人権課題】





※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

※「その他」の主な内容:「職場における人権侵害」、「プライバシーの侵害」、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」、「職業、学歴、収入による差別」、「不当な調査、捜査」などに関わる人権侵害



(3) 人権侵害の具体的な内容

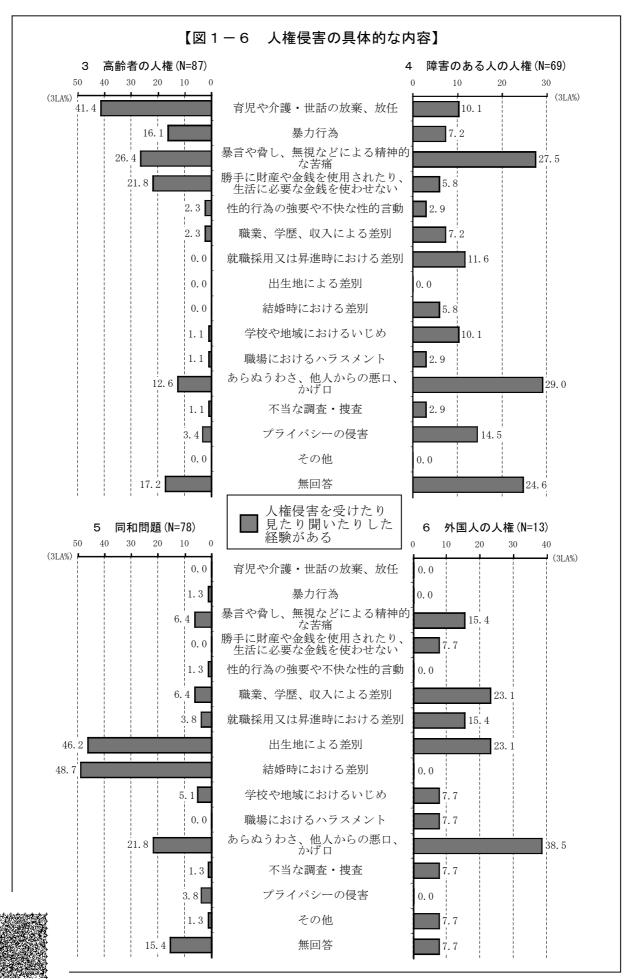
B: Aで回答した人権侵害は、具体的にどのような内容のものでしたか。下記の1~15 から選んで番号を上の回答欄にご記入下さい。回答は、Aで選んだ回答に対応する ように、下記の番号をそれぞれ3つまで記入して下さい。

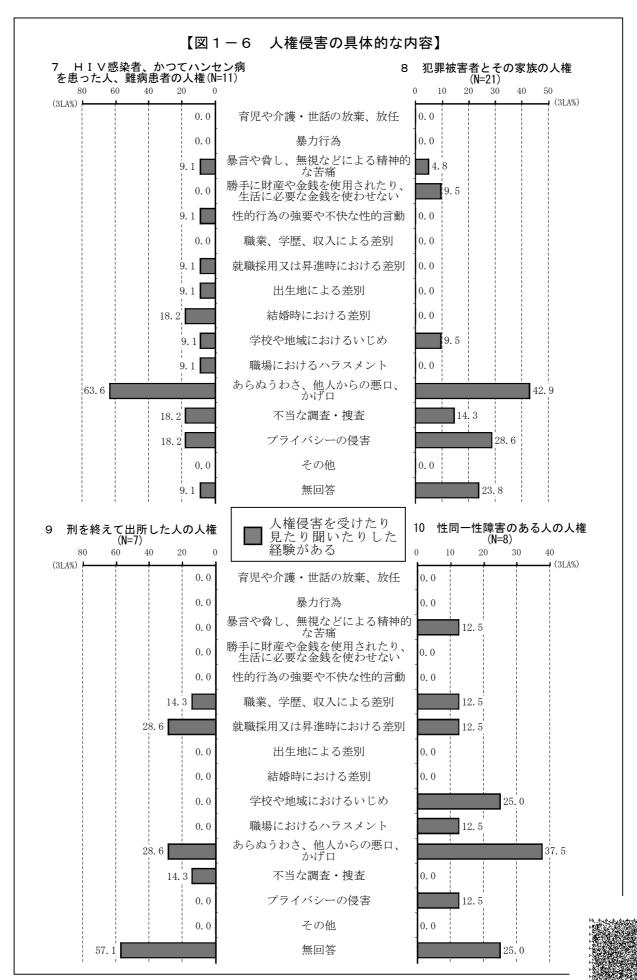
1 女性の人権(N=98) 2 子どもの人権(N=113) 10 40 30 20 20 (3LA%) (3LA%) 育児や介護・世話の放棄、放任 6.1 56.6 33.7 暴力行為 34. 5 暴言や脅し、無視などによる精神的 25.5 20.4 な苦痛 勝手に財産や金銭を使用されたり、 8. 2 0.9 生活に必要な金銭を使わせない 性的行為の強要や不快な性的言動 18.4 0.9 11.2 職業、学歴、収入による差別 2. 7 就職採用又は昇進時における差別 7.1 0.9 3. 1 出生地による差別 0.9 結婚時における差別 5. 1 0.9 学校や地域におけるいじめ 27. 4 0.0 職場におけるハラスメント 25.5 0.9 あらぬうわさ、他人からの悪口、 かげ口 12. 2 8.0 1.0 不当な調査・捜査 0.0 5. 1 プライバシーの侵害 2. 7 その他 1.0 0.0 無回答 8.2 9. 7 人権侵害を受けたり 見たり聞いたりした 経験がある

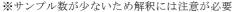
【図1-6 人権侵害の具体的な内容】

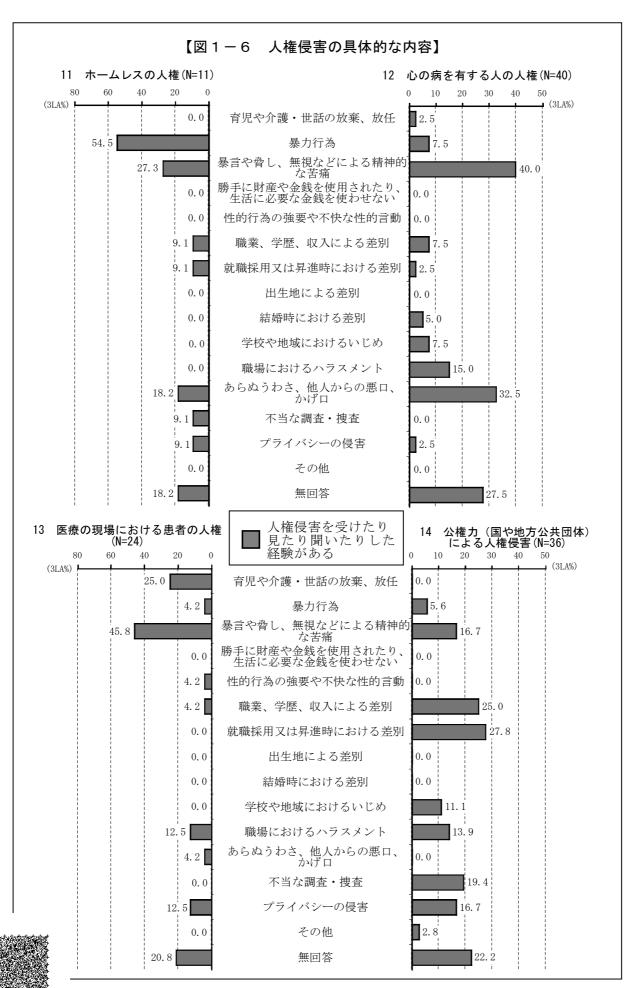
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

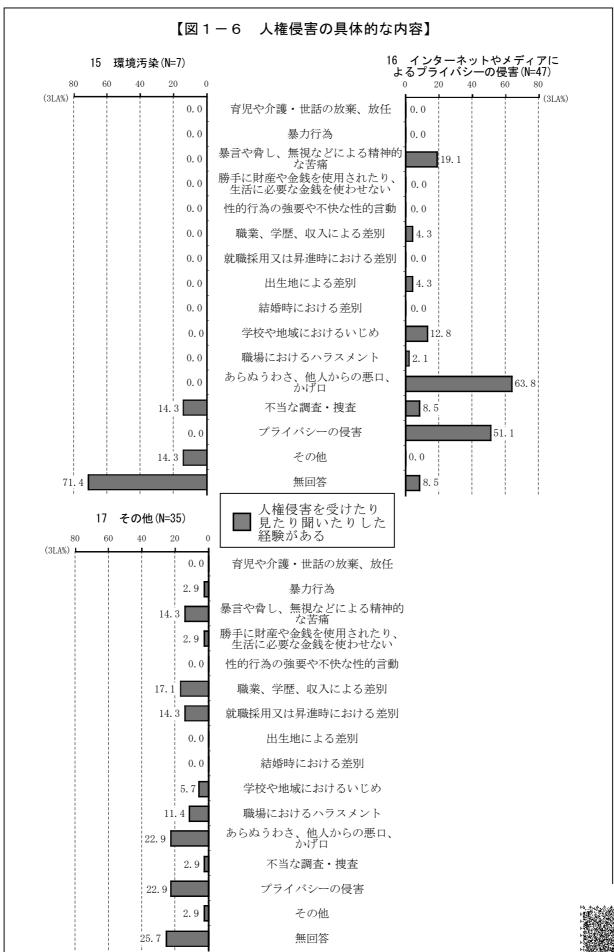














【人権侵害の具体的な内容】(図1-6参照)

人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、人権侵害の具体的な内容についてたずねると、"1 女性の人権"と"11 ホームレスの人権"は「暴力行為」がそれぞれ33.7%、54.5%と最も割合が高く、"2 子どもの人権"と"3 高齢者の人権"では「育児や介護・世話の放棄、放任」がそれぞれ56.6%、41.1%で4~5割台を占めている。"5 同和問題"では「結婚時における差別」が最も割合は高く、次いで「出生時による差別」が続いている。"4 障害のある人の人権"、"6 外国人の人権"、"7 HIV感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権"、"8 犯罪被害者とその家族の人権"、"10 性同一性障害のある人の人権"、"16 インターネットやメディアによるプライバシーの侵害"は「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が最も割合が高く、その中でも"16 インターネットやメディアによるプライバシーの侵害"が63.8%と高い割合となっている。(図1-6)

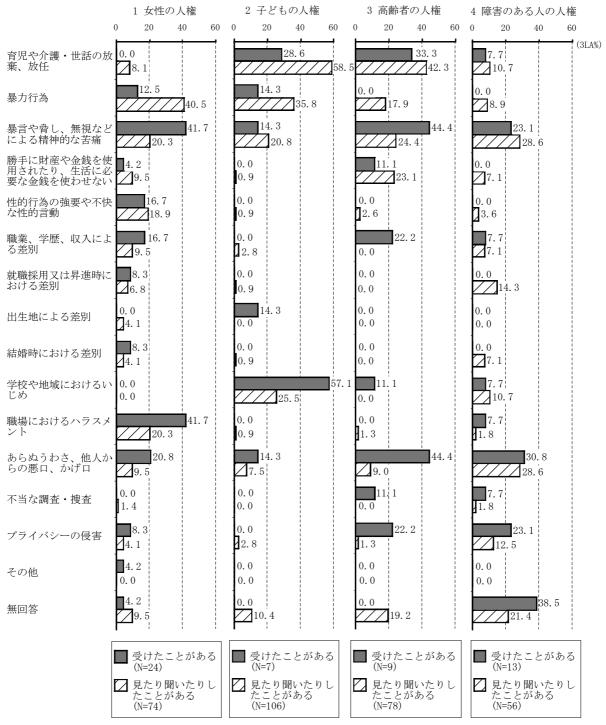
【人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別】 (図1-6-1参照)

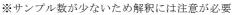
人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別でみると、"1女性の人権"については、受けたことがあるは「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」と「職場におけるハラスメント」が共に41.7%で最も割合が高く、見たり聞いたりしたことがあるは「暴力行為」が40.5%で最も割合が高い。次いで「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」と「職場におけるハラスメント」が共に20.3%となっている。

- "2 子どもの人権"については、受けたことがあるは「学校や地域におけるいじめ」が57.1%、見たり聞いたりしたことがあるは「育児や介護・世話の放棄・放任」が58.5%で最も割合が高くなっている。
- "3 高齢者の人権"については、受けたことがあるは「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」と「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が共に44.4%で最も割合が高く、見たり聞いたりしたことがあるは「育児や介護・世話の放棄・放任」が42.3%で最も割合が高くなっている。
- "4 障害のある人の人権"については、受けたことがあるは「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が30.8%で最も割合が高く、見たり聞いたりしたことがあるは「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」と「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が共に28.6%で最も割合が高くなっている。
- "5 同和問題"については、受けたことがあるは「出生地による差別」と「結婚時における差別」が55.6%で最も割合が高く、見たり聞いたりしたことがあるは「結婚時における差別」が47.8%で最も割合が高くなっている。
- "16 インターネットやメディアによるプライバシーの侵害"については、受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあるとも「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が最も割合が高く、それぞれ60.0%、64.3%となっている。(図1-6-1)

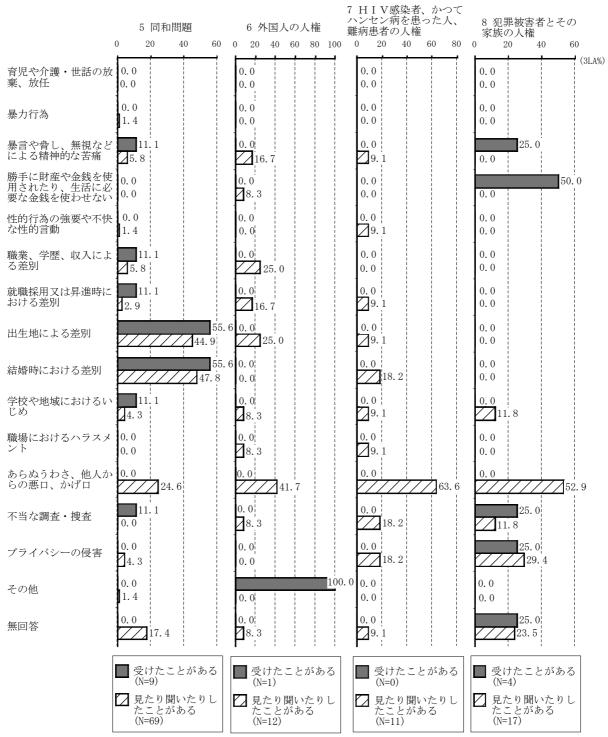


※受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある、のどちらかの N 値(分母)が30以上ある分野についてのみ記載。



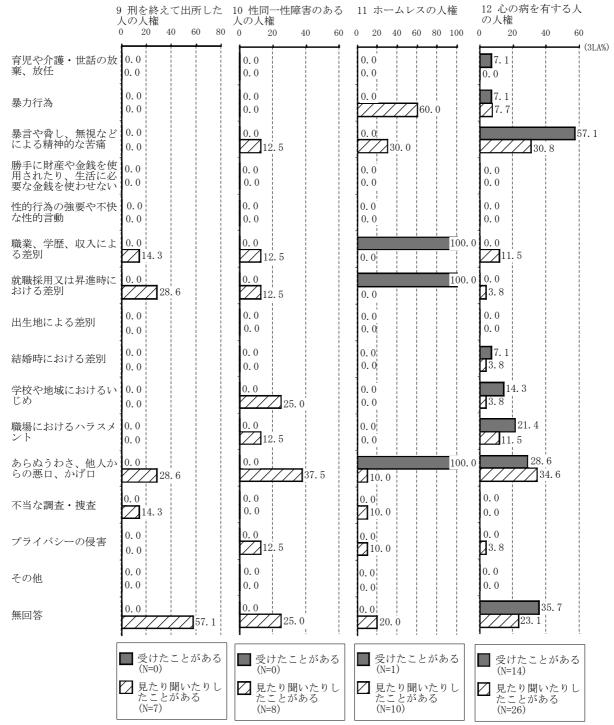






※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

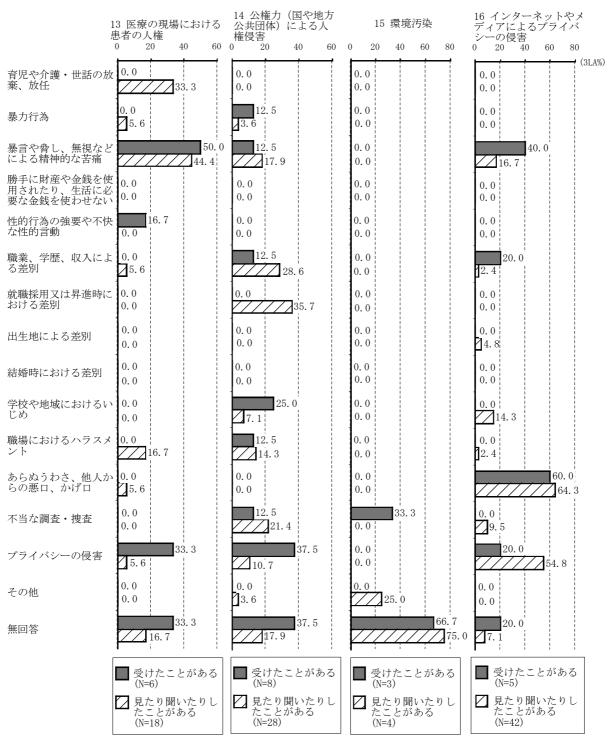






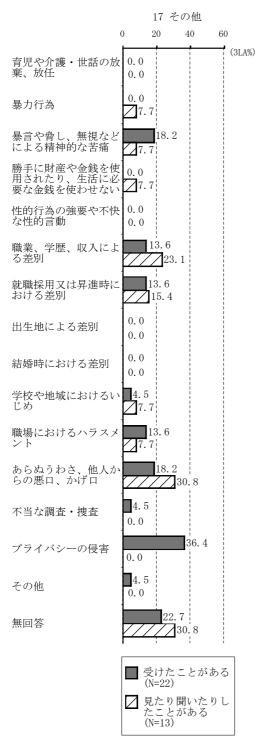


【図1-6-1 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別 人権侵害の具体的な内容】









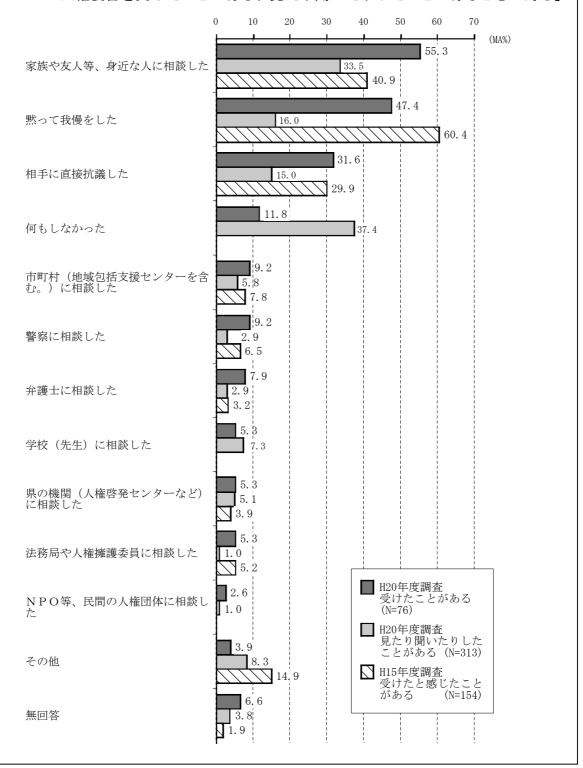
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



(4) 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応

C: あなたは、人権侵害(差別・虐待など)を受けたときや見たり聞いたりしたときに どうしましたか(〇はいくつでも)。

【図1-7 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあるときの対応】





※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、 人権侵害を受けたときの対応についてたずねると、受けたことがある人において、 具体的な行動に移した項目をみてみると、「家族や友人等、身近な人に相談した」が55.3%で最も割合が高く、一方、行動に移さなかった項目である、「黙って我慢をした」と「何もしなかった」の合計をみてみるとその割合の合計は59.2%となっている。

※以下、行動に移さなかった項目とは「黙って我慢をした」と「何もしなかった」 の合計を示す。平成15年度調査においては「何もしなかった」の選択肢はないた め、「黙って我慢をした」のみを示すこととなる。比較は、平成20年度調査の「黙 って我慢をした」と「何もしなかった」の合計の割合と、平成15年度調査の「黙 って我慢をした」の割合で行っている。

見たり聞いたりした人において、具体的な行動に移した項目をみてみると、「家族や友人等、身近な人に相談した」が33.5%で最も割合が高く、一方、行動に移さなかった項目の割合は53.4%となっている。

選択肢は若干異なるが受けたことがある人において、平成15年度調査と比較すると、 具体的な行動に移した項目である「家族や友人等、身近な人に相談した」においては14.4 ポイント高くなっており、行動に移さなかった項目においては、平成15年度調査より1.2 ポイント低くなっている。(図1-7)

【性別】

性別でみると、受けたことがある人、見たり聞いたりしたことがある人のいずれも、 具体的な行動に移した項目をみてみると、「家族や友人等、身近な人に相談した」が男女 ともに最も割合が高くなっている。行動に移さなかった項目の割合でみると、いずれも 女性よりも男性のほうが割合は高くなっている。(図1-7-1)

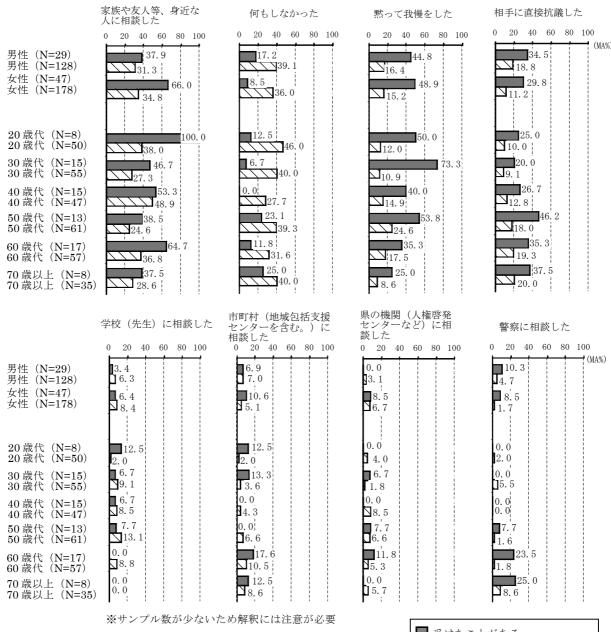
【年齢別】

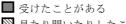
年齢別でみると、受けたことがある人において、具体的な行動に移した項目をみてみると、すべての年代において「家族や友人等、身近な人に相談した」が最も割合が高い。70歳以上においては同率で「相手に直接抗議をした」の割合も最も高くなっている。行動に移さなかった項目においては30歳代が80.0%で最も割合が高くなっている。

見たり聞いたりしたことがある人においては、具体的な行動に移した項目をみてみると、すべての年代において「家族や友人等、身近な人に相談した」が最も割合が高くなっている。行動に移さなかった項目においては50歳代が63.9%で最も割合が高くなっている。(図1-7-1)



【図1-7-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことが ある経験別 人権侵害を受けたときの対応】

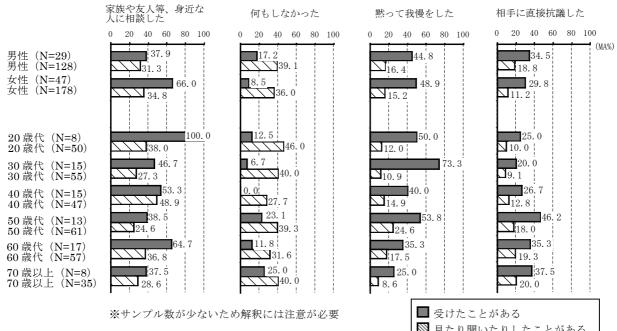




■ 見たり聞いたりしたことがある



人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたこと 【図1-7-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたときの対応】 がある経験別



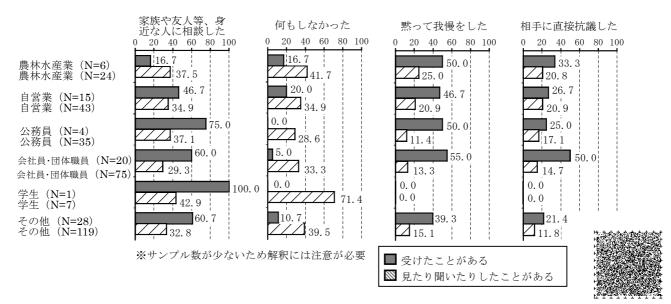
■ 見たり聞いたりしたことがある

【職業別】

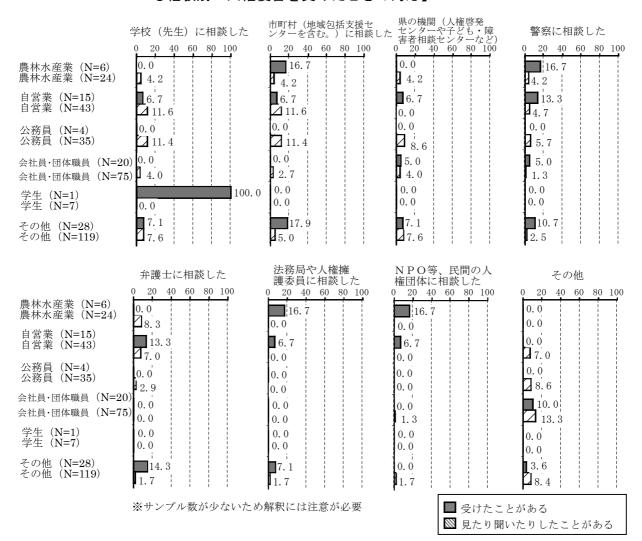
職業別でみると、受けたことがある人において、具体的な行動に移した項目をみてみ ると、農林水産業は「相手に直接抗議をした」が最も割合が高く、それ以外の職業にお いては「家族や友人等、身近な人に相談した」が最も割合が高い。行動に移さなかった 項目においては、農林水産業と自営業が同率の66.7%で最も割合が高くなっている。

見たり聞いたりしたことがある人においては、具体的な行動に移した項目をみてみる と、すべての職業において「家族や友人等、身近な人に相談した」が最も割合が高い。 行動に移さなかった項目においては学生が71.4%で最も割合が高くなっている。(図1 -7-2)

職業別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある 【図1-7-2 人権侵害を受けたときの対応】 経験別



【図1-7-2 職業別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別 人権侵害を受けたときの対応】





1-5. 人権に関する評価及び人権侵害の経験別にみた県民の人権意識

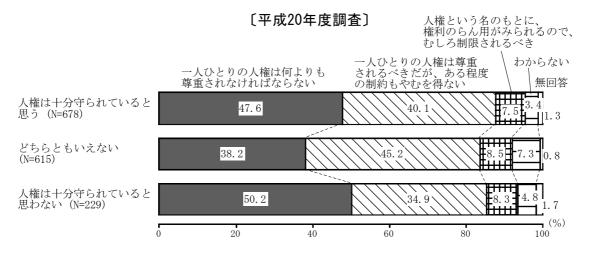
人権全般に関わる意識や実態(問5~8)について、人権が十分守られていると評価 する人としない人、及び人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある 人とない人をそれぞれ分析軸に意識の違いをみた。その結果は次のとおりである。

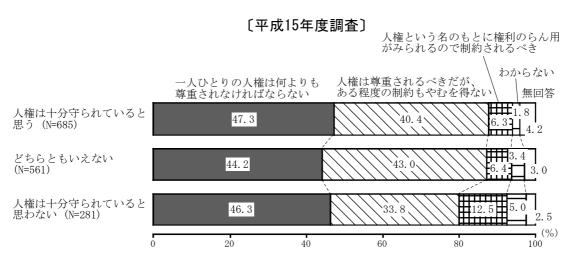
(1) 人権に関するとらえ方(問5)

今の和歌山県では人権は十分守られていると思っている人もそう思っていない人も「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が最も高いが、どちらともいえないという人は「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」の割合が最も高くなっている。

平成15年度調査と比較しても大きな差はみられないが、十分守られていると思わない人では「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が平成15年度より3.9ポイント高く、「人権という名のもとに、権利のらん用がみられるので、むしろ制限されるべき」が4.2ポイント低くなっている。(図1-8-1①)

【図 1 - 8 - 1 ① 人権が十分に守られているという意見に対する考え方別 人権に関するとらえ方】







「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」という意見は人権侵害を 受けたことがない人が43.9%に対し、受けたことがある人が51.3%で7.4ポイント高く なっている。

平成15年度調査と比較すると、受けたことがある人の「人権は尊重されるべきだが、 ある程度の制約もやむを得ない」という意見は平成15年度より10.9ポイント高く、受け たことがない人では大きな差はみられない。(図1-8-1②)

【図1-8-1② 人権侵害の経験の有無別 人権に関するとらえ方】

〔平成20年度調查〕

人権という名のもとに、 権利のらん用がみられるので、 むしろ制限されるべき 一人ひとりの人権は尊重 わからない されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない 一人ひとりの人権は何よりも 無回答 尊重されなければならない 6. 6 6. 6 0. 0 51.3 40.8 41.5 43.5 7. 7 43.9 7.6 2.4 20 40 60 100 ※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

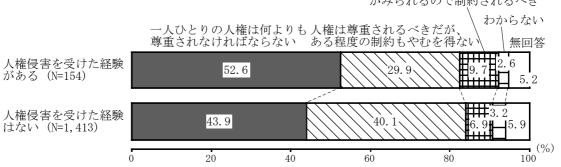
人権侵害を受けたことがある (N=76)

人権侵害を見たり聞いたり したことがある (N=313)

人権侵害を受けたことがない (N=959)

[平成15年度調查]

人権という名のもとに権利のらん用 がみられるので制約されるべき



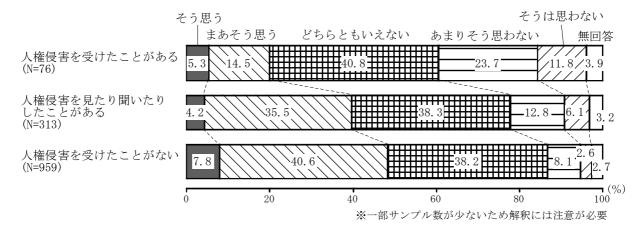


(2)和歌山県の人権に関する評価について(問6)

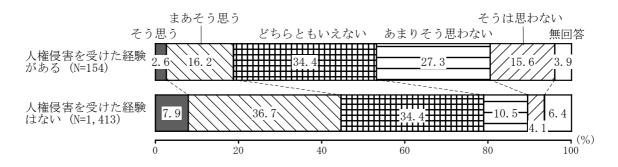
人権侵害の経験の有無別でみると、人権侵害を受けたことがある人は、今の和歌山県では人権は十分に守られている、について『そう思う』(「そう思う」と「まあそう思う」の合計)の割合は19.8%で、受けたことがない人の48.4%より28.6ポイント低くなっている。一方、受けたことがある人の『そう思わない』(「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計)の割合は35.5%で、受けたことがない人の10.7%より24.8ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、受けたことがある人の『そう思う』は平成20年度 19.8%、平成15年度18.8%で平成15年度と同程度であり、『そう思わない』は平成20年度35.5%、平成15年度42.9%で7.4ポイント低くなっている。受けたことがない人では『そう思う』が平成20年度48.4%、平成15年度44.6%で3.8ポイント高いが、『そう思わない』は平成20年度10.7%、平成15年度14.6%で3.9ポイント低くなっている。(図 1-8-2 ①)

【図 1 - 8 - 2 ① 人権侵害の経験の有無別 今の和歌山県では人権は十分に守られているに対する考え】 〔平成20年度調査〕



〔平成15年度調査〕

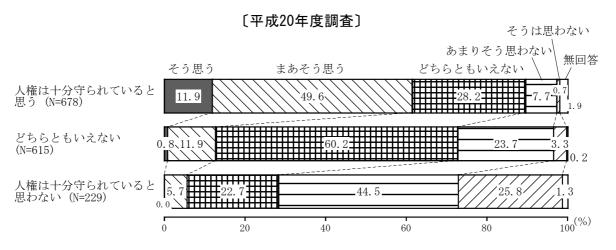


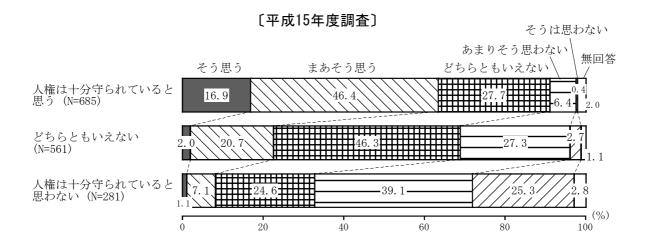


今の和歌山県では人権を守る教育は十分行われている、について、人権は十分守られていると思っている人の『そう思う』の割合は61.5%で、守られていないと思っている人の5.7%より55.8ポイント高くなっている。一方、守られていると思っている人の『そう思わない』は8.4%と割合は低く、守られていないと思っている人の70.3%より61.9ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、人権は十分に守られていると思う人の『そう思う』は平成20年度61.5%、平成15年度63.3%で1.8ポイント低く、『そう思わない』は平成20年度8.4%、平成15年度6.8%で1.6ポイント高くなっている。守られていると思わない人では『そう思う』が平成20年度5.7%、平成15年度8.2%で2.5ポイント低いが、『そう思わない』は平成20年度70.3%、平成15年度64.4%で5.9ポイント高くなっている。(図 1-8-2②)

【図1-8-2② 人権が十分に守られているという意見に対する考え方別 今の和歌山 県では人権を守る教育は十分行われているに対する考え】





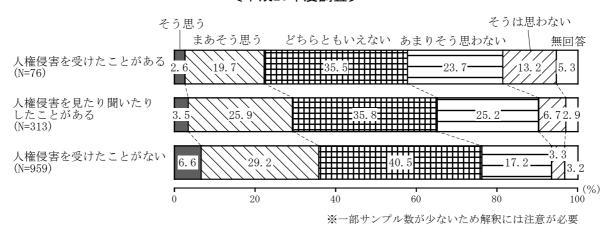


人権侵害の経験の有無別でみると、人権侵害を受けたことがある人は、今の和歌山県では人権を守る教育は十分行われている、について『そう思う』の割合は22.3%で、受けたことがない人の35.8%より13.5ポイント低くなっている。一方、受けたことがある人の『そう思わない』の割合は36.9%で受けたことがない人の20.5%より16.4ポイント高くなっている。

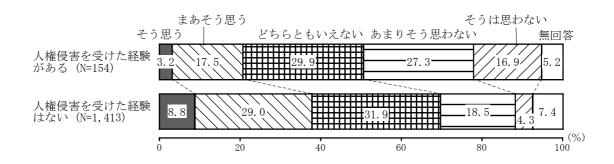
平成15年度調査と比較すると、受けたことがある人の『そう思う』は22.3%で平成15年度の20.7%と比べ1.6ポイント高く、『そう思わない』は平成20年度36.9%、平成15年度44.2%で7.3ポイント低くなっている。受けたことがない人では『そう思う』が平成20年度35.8%、平成15年度37.8%で2.0ポイント低く、『そう思わない』も平成20年度20.5%、平成15年度22.8%で2.3ポイント低くなっている。(図1-8-2③)

【図1-8-2③ 人権侵害の経験の有無別 今の和歌山県では人権を守る教育は十分行われているに対する考え】

[平成20年度調查]



[平成15年度調查]



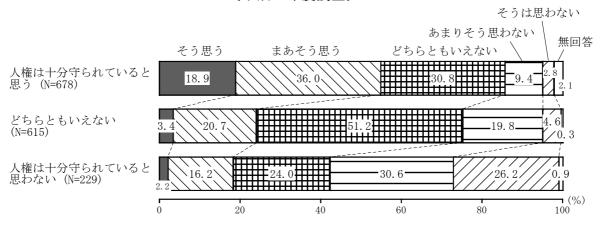


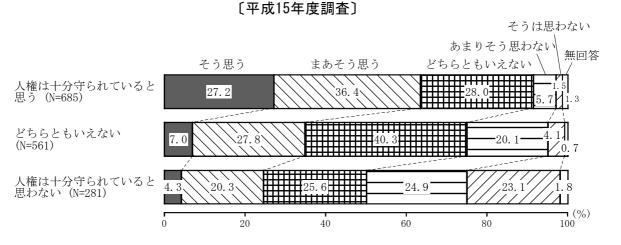
人権が十分に守られているという意見に対する考え方別でみると、人権は十分守られていると思う人は、数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている、について『そう思う』の割合は54.9%で、十分守られているとは思わない人の18.4%より36.5ポイント高くなっている。一方、十分守られていると思う人の『そう思わない』の割合は12.2%で十分守られていると思わない人の56.8%より44.6ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、十分守られていると思う人の『そう思う』の54.9%は平成15年度の63.6%と比べ8.7ポイント低く、『そう思わない』は平成20年度12.2%、平成15年度7.2%で5.0ポイント高くなっている。十分守られていると思わない人では『そう思う』が平成20年度18.4%、平成15年度24.6%で6.2ポイント低く、『そう思わない』は平成20年度56.8%、平成15年度48.0%で8.8ポイント高くなっている。(図1-8-2④)

【図1-8-2④ 人権が十分に守られているという意見に対する考え方別 数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきているに対する考え】

[平成20年度調查]





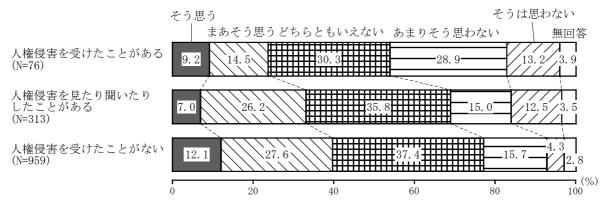


人権侵害の経験の有無別でみると、人権侵害を受けたことがある人は、数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている、について『そう思う』の割合は23.7%で、受けたことがない人の39.7%より16.0ポイント低くなっている。一方、受けたことがある人の『そう思わない』の割合は42.1%で受けたことがない人の20.0%より22.1ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、受けたことがある人の『そう思う』の23.7%は平成15年度の26.6%と比べ2.9ポイント低く、『そう思わない』は平成20年度42.1%、平成15年度39.6%で2.5ポイント高くなっている。受けたことがない人では『そう思う』が平成20年度39.7%、平成15年度45.9%で6.2ポイント低く、『そう思わない』は平成20年度20.0%、平成15年度17.9%で2.1ポイント高くなっている。(図1-8-2③)

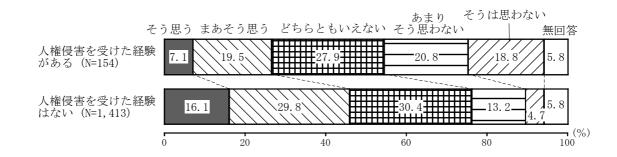
【図1-8-2⑤ 人権侵害の経験の有無別 数年前に比べて県民の人権意識は高くなってきているに対する考え】

[平成20年度調查]



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

[平成15年度調査]





(3) 関心のある人権課題(問7)

関心のある人権課題について、人権は十分守られていると思っている人は「高齢者の人権」、どちらともいえない、人権は十分守られていると思わない人はそれぞれ「障害のある人の人権」の割合が最も高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、人権は十分守られていると思っている、どちらともいえない、十分守られているとは思わない、のそれぞれにおいて平成20年度では「高齢者の人権」と「子どもの人権」が順位を上げ、関心が高まったことがうかがえる。(図1-8-3)

【図1-8-3 人権が十分に守られているという意見に対する考え方別 関心のある人 権課題<上位5項目>(%)】

〔平成20年度調査〕

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
人権は十分守 られていると 思う (N=678)	高齢者の人権		インターネット やメディアによ るプライバシー の侵害		環境汚染
(11-010)	37. 9	32.4	30. 2	23. 3	19.8
どちらとも いえない (N=615)	障害のある人の 人権		インターネット やメディアによ るプライバシー の侵害	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	子どもの人権
	32. 4	31. 9	28. 1	21. 5	21. 3
人権は十分守 られていると 思わない (N=229)	障害のある人の 人権	高齢者の人権		インターネット やメディアによ るプライバシー の侵害	子どもの人権
(11-229)	34. 1	33. 6	26.6	26. 2	21.8

〔平成15年度調査〕

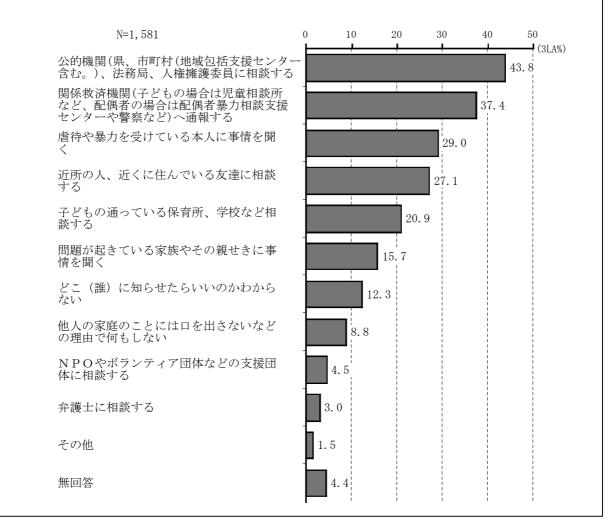
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
人格は上八字	障害のある人の	インターネット	高齢者の人権	環境汚染	医療の現場にお
八種は「カリられていると	人権	やメディアによ			ける患者の人権
思う		るプライバシー			
(N=274)		の侵害			
(11-214)	40.0	29.8	29.3	24. 7	23. 2
	障害のある人の	インターネット	高齢者の人権	犯罪被害者やそ	医療の現場にお
どちらとも	人権	やメディアによ		の家族の人権	ける患者の人権
いえない		るプライバシー			環境汚染
(N=222)		の侵害			
	39.6	29. 2	26.0	25. 7	各 25.0
し接け上八字	障害のある人の	医療の現場にお	同和問題	高齢者の人権	インターネット
八権は「万寸られていると	人権	ける患者の人権			やメディアによ
思わない					るプライバシー
思すりない (N=106)					の侵害
(N-106)	37.7	32.0	27.0	25. 6	24. 6



1-6.子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応

問9 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力が、あなたのまわりで 起きていることを知った場合、あなたならどのように対応すると思いますか (〇は3つまで)。

【図1-9 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応】



子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応については、「公的機関(県、市町村(地域包括支援センター含む。)、法務局、人権擁護委員に相談する」が43.8%で最も割合は高く、次いで「関係救済機関(子どもの場合は児童相談所など、配偶者の場合は配偶者暴力相談支援センターや警察など)へ通報する」が37.4%、「虐待や暴力を受けている本人に事情を聞く」が29.0%となっている。(図1-9)



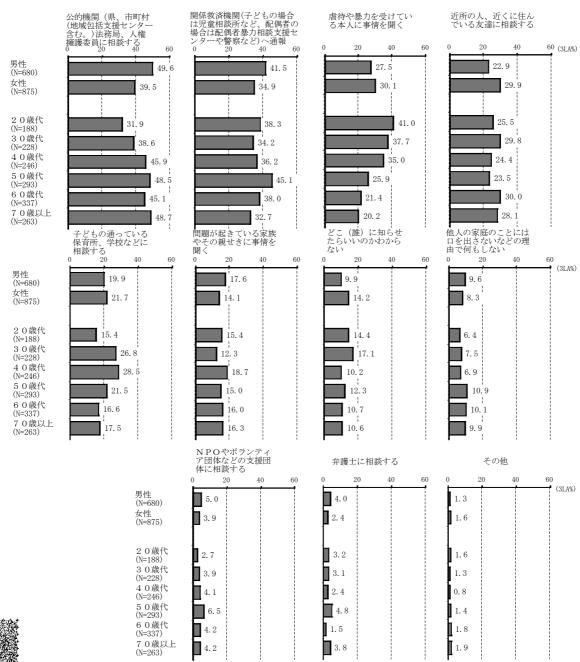
【性別】

性別でみると、男女とも「公的機関(県、市町村(地域包括支援センター含む。)、法務局、人権擁護委員に相談する」が最も割合が高く、男性は49.6%、女性が39.5%となっている。(図1-9-1)

【年齢別】

年齢別でみると、「公的機関(県、市町村(地域包括支援センター含む。)、法務局、人権擁護委員に相談する」は70歳代が48.7%、20歳代が31.9%で、年齢の高い方が割合が高い傾向にあり、「虐待や暴力を受けている本人に事情を聞く」では20歳代が41.0%に対し、70歳代が20.2%で若い年代ほど割合が高くなっている。(図1-9-1)

【図 1 一 9 一 1 性別・年齢別 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応】

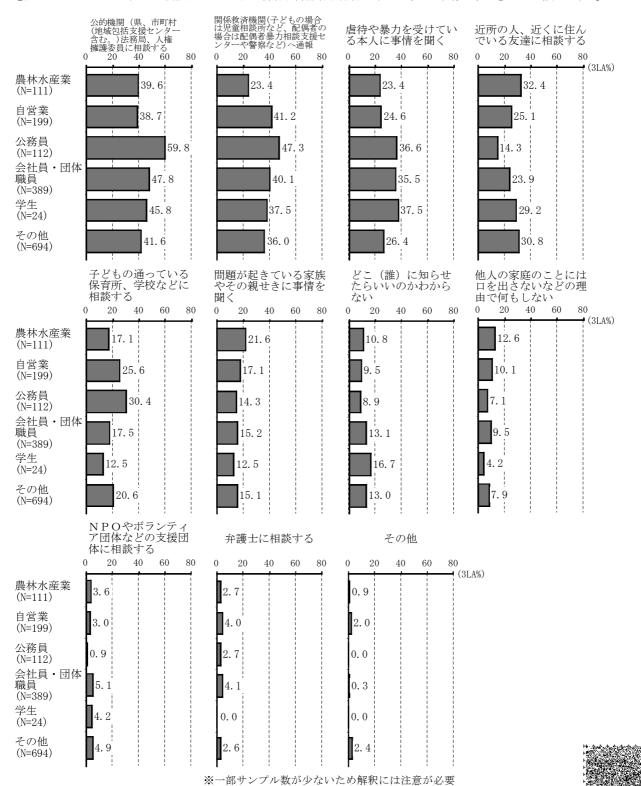




【職業別】

職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員、学生は「公的機関(県、市町村(地域包括支援センター含む。)、法務局、人権擁護委員に相談する」が最も割合が高く、なかでも公務員は他の職業に比べ59.8%と高い割合となっている。 (図1-9-2)

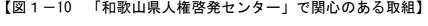
【図1-9-2 性別・年齢別 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応】

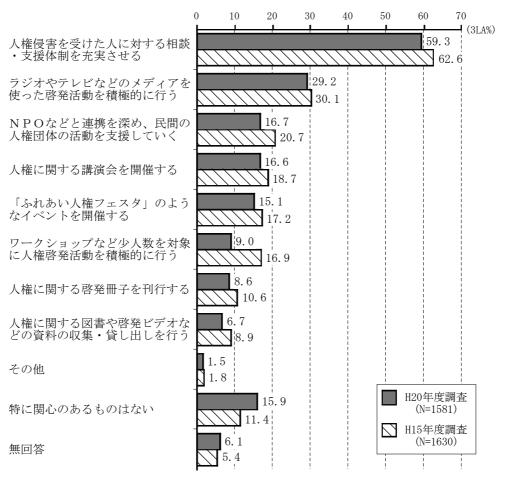


- 71 -

1-7.「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組

問10 平成14年4月、和歌山ビッグ愛に、あらゆる人権問題に関する啓発活動の推進と情報発信の拠点として「和歌山県人権啓発センター」が設立されました。 現在、「和歌山県人権啓発センター」では次のような取組を行っていますが、その中で関心があるのはどの取組ですか(〇は3つまで)。





「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組については、「人権侵害を受けた人に対する相談・支援体制を充実させる」が59.3%で最も割合が高く、次いで「ラジオやテレビなどのメディアを使った啓発活動を積極的に行う」が29.2%、「NPOなどと連携を深め、民間の人権団体の活動を支援していく」が16.7%、「人権に関する講演会を開催する」が16.6%となっている。

平成15年度調査と比較すると、全体の順位において変化はないが、各項目とも関心度は低くなっている。(図 1-10)



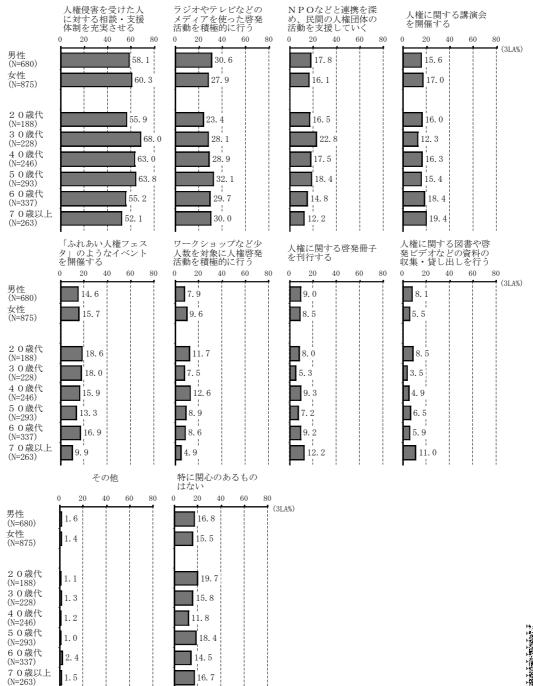
【性別】

性別でみると、男女とも「人権侵害を受けた人に対する相談・支援体制を充実させる」 が最も割合が高く、男性が58.1%で女性が60.3%となっている。いずれの項目も性別による大きな差はみられない。(図 1-10-1)

【年齢別】

年齢別でみるといずれの年代も「人権侵害を受けた人に対する相談・支援体制を充実させる」が最も割合が高く、なかでも30歳代が68.0%で最も割合が高い。次いでいずれの年代においても「ラジオやテレビなどのメディアを使った啓発活動を積極的に行う」が比較的高い項目となっている。(図1-10-1)

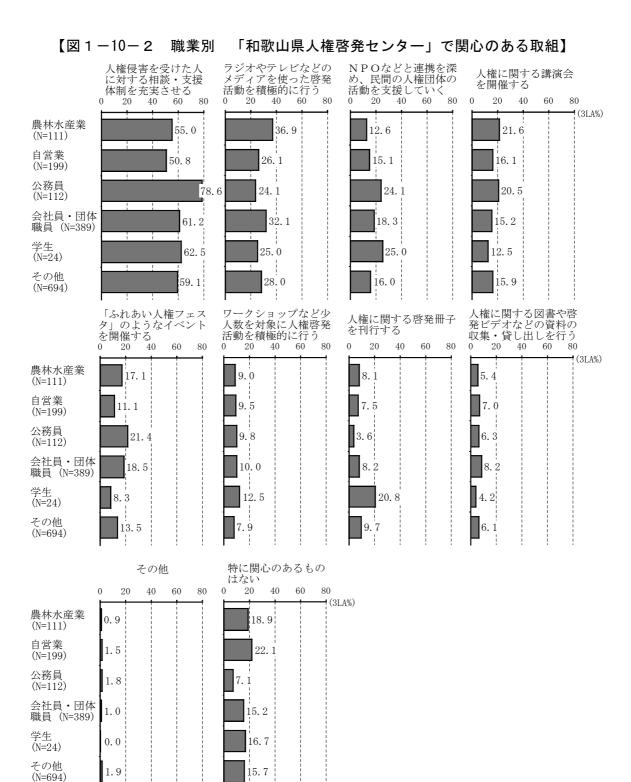
【図1-10-1 性別・年齢別 「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組】





【職業別】

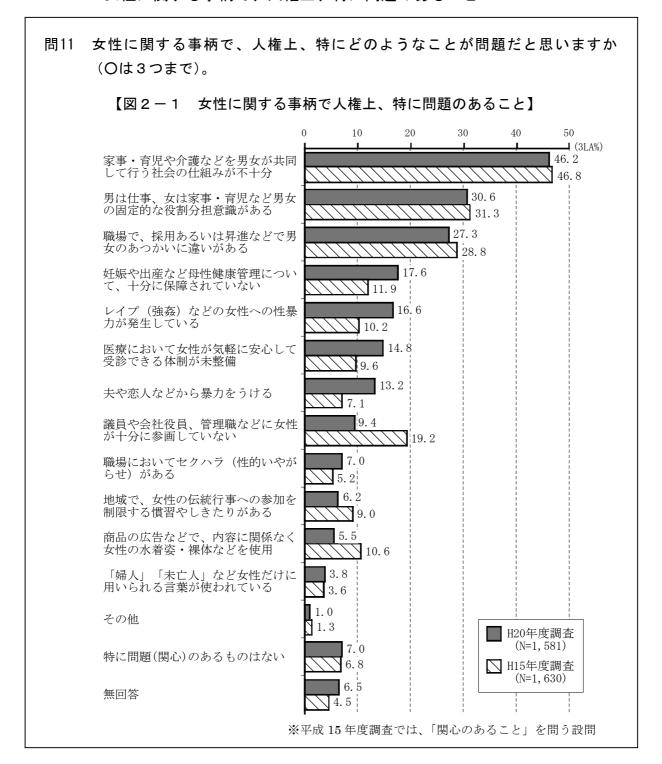
職業別でみると、いずれの職業も「人権侵害を受けた人に対する相談・支援体制を充実させる」が最も割合は高く、なかでも公務員が78.6%で最も割合が高い。次いでいずれの職業においても「ラジオやテレビなどのメディアを使った啓発活動を積極的に行う」が比較的割合が高い項目となっている。(図1-10-2)





2. 女性の人権について

2-1. 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること



女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が46.2%で最も高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児など男女の固定的な役割分担意識がある」が30.6%、「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」が27.3%となっている。

平成15年度調査と比較すると、上位3項目は大きな差はみられないが、「議員 や会社役員、管理職などに女性が十分参画していない」が9.8ポイント低く、

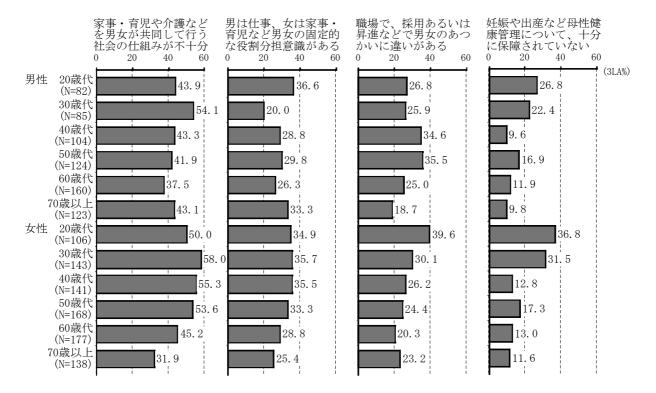


「レイプ (強姦) などの女性への性暴力が発生している」は6.4ポイント高くなっている。(図 2-1)

【性年齢別】

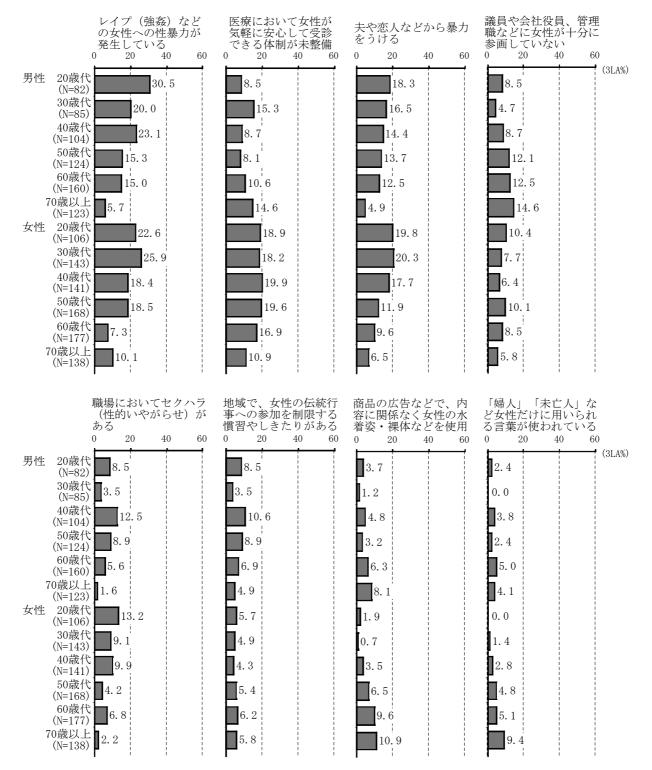
性年齢別でみると、男女のいずれの年代も「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」の割合が最も高く、なかでも男女共に30歳代の割合が最も高くなっている。(図2-1-1)

【図2-1-1 性年齢別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



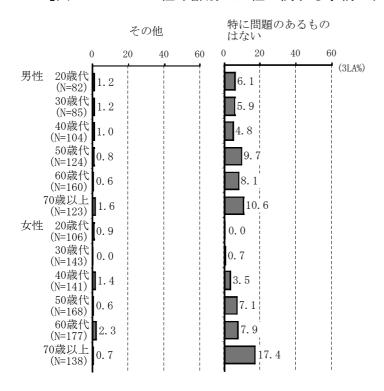


【図2-1-1 性年齢別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





【図2-1-1 性年齢別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

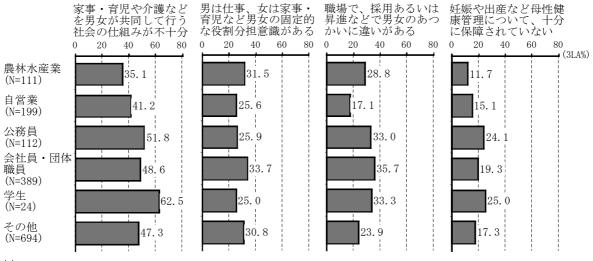


【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が最も割合は高く、なかでも学生が62.5%と過半数を占め最も割合が高くなっている。次いで、農林水産業、自営業は「男は仕事、女は家事・育児など男女の固定的な役割分担意識がある」、公務員、会社員・団体職員、学生は「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」となっている。

 $(\boxtimes 2 - 1 - 2)$

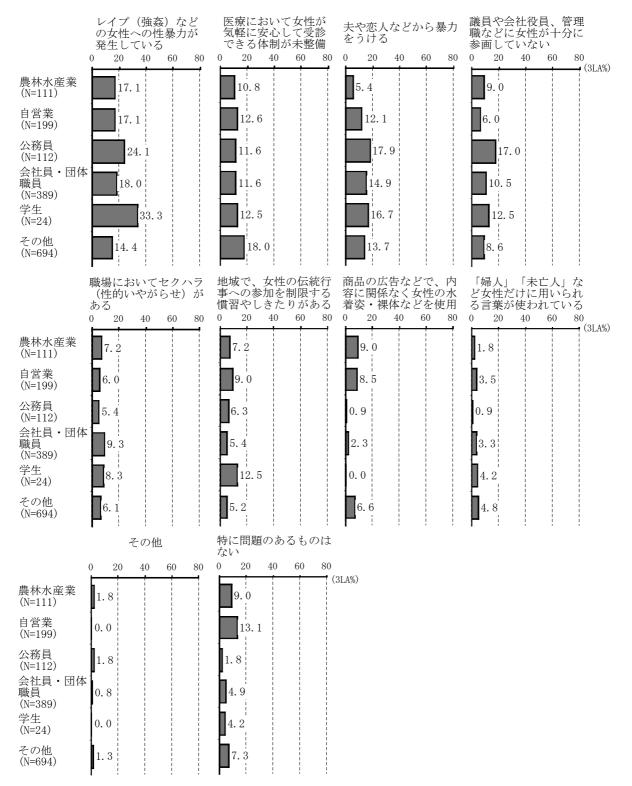
【図2-1-2 職業別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

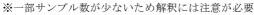




※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

【図2-1-2 職業別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】







【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(女性の人権への関心の有無別)でみると、女性の人権に関心をもっている人は「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が55.5%で最も割合が高く、次いで「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」が40.9%、「男は仕事、女は家事・育児など男女の固定的な役割分担意識がある」が38.3%となっている。女性の人権以外に関心をもっている人は「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が44.5%で最も割合が高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児など男女の固定的な役割分担意識がある」が29.0%、

「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」が24.1%となっている。(図 2-1-3)

【図2-1-3 関心のある人権課題別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

家事・育児や介護などを男女が 共同して行う社会の仕組みが不 十分

職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある

男は仕事、女は家事・育児など 男女の固定的な役割分担意識が ある

妊娠や出産など母性健康管理について、十分に保障されていない

レイプ (強姦) などの女性への 性暴力が発生している

医療において女性が気軽に安心 して受診できる体制が未整備

夫や恋人などから暴力をうける

議員や会社役員、管理職などに 女性が十分に参画していない

職場においてセクハラ(性的い やがらせ)がある

地域で、女性の伝統行事への参加を制限する慣習やしきたりがある

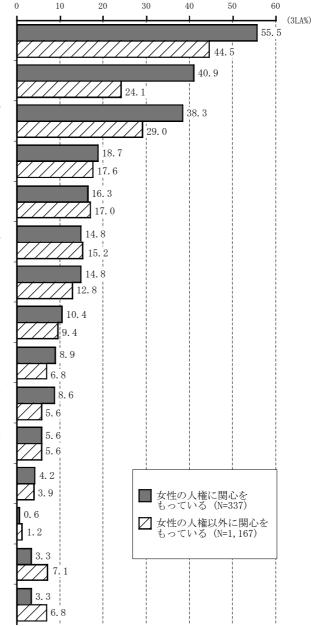
商品の広告などで、内容に関係なく女性の水着姿・裸体などを 使用

「婦人」「未亡人」など女性だけに用いられる言葉が使われている

その他

特に問題のあるものはない

無回答





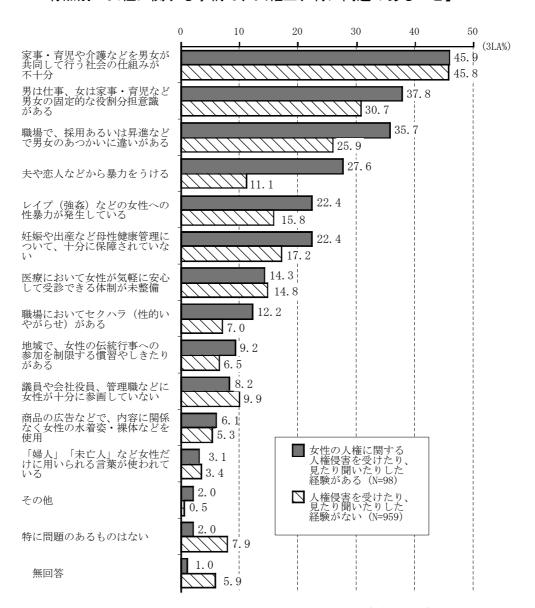
【「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が45.9%で最も割合が高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児など男女の固定的な役割分担意識がある」が37.8%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人も上位3位までは同様の順位となっている。

 $(\boxtimes 2 - 1 - 4)$

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図2-1-4 「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の 有無別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



2-2. 女性の人権を守るために特に必要なこと

女性の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか (Oは3つまで)。 【図2-2 女性の人権を守るために必要なこと】 10 30 40 50 4 (3LA%) 43.9 仕事と家庭生活、地域活動の両立 ができるような環境を整える 44.5 採用や昇進時等であつかいを平等 にするよう企業に働きかける 23.5 25. 1 学校教育や社会教育での男女平等 21.3 教育・学習活動を充実させる 27.5 女性が被害者となる犯罪の取締り を強化する 19.4 19.6 女性のための相談体制を充実させ 17.5 14 9 政策や方針決定により多くの女性 が参画できる環境を整える 17.1 捜査や裁判で女性担当者を増やし 12.9 女性が届け出やすいようにする 18.7 10.8 ドメスティック・バイオレンスへ の対応を強化する 6.0 10.5 男女平等の視点に立ち地域におけ る慣習やしきたりの見直しを行う 14.0 9.6 母性保護の視点から、生涯を通じ た女性の健康保持を支援する 9.3 各種イベントを通して男女平等の 8.2 視点に立った啓発活動を行う 10.7 8.2 テレビ、映画、新聞、雑誌などの メディアの倫理規定を強化する √¦9. 4 0.8 その他 1.0 3.0 特に必要だと思うことはない 2.5 ■ H20年度調査 (N=1, 581)5. 5 わからない $\sqrt{4.8}$ ₩ H15年度調査 (N=1, 630)5. 5

女性の人権を守るために特に必要なことについては、「仕事と家庭生活、地域活動の 両立ができるような環境を整える」が43.9%で最も割合が高く、次いで「採用や昇進時 等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が23.5%、「学校教育や社会教育で の男女平等教育・学習活動を充実させる」と「女性が被害者となる犯罪の取締りを強化 する」が共に21.3%となっている。

4.6

平成15年度調査と比較すると、平成15年度は「仕事と家庭生活、地域活動の両



無回答

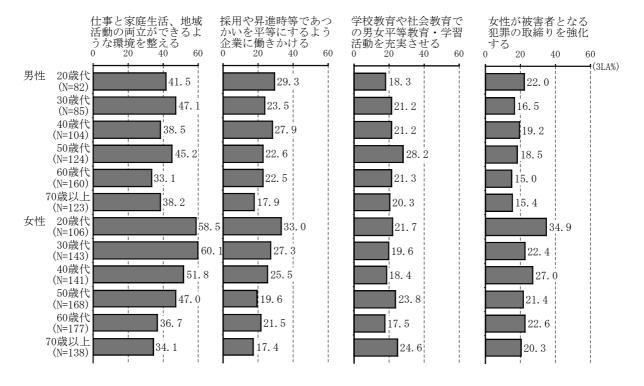
立ができるような環境を整える」が44.5%で最も割合が高く、次いで「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」が27.5%、「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が25.1%という順位である。特に「ドメスティック・バイオレンスへの対応を強化する」では平成15年度より4.8ポイント高くなっている。(図 2-2)

【性年齢別】

性年齢別でみると、男女ともいずれの年代も「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も割合は高く、なかでも男性は30歳代が47.1%、女性も30歳代が60.1%と最も割合が高くなっている。特に「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」や「女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する」などは、女性の20歳代で最も割合が高い。

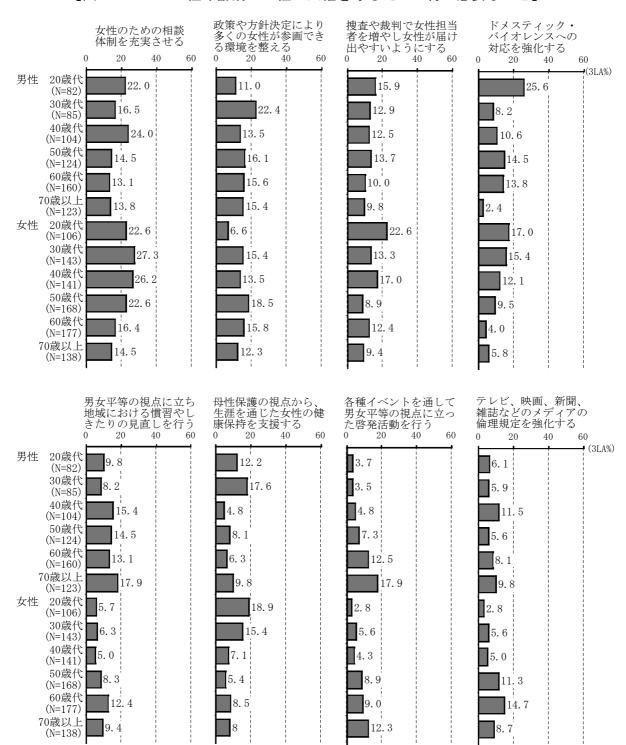
男女共に「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が各年代とも最上位だが、性年齢別に2番目に割合の高かった項目は、男性の20歳代は「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が29.3%となっており、女性は20歳代で「女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する」が34.9%となっている。(図2-2-1)

【図2-2-1 性年齢別 女性の人権を守るために特に必要なこと】

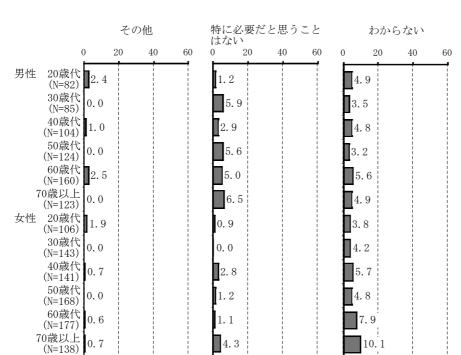




【図2-2-1 性年齢別 女性の人権を守るために特に必要なこと】





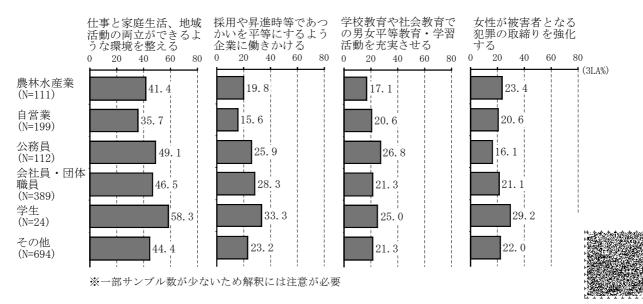


【図2-2-1 性年齢別 女性の人権を守るために特に必要なこと】

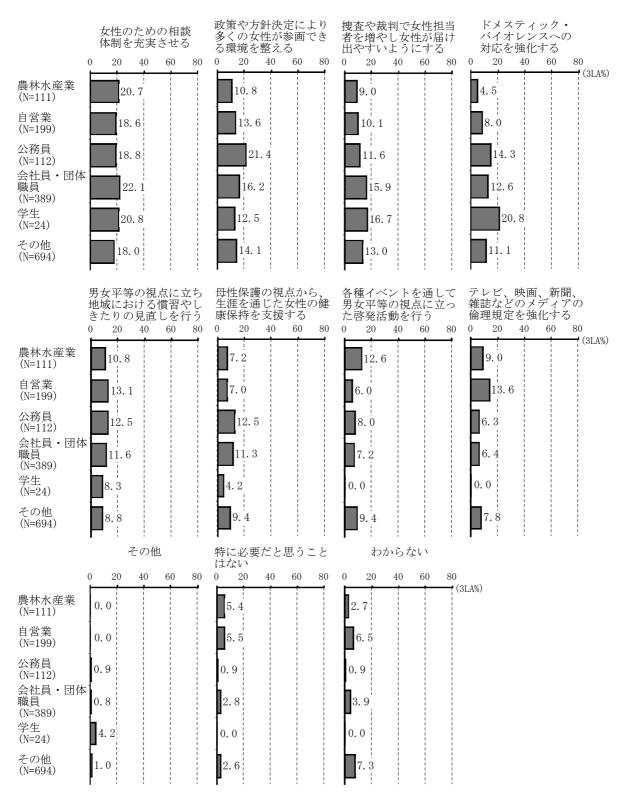
【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も割合が高く、なかでも学生は58.3%と6割近くになっている。次いで農林水産業は「女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する」が23.4%となっており、会社員・団体職員、学生は「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」、公務員は「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」となっている。なお自営業については「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」や「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が同率で続く。(図 2-2-2)





【図2-2-2 職業別 女性の人権を守るために特に必要なこと】





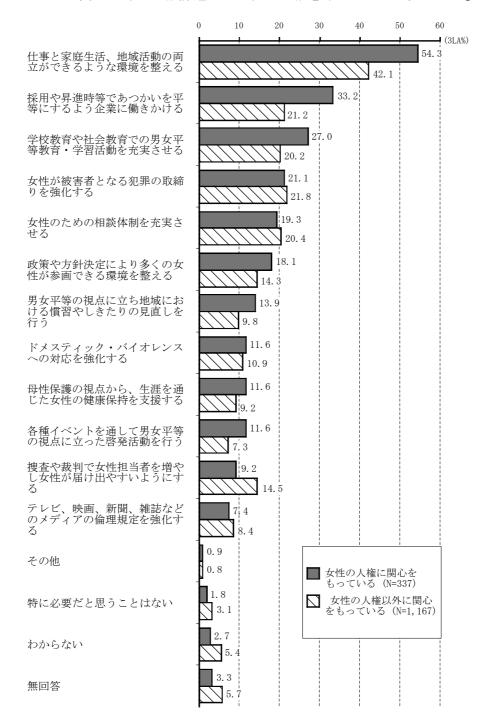


【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(女性の人権への関心の有無別)でみると、女性の人権に関心をもっている人、女性の人権以外に関心をもっている人とも「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も割合が高く、それぞれ54.3%、42.1%となっている。

次いで女性の人権に関心をもっている人では「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が33.2%、女性の人権意外に関心をもっている人では「女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する」が21.8%と続いている。(図 2-2-3)

【図2-2-3 関心のある人権課題別 女性の人権を守るために必要なこと】





【「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が49.0%で最も割合が高く、次いで「採用や昇進時等であつかいを平等にするよう企業に働きかける」が32.7%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人も上位4位までは同様の順位となっている(図2-2-4)※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図2-2-4 「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の 有無別 女性の人権を守るために特に必要なこと】

30 40 仕事と家庭生活、地域活動の両 立ができるような環境を整える 32.7 採用や昇進時などで男女のあつかいの平等を企業に働きかける 25.5 女性が被害者となる犯罪の取締 りを強化する 21.7 女性のための相談体制を充実させる √¦19. 1 ドメスティック・バイオレンス への対応を強化する 18.4 10.0 17.3 政策や方針決定により多くの女 性が参画できる環境を整える 14. 2 学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる 21.0 捜査や裁判で女性担当者を増や し女性が届け出やすいように する 16.3 13.0 男女平等の視点に立ち地域にお ける慣習やしきたりの見直しを 行う 13.3 10.4 テレビ、映画、新聞、雑誌なのメディアの倫理規定を強化する 8.2 8.1 母性保護の視点から、生涯を通じた女性の健康保持を支援する 8 2 9.8 ■ 女性の人権に関する 人権侵害を受けたり、 見たり聞いたりした 経験がある (N=98) 8. 2 各種イベントを通して男女平等 の視点に立った啓発活動を行う 8.2 0.0 その他 人権侵害を受けたり、 見たり聞いたりした 経験がない (№959) 0.8 2. 0 特に必要だと思うことはない 4.0 2.0 わからない $\sqrt{4.9}$. 0



無回答

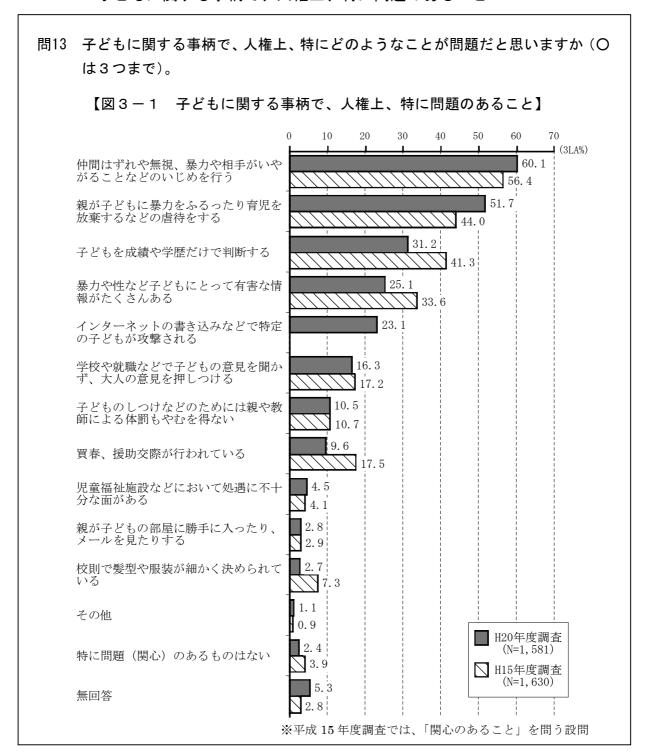
※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

50 - (3LA%) 149.0

5. 5

3. 子どもの人権について

3-1. 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること



子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が60.1%で最も割合が高く、次いで「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が51.7%、「子どもを成績や学歴だけで判断する」が31.2%となっている。

平成15年度調査と比較すると、上位2項目と「児童福祉施設などにおいて処遇 に不十分な面がある」は平成20年度のほうが割合が高いが、それ以外の項目では



低くなっており、なかでも、「子どもを成績や学歴だけで判断する」は10.1ポイント低くなっている。(図3-1)

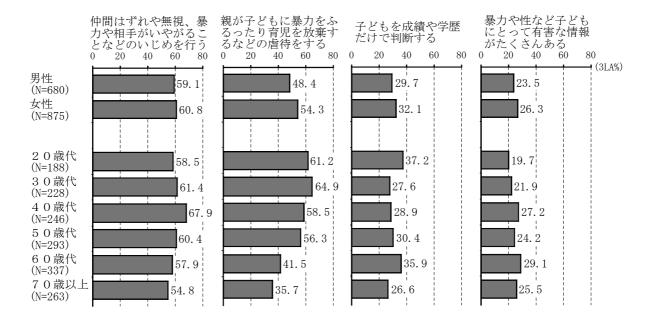
【性別】

性別でみると、男女とも「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が最も割合が高く、男性が59.1%で女性が60.8%と6割前後を占めている。次いで男女とも「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が高い割合で続いている。各項目とも男性より女性の割合が比較的高いが、「学校や就職などで子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける」と「子どものしつけなどのためには親や教師による体罰もやむを得ない」などは、女性より男性のほうが割合は高くなっている。(図 3-1-1)

【年齢別】

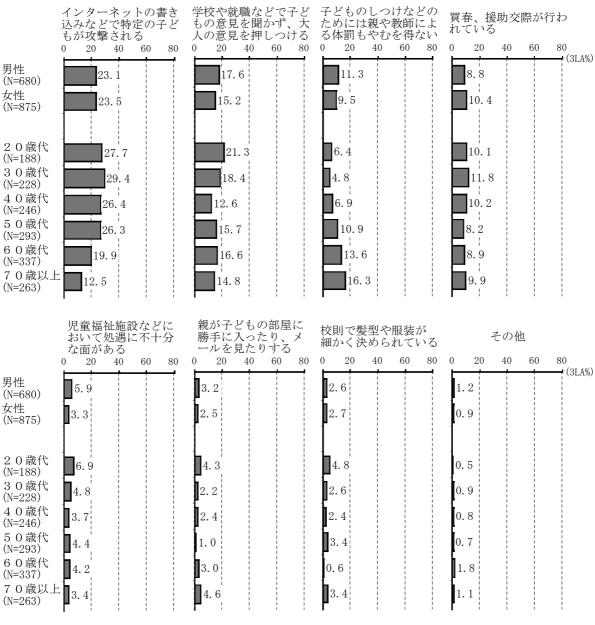
年齢別でみると、 $20 \cdot 30$ 歳代は「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が最も割合が高く、20歳代が61.2%、30歳代が64.9%となっている。40歳代以上は「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」の割合が最も高くなっている。(図 3-1-1)

【図3-1-1 性別・年齢別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

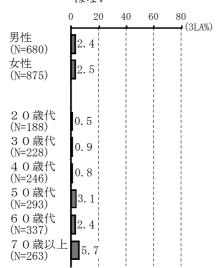




【図3-1-1 性別・年齢別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



特に問題のあるもの はない

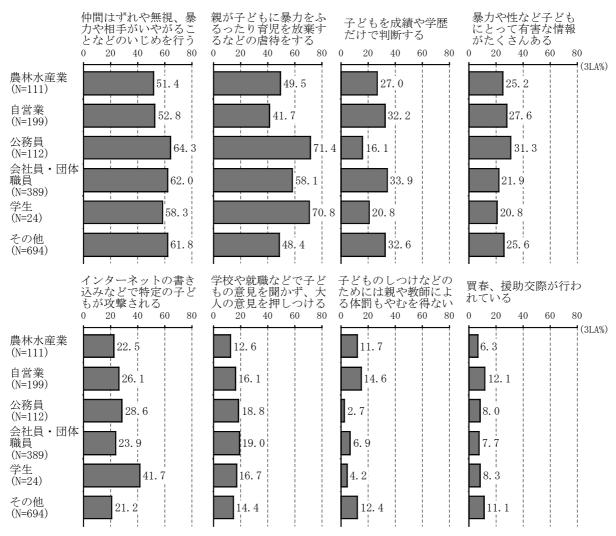


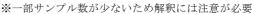


【職業別】

職業別でみると、農林水産業、自営業、会社員・団体職員は「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が、公務員、学生は「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄をするなどの虐待をする」の割合が最も高く、公務員が71.4%、学生が70.8%と7割台を占めている。(図3-1-2)

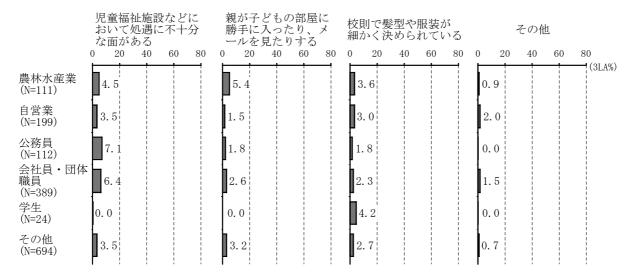
【図3-1-2 職業別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



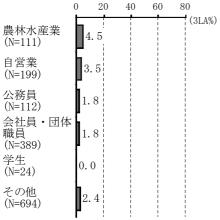




【図3-1-2 職業別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



特に問題のあるもの はない



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(子どもの人権への関心の有無別)でみると、子どもの人権に関心をもっている人、子どもの人権以外に関心をもっている人とも「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」がそれぞれ66.7%、58.8%と最も割合は高く、次いで「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」となっている。(図 3-1-3)

【図3-1-3 関心のある人権課題別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

仲間はずれや無視、暴力や相手 がいやがることなどのいじめを 行う

親が子どもに暴力をふるったり 育児を放棄するなどの虐待をす ス

子どもを成績や学歴だけで判断 する

暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある

インターネットの書き込みなど で特定の子どもが攻撃される

学校や就職などで子どもの意見 を聞かず、大人の意見を押しつ ける

買春、援助交際が行われている

子どものしつけなどためには親 や教師による体罰もやむをない

児童福祉施設などにおいて処遇 に不十分な面がある

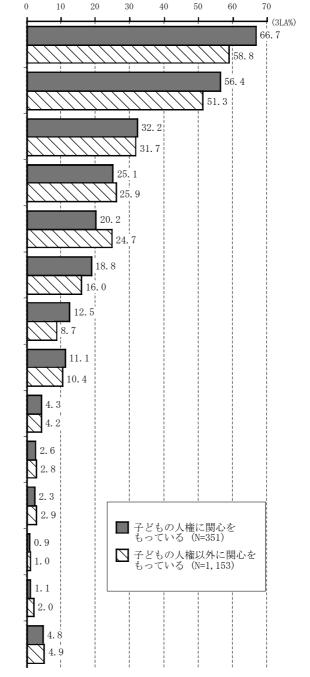
親が子どもの部屋に勝手に入ったり、メールを見たりする

校則で髪型や服装が細かく決め られている

その他

特に問題のあるものはない

無回答





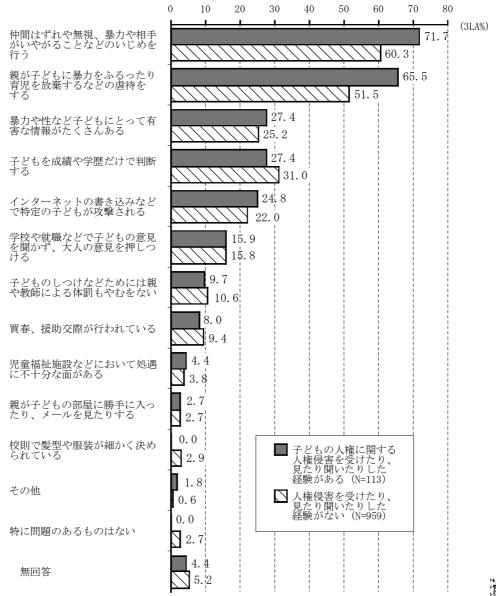
【「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が71.7%で最も割合が高く、次いで「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が65.5%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人も上位3位までは同様の順位となっている。

 $(\boxtimes 3 - 1 - 4)$

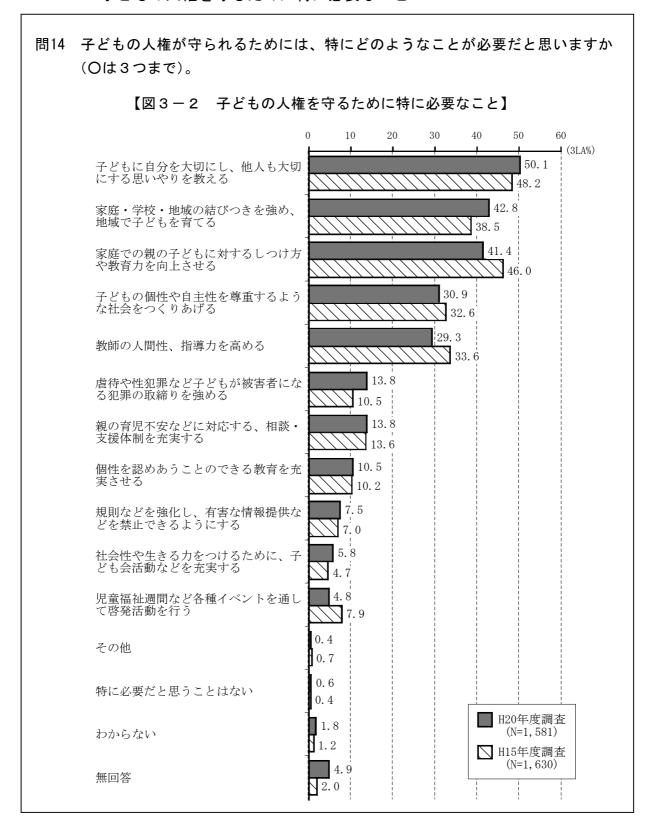
※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図3-1-4 「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験 の有無別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





3-2. 子どもの人権を守るために特に必要なこと



子どもの人権を守るために特に必要なことについては、「子どもに自分を大切にし、 他人も大切にする思いやりを教える」が50.1%で最も割合が高く、次いで「家庭・学校・

地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が42.8%、「家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる」が41.4%となっている。



平成15年度調査と比較すると、上位 5 項目では「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」と「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」は平成15年度より高く、「家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる」や「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくりあげる」、「教師の人間性、指導力を高める」は平成15年度より低くなっている。(図 3-2)

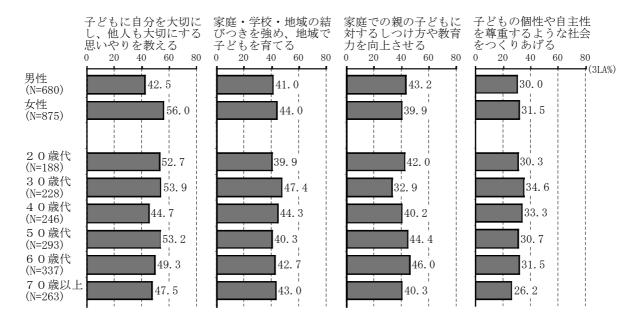
【性別】

性別でみると、男性は「家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる」が43.2%、女性は「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が56.0%で最も割合が高くなっている。次いで、男性は「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が42.5%で、女性は「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が44.0%で続いている。(図3-2-1)

【年齢別】

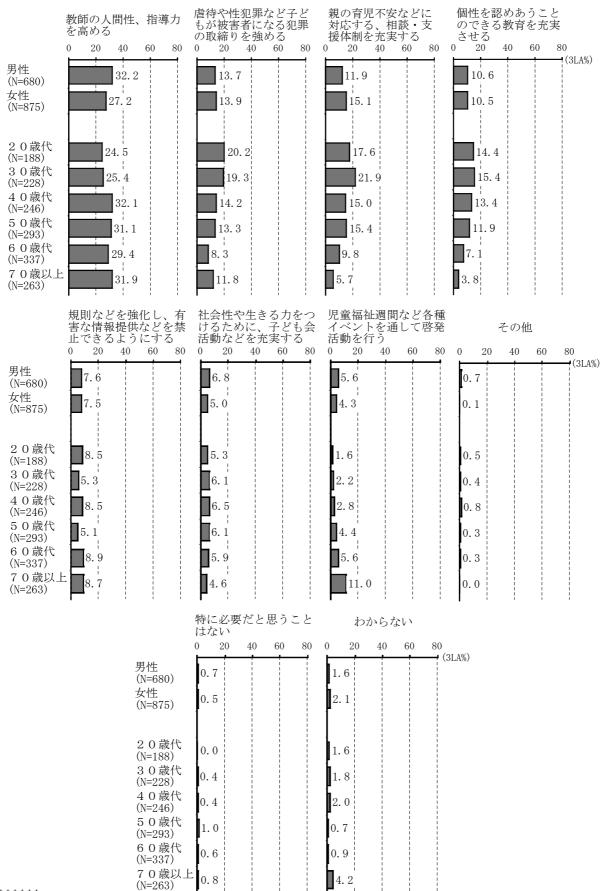
年齢別でみると、いずれの年代も「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が最も割合が高く、次いで $20\cdot 50\cdot 60$ 歳代は「家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる」が、 $30\cdot 40$ 歳代、70歳以上は「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が続いている。(図3-2-1)

【図3-2-1 性別・年齢別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】





【図3-2-1 性別・年齢別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】

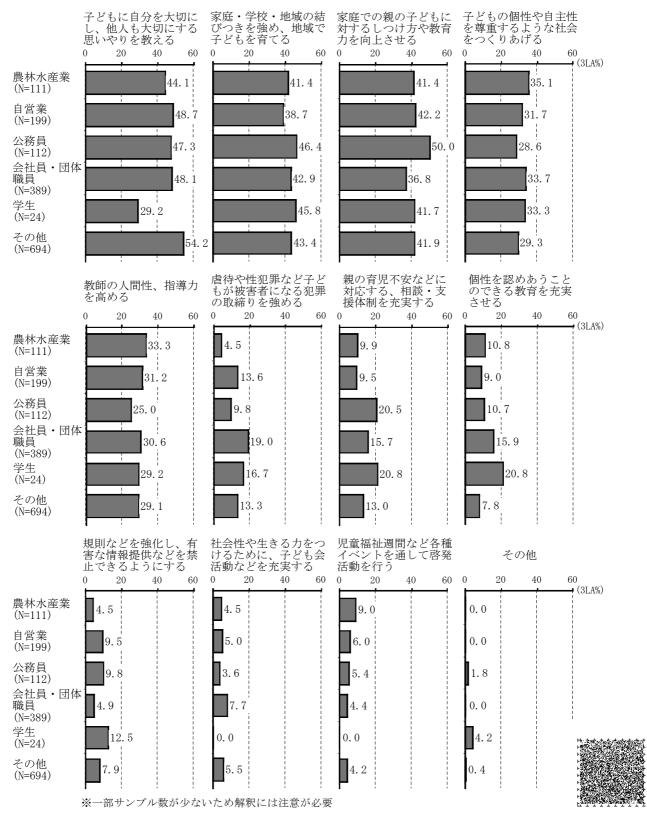




【職業別】

職業別でみると、公務員と学生以外は「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする 思いやりを教える」が最も割合は高く、公務員は「家庭での親の子どもに対するしつけ 方や教育力を向上させる」が50.0%で、学生は「家庭・学校・地域の結びつきを強め、 地域で子どもを育てる」が45.8%とそれぞれ最も割合が高くなっている。(図3-2-2)

【図3-2-2 職業別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】



【図3-2-2 職業別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】

特に必要だと思うこと はない		わからない	
0 20 40 60	0	20 40	60
0.9	0.9		(3LA%)
1.0	0. 5		
0.9	0.0		
0.3	2.6		
0.0	0.0		
0.6	2. 3		
	0 20 40 60 0.9 1.0 0.9 0.3 0.0	13	13 はない 0 20 40 60 0 20 40 0.9 0.5 0.0 0.0 0.3 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0

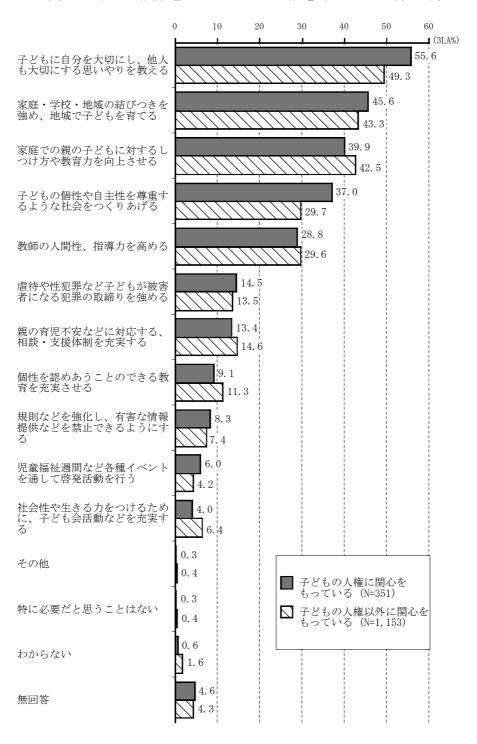
※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(子どもの人権への関心の有無別)でみると、子どもの人権に関心をもっている人、子どもの人権以外に関心をもっている人とも「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」がそれぞれ55.6%、49.3%と最も割合は高く、次いで「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」となっている。(図3-2-3)

【図3-2-3 関心のある人権課題別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】





【「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が54.9%で最も割合が高く、次いで「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が49.6%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人も上位5位まで同様の順位となっている。(図3-2-4)

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図3-2-4 「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験 の有無別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】

子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える

家庭・学校・地域の結びつきを 強め、地域で子どもを育てる

家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる

子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくりあげる

教師の人間性、指導力を高める

親の育児不安などに対応する、相談・支援体制を充実する

虐待や性犯罪など子どもが被害 者になる犯罪の取締りを強める

規則などを強化し、有害な情報 はなどを禁止できるようにす

個性を認めあうことのできる教 育を充実させる

児童福祉週間など各種イベントを通して啓発活動を行う

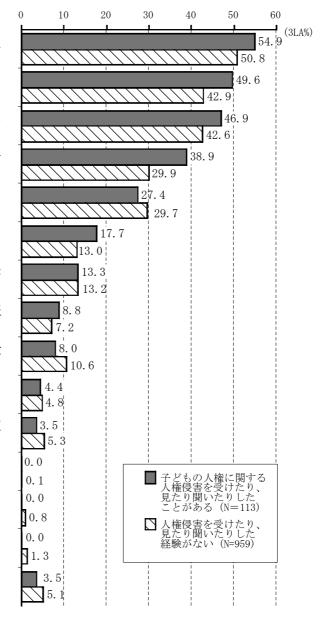
社会性や生きる力をつけるため に、子ども会活動などを充実す る

その他

特に必要だと思うことはない

わからない

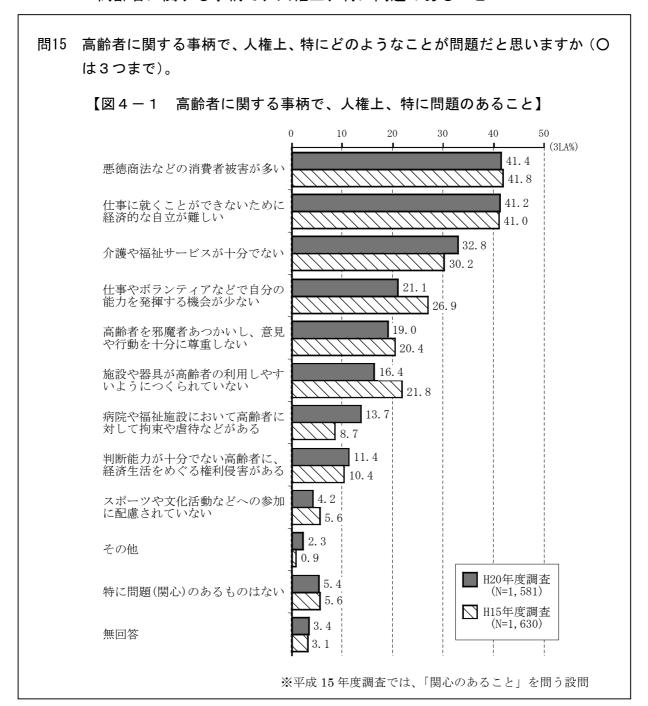
無回答





4. 高齢者の人権について

4-1. 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること



高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「悪徳商法などの消費者被害が多い」の41.4%と「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」の41.2%が4割台で割合は高くなっており、次いで「介護や福祉サービスが十分でない」が32.8%で続いている。

平成15年度調査と比較すると、「病院や福祉施設において高齢者に対して拘束や虐待などがある」は平成15年度より5.0ポイント高く、「仕事やボランティアなどで自分の能力を発揮する機会が少ない」は5.8ポイント低くなっている。

(図 4 - 1)

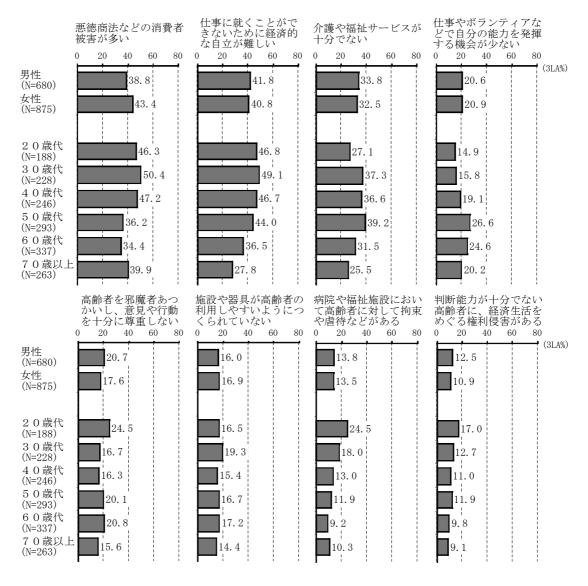
【性別】

性別でみると、男性は「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」が 41.8%で、女性は「悪徳商法などの消費者被害が多い」が 43.4% と最も割合が高くなっている。なお各項目において、男女で大きな差はみられない。(図 4-1-1)

【年齢別】

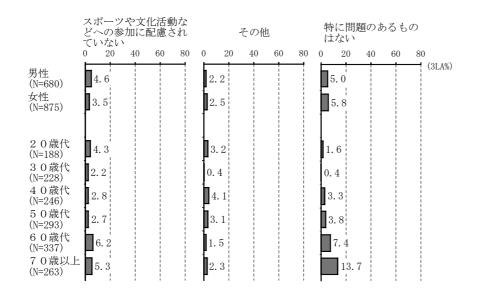
年齢別でみると、 $30\cdot40$ 歳代、70歳以上は「悪徳商法などの消費者被害が多い」が最も割合は高く、 $20\cdot50\cdot60$ 歳代は「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」の割合が最も高くなっている。「悪徳商法などの消費者被害が多い」や「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」などは、比較的若い年代で割合が高い傾向となっている。(図4-1-1)

【図4-1-1 性別・年齢別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





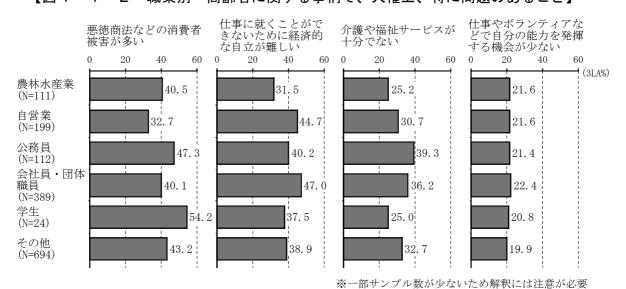
【図4-1-1 性別・年齢別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【職業別】

職業別でみると、農林水産業、公務員、学生は「悪徳商法などの消費者被害が多い」が最も割合が高く、なかでも学生は54.3%と5割台となっており、自営業、会社員・団体職員は「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」の割合が最も高くそれぞれ44.7%、47.0%と4割台になっている。(図4-1-2)

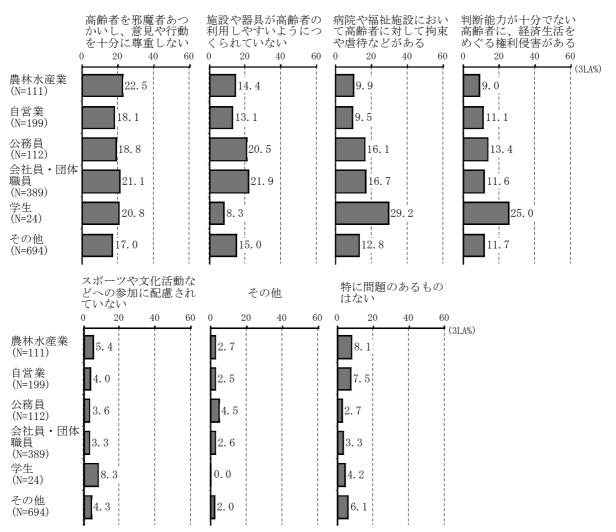
【図4-1-2 職業別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

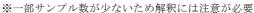






【図4-1-2 職業別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



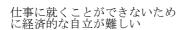




【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(高齢者の人権への関心の有無別)でみると、高齢者の人権に関心をもっている人は「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」が40.3%で最も割合が高く、次いで「悪徳商法などの消費者被害が多い」が39.0%となっている。高齢者の人権以外に関心をもっている人は「悪徳商法などの消費者被害が多い」が44.8%で最も割合が高く、次いで「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」が42.2%となっている。(図4-1-3)

【図4-1-3 関心のある人権課題別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



悪徳商法などの消費者被害が多い。

介護や福祉サービスが十分でない

仕事やボランティアなどで自分 の能力を発揮する機会が少ない

高齢者を邪魔者あつかいし、意 見や行動を十分に尊重しない

施設や器具が高齢者の利用しや すいようにつくられていない

病院や福祉施設において高齢者 に対して拘束や虐待などがある

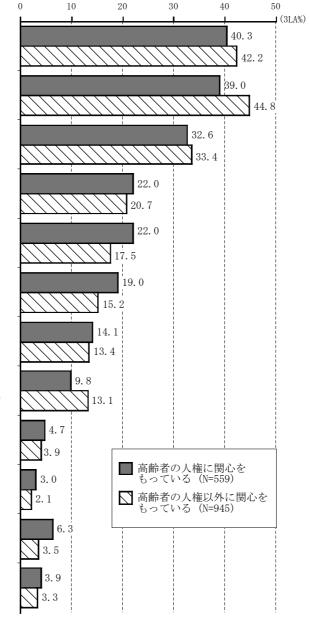
判断能力が十分でない高齢者に、 経済生活をめぐる権利侵害がある

スポーツや文化活動などへの参加に配慮されていない

その他

特に問題のあるものはない

無回答





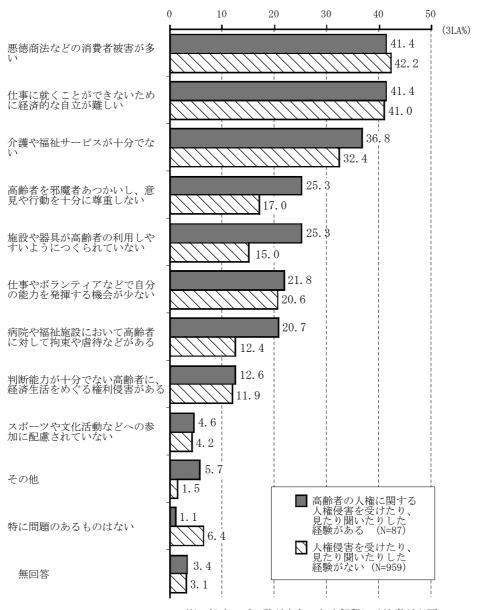
【「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「悪徳商法などの消費者被害が多い」と「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい」が同率の41.4%で最も割合が高く、次いで「介護や福祉サービスが十分でない」が36.8%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人も上位3位までは同様の順位となっている。

 $(\boxtimes 4 - 1 - 4)$

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

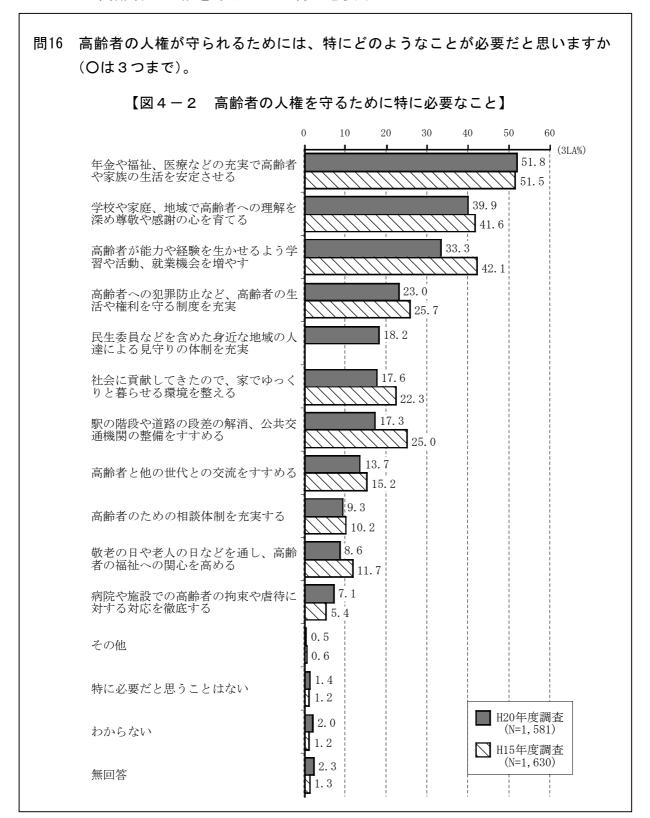
【図4-1-4 「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験 の有無別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

4-2. 高齢者の人権を守るために特に必要なこと



高齢者の人権を守るために特に必要なことについては、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が51.8%で最も割合が高く、次いで「学校や家庭、地域で高齢者への理解を深め尊敬や感謝の心を育てる」が39.9%、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が33.3%となっている。

平成15年度調査と比較すると、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が8.8ポイント、「駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備をすすめる」が7.7ポイント、平成15年度より低くなっている。(図4-2)

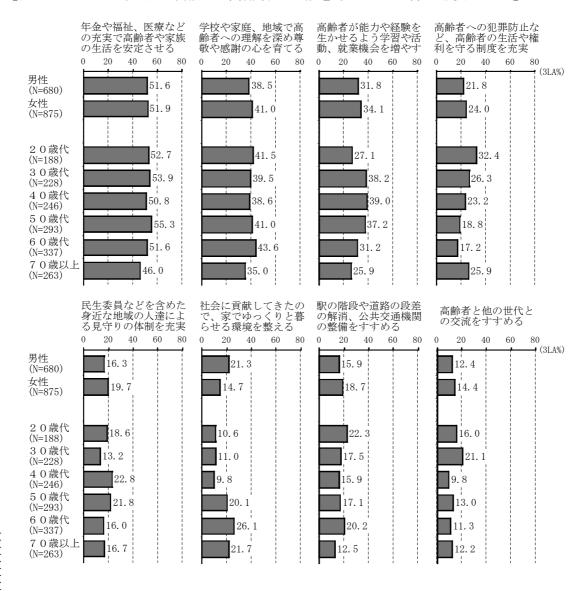
【性別】

性別でみると、男女とも「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が男性で51.6%、女性が51.9%と5割を占め、次いで男女とも「学校や家庭、地域で高齢者への理解を深め尊敬や感謝の心を育てる」で男性が38.5%、女性が41.0%となっており、性別による大きな差はみられない。(図4-2-1)

【年齢別】

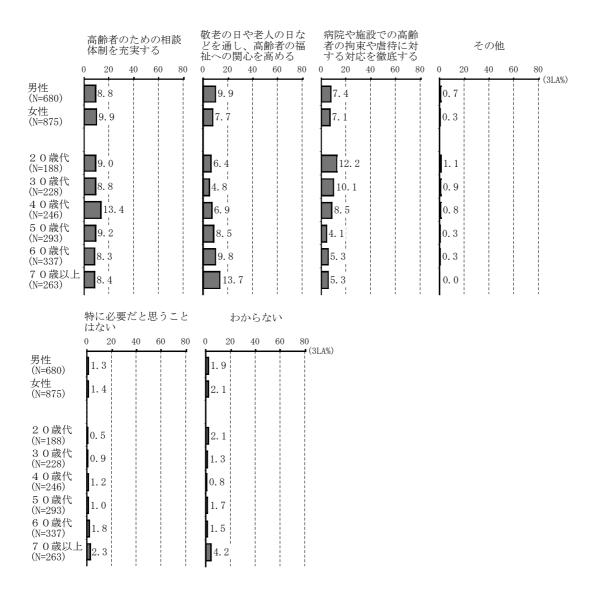
年齢別でみると、いずれの年代も「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が5割前後を占め最も割合が高い。特に「社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整える」では50歳代を境に考えの違いがみられる。(図 4-2-1)

【図4-2-1 性別・年齢別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】





【図4-2-1 性別・年齢別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】

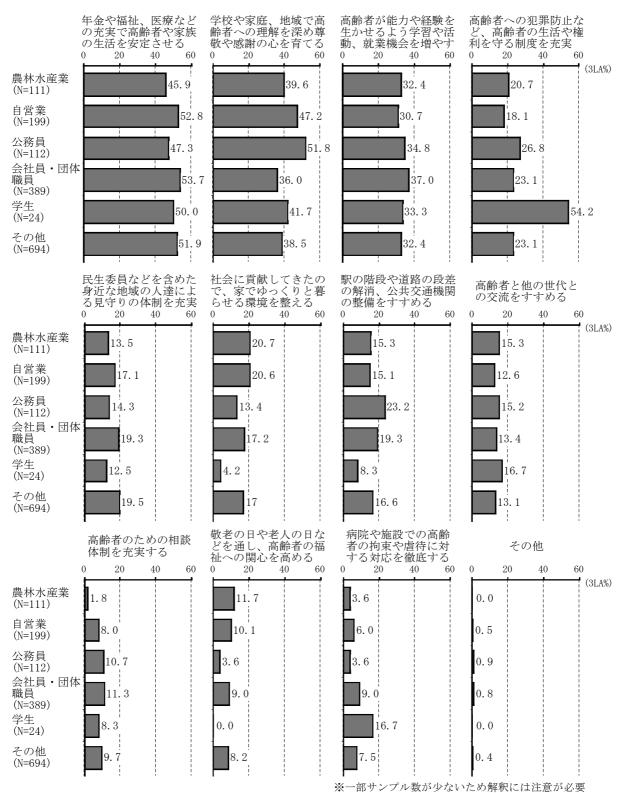


【職業別】

職業別でみると、公務員と学生以外の職業は「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が最も割合が高く、5割前後を占めている。公務員は「学校や家庭、地域で高齢者への理解を深め尊敬や感謝の心を育てる」が51.8%、学生は「高齢者への犯罪防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実」が54.2%でそれぞれ最も割合が高くなっている。(図4-2-2)

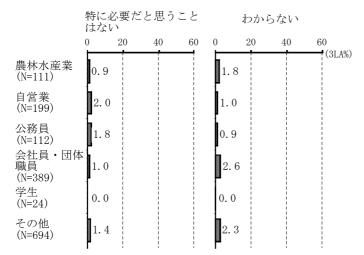


【図4-2-2 職業別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】





【図4-2-2 職業別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(高齢者の人権への関心の有無別)でみると、高齢者の人権に関心をもっている人、高齢者の人権以外に関心をもっている人とも「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」がそれぞれ55.3%、50.7%で最も割合は高く、5割台となっている。次いで「学校や家庭、地域で高齢者への理解を深め尊敬や感謝の心を育てる」でそれぞれ4割前後となっている。(図4-2-3)

【図4-2-3 関心のある人権課題別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】

年金や福祉、医療などの充実で 高齢者や家族の生活を安定させ る

学校や家庭、地域で高齢者への 理解を深め尊敬や感謝の心を育 てる

-高齢者が能力や経験を生かせる よう学習や活動、就業機会を増 やす

社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整える

高齢者への犯罪防止など、高齢 者の生活や権利を守る制度を充 す

駅の階段や道路の段差の解消、 公共交通機関の整備をすすめる

民生委員などを含めた身近な地域の人達による見守りの体制を 充実

高齢者と他の世代との交流をす すめる

敬老の日や老人の日などを通し、高齢者の福祉への関心を高める

高齢者のための相談体制を充実 する

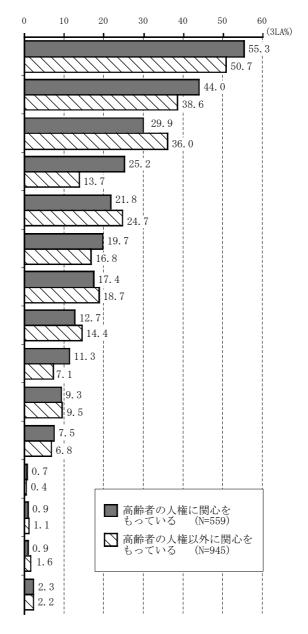
病院や施設での高齢者の拘束や 虐待に対する対応を徹底する

その他

特に必要だと思うことはない

わからない

無回答





【「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が56.3%で最も割合が高く、次いで「学校や家庭、地域で高齢者への理解を深め尊敬や感謝の心を育てる」が43.7%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人も上位3位までは同様の順位となっている。

 $(\boxtimes 4 - 2 - 4)$

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図4-2-4 「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験 の有無別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】

年金や福祉、医療などの充実で 高齢者や家族の生活を安定させ る

学校や家庭、地域で高齢者への 理解を深め尊敬や感謝の心を育 てる

高齢者が能力や経験を生かせる よう学習や活動、就業機会を増 やす

社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整え

民生委員などを含めた身近な地域の人達による見守りの体制を 充実

高齢者への犯罪防止など、高齢 高か生活や権利を守る制度を充

駅の階段や道路の段差の解消、 公共交通機関の整備をすすめる

高齢者と他の世代との交流をす すめる

病院や施設での高齢者の拘束や 虐待に対する対応を徹底する

高齢者のための相談体制を充実する

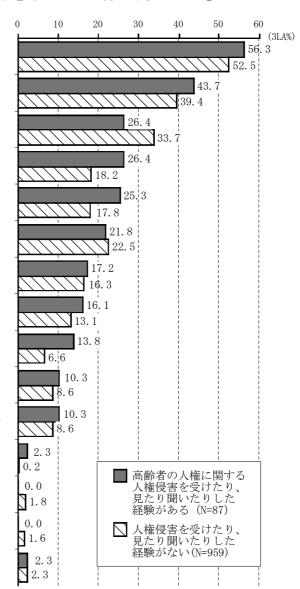
敬老の日や老人の日などを通し、高齢者の福祉への関心を高める

その他

特に必要だと思うことはない

わからない

無回答

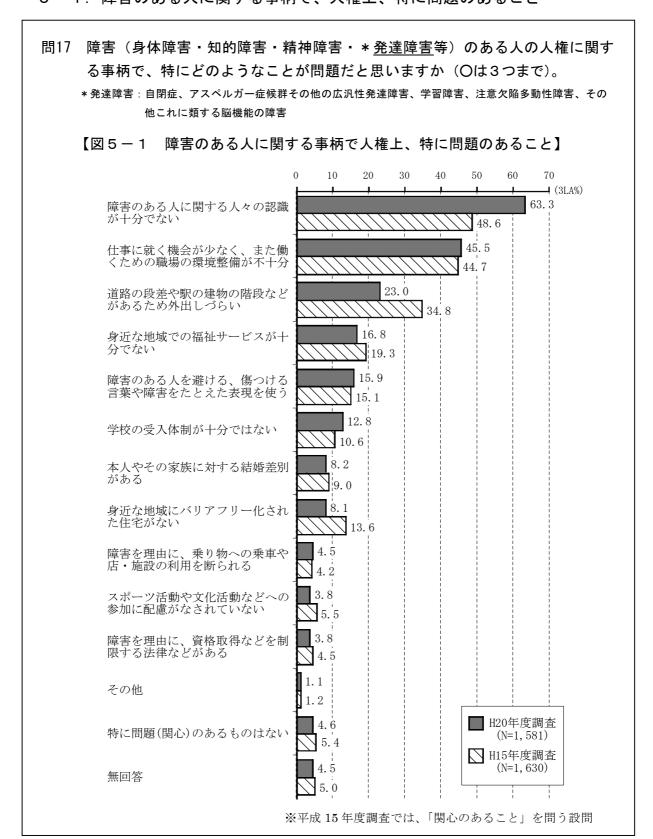


※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



5. 障害のある人の人権について

5-1. 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること





障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が63.3%で最も割合が高く、次い

で「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」が45.5%、「道路の段差や駅の建物の階段などがあるため外出しづらい」が23.0%となっている。

平成15年度調査と比較すると、「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」は 平成15年度より14.7ポイント高いが、「道路の段差や駅の建物の階段などがあるため外 出しづらい」は11.8ポイント低くなっている。(図5-1)

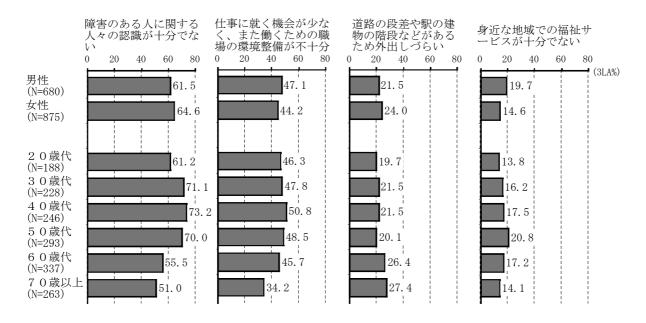
【性別】

性別でみると、男女とも「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が最も割合は高く、男性が61.5%、女性が64.6%となっている。次いで男女とも「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」で男性が47.1%、女性が44.2%となっており、大きな差はみられない。(図5-1-1)

【年齢別】

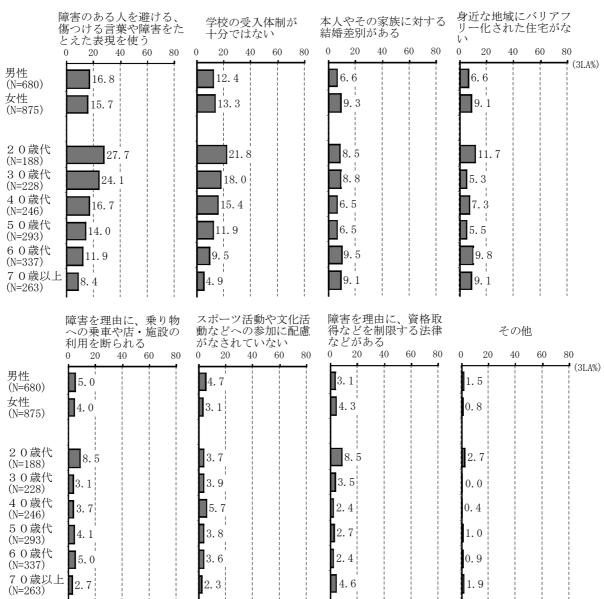
年齢別でみると、いずれの年代も「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」の割合が最も高く、次いで「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」の割合が高くなっている。両項目とも70歳以上において割合が最も低くなっている。(図5-1-1)

【図5-1-1 性別・年齢別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

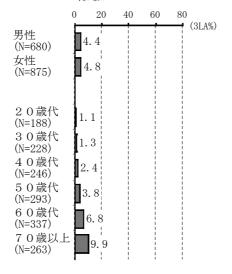




【図5-1-1 性別・年齢別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



特に問題のあるもの はない



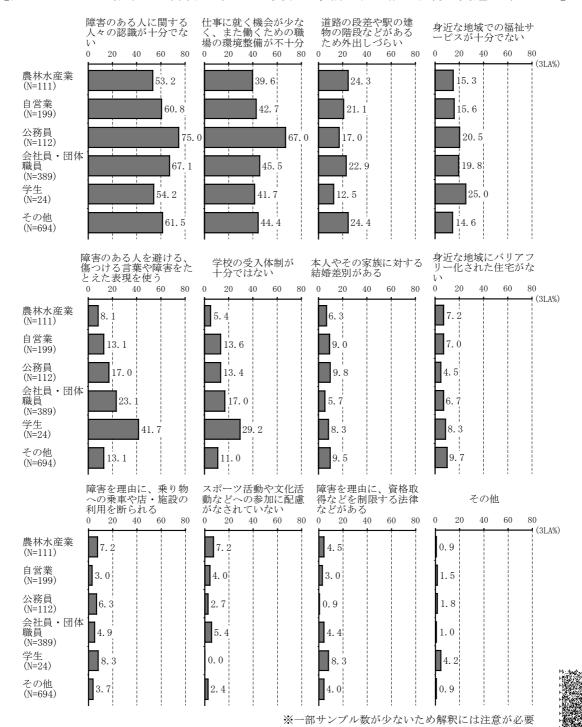


【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」の割合が最も高く、なかでも公務員が75.0%で最も割合が高くなっている。次いでいずれの職業も「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」となっており、公務員は67.0%と他の職業に比べ高い割合となっている。

また「障害のある人を避ける、傷つける言葉や障害をたとえた表現を使う」と「学校の受け入れ体制が十分でない」においては、学生が他の職業より10.0ポイント以上高くなっている。(図5-1-2)

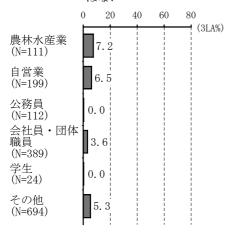
【図5-1-2 職業別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





【図5-1-2 職業別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

特に問題のあるもの はない



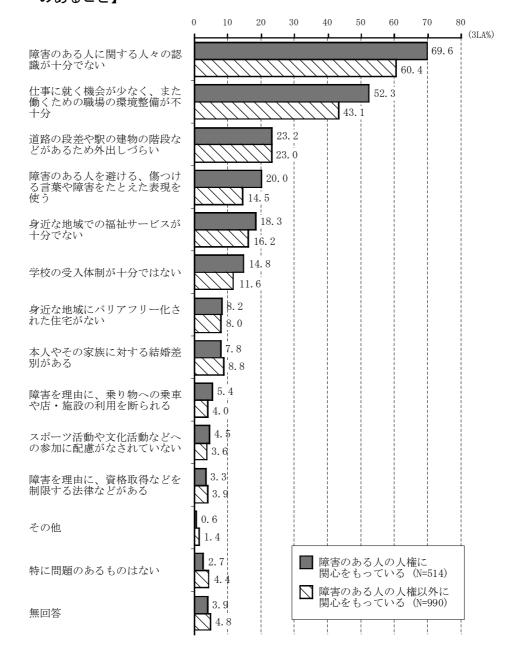
※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(障害のある人の人権への関心の有無別)でみると、障害のある人の人権に関心をもっている人、障害のある人の人権以外に関心をもっている人においてはいずれも「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」がそれぞれ69.6%、60.4%で最も割合が高く、次いで「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」がそれぞれ52.3%、43.1%で続いている。(図 5-1-3)

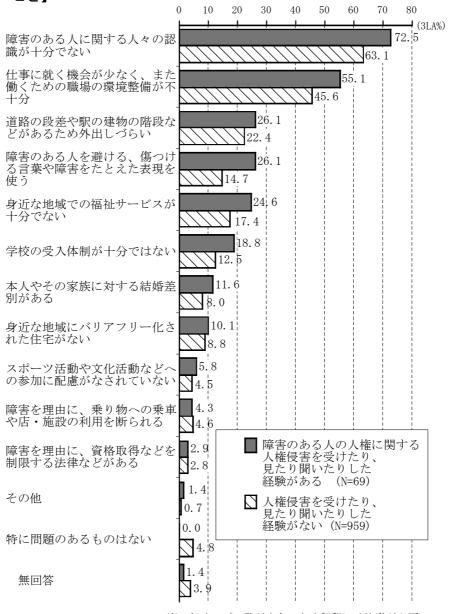
【図5-1-3 関心のある人権課題別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題 のあること】





【「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が72.5%で最も割合が高く、次いで「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境整備が不十分」が55.1%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人も上位3位までは同様の順位となっている。(図5-1-4)※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図5-1-4 「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

5-2. 障害のある人への配慮や工夫についての考え

問18 障害のある人とない人が同じように生活するためには、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたると思いますか。また、こうした配慮や工夫を行うには経済的な負担(行政又は事業所等による費用負担)を伴うこともありますが、どうすべきだと思いますか(〇は1つだけ)。

N=1,581(%) (%) 差別の場合があるので可能な程度の 40.7 負担なら配慮や工夫を行うべき 不便は理解できるが、差別に当たる 15.2 とは思わない 差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき 14.4 差別の場合があるので負担が無いか 11.3 くわずかですむなら行うべき その他 1.0 わからない 11.4 無回答 6.1

【図5-2 障害のある人への配慮や工夫についての考え】

障害のある人への配慮や工夫についての考えについては、「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が40.7%で最も割合が高く、次いで「不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない」が15.2%、「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」が14.4%となっている。(図5-2)

【性別】

性別でみると、男女とも「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が最も割合が高く、男性が38.4%、女性が42.7%となっている。その他の項目においては男女の大きな差はみられない。(図5-2-1)

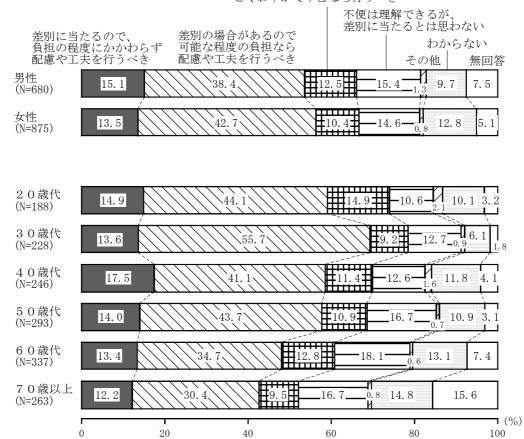
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」の割合が最も高く、なかでも30歳代が55.7%で最も割合が高く、以降、年代が上がるにつれ、割合が低くなる傾向となっている。(図5-2-1)



【図5-2-1 性別・年齢別 障害のある人への配慮や工夫についての考え】

差別の場合があるので負担が無いか ごくわずかですむなら行うべき

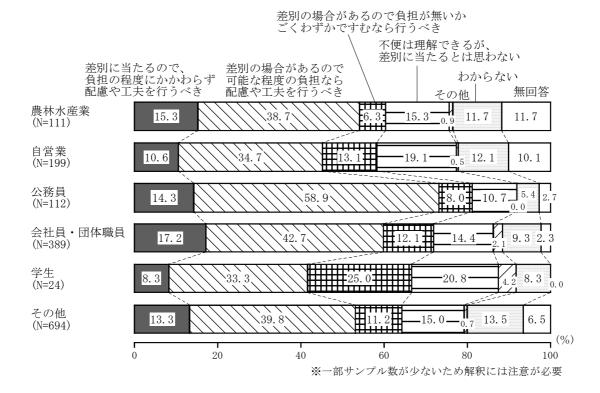




【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」の割合が最も高く、なかでも公務員が58.9%で最も割合が高くなっている。「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」は会社員・団体職員が17.2%で最も割合が高くなっている。さらに学生においては「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」が他の職業は1割以上の割合にも関わらず1割未満となっている。(図5-2-2)

【図5-2-2 職業別 障害のある人への配慮や工夫についての考え】



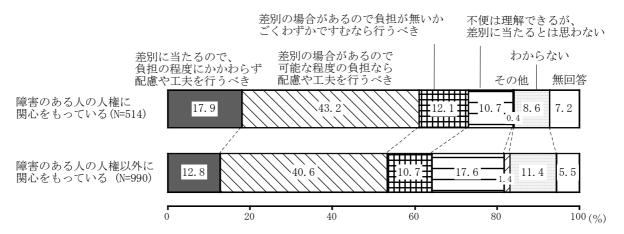


【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(障害のある人の人権への関心の有無別)でみると、障害のある人の人権に関心をもっている人、障害のある人の人権以外に関心をもっている人とも「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が最も割合は高く、それぞれ4割台となっている。

「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」においては、障害のある人の人権に関心をもっている人の割合が17.9%となっており、障害のある人の人権以外に関心をもっている人の12.8%と比較すると、障害のある人の人権に関心をもっている人の方が5.1ポイント高くなっている。(図5-2-3)

【図5-2-3 関心のある人権課題別 障害のある人への配慮や工夫についての考え】

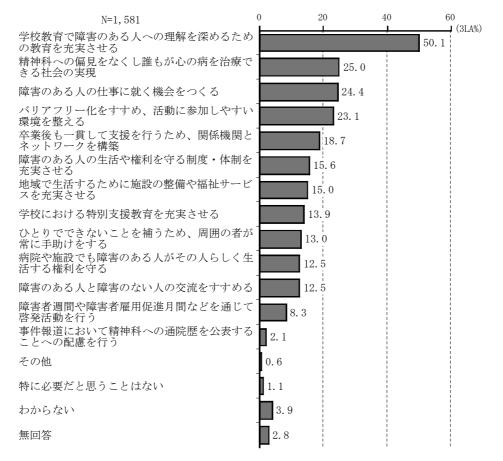




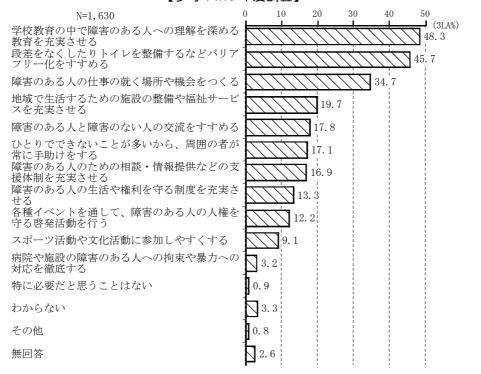
5-3. 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと

問19 障害のある人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか (Oは3つまで)。

【図5-3 障害のある人の人権を守るために必要なこと】



【参考:H15年度調査】





障害のある人の人権を守るために特に必要なことについては、「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が50.1%で最も割合が高く、次いで「精神科への偏見をなくし誰もが心の病を治療できる社会の実現」が25.0%、「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が24.4%となっている。

平成15年度調査では、「学校教育の中で障害のある人への理解を深める教育を充実させる」の割合が48.3%で最も割合が高く、次いで「段差をなくしたりトイレを整備するなどバリアフリー化をすすめる」が45.7%、「障害のある人の仕事の就く場所や機会をつくる」が34.7%となっている。(図5-3)※平成15年調査と平成20年調査では選択肢の数、選択肢の内容が異なるため参考とし記載。

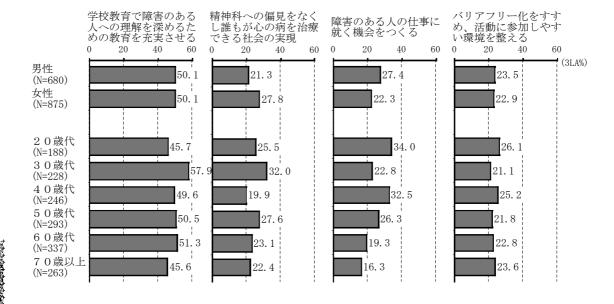
【性別】

性別でみると、男女とも「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が同率の50.1%で最も割合が高く、次いで男性は「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が27.4%、「バリアフリー化をすすめ、活動に参加しやすい環境を整える」が23.5%となっており、女性は「精神科への偏見をなくし誰もが心の病を治療できる社会の実現」が27.8%、「バリアフリー化をすすめ、活動に参加しやすい環境を整える」が22.9%となっている。(図5-3-1)

【年齢別】

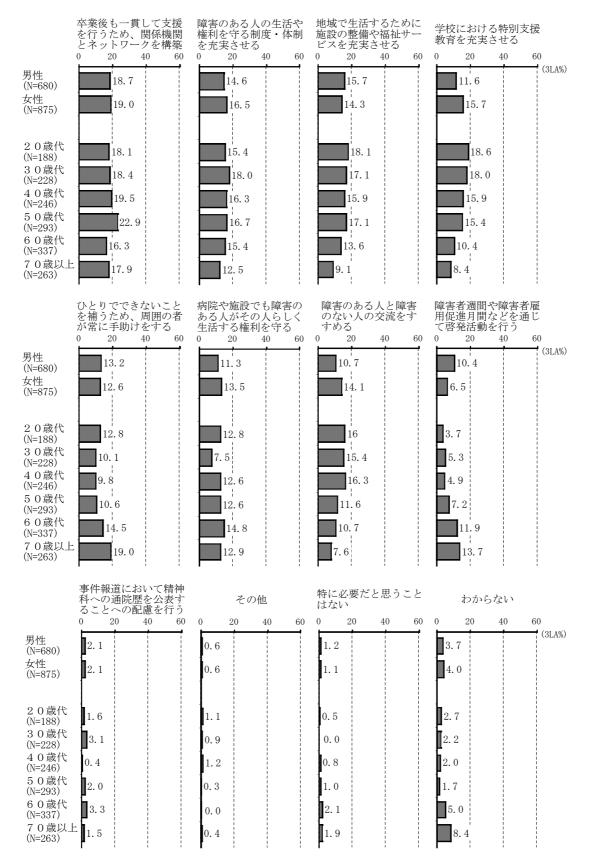
年齢別でみると、いずれの年代も「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」の割合が最も高く、なかでも30歳代で57.9%と最も割合が高くなっている。次いで20・40歳代は「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」、30・50・60歳代は「精神科への偏見をなくし誰もが心の病を治療できる社会の実現」、70歳以上は「バリアフリー化をすすめ、活動に参加しやすい環境を整える」となっている。(図 5-3-1)

【図5-3-1 性別・年齢別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】





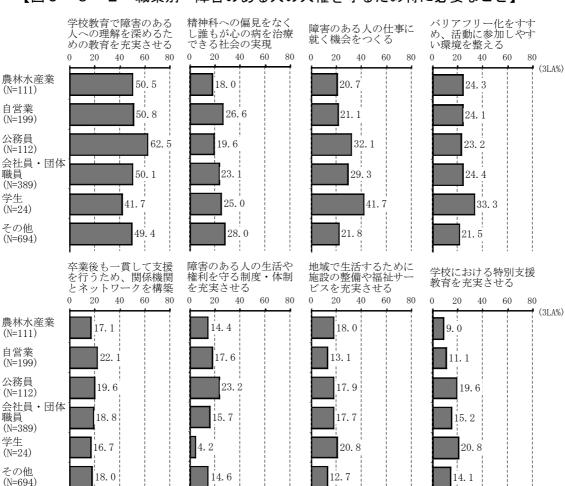
【図5-3-1 性別・年齢別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



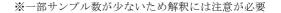


【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が最も割合は高く、学生は「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が41.7%で同率となっている。次いで農林水産業と学生は「バリアフリー化をすすめ、活動に参加しやすい環境を整える」、自営業は「精神科への偏見をなくし誰もが心の病を治療できる社会の実現」、公務員、会社員・団体職員は「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」となっている。(図 5-3-2)

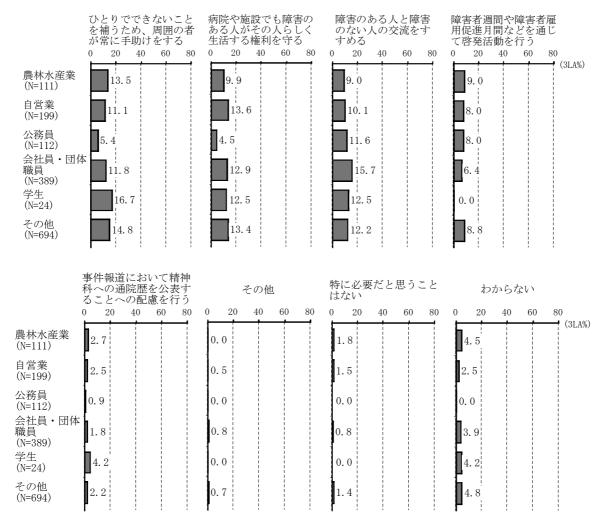


【図5-3-2 職業別 障害のある人の人権を守るため特に必要なこと】





【図5-3-2 職業別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(障害のある人の人権への関心の有無別)でみると、障害のある人の人権に関心をもっている人、障害のある人の人権以外に関心をもっている人とも「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が最も割合が高く、それぞれ53.9%、49.2%となっている。(図5-3-3)

【図5-3-3 関心のある人権課題別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】

学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる

障害のある人の仕事に就く機会 をつくる

バリアフリー化をすすめ、活動 に参加しやすい環境を整える

卒業後も一貫して支援を行うため、関係機関とネットワークを 構築

精神科への偏見をなくし誰もが 心の病を治療できる社会の実現

地域で生活するために施設の整備や福祉サービスを充実させる

障害のある人の生活や権利を守る制度・体制を充実させる

病院や施設でも障害のある人が その人らしく生活する権利を守 る

学校における特別支援教育を充 実させる

障害のある人と障害のない人の 交流をすすめる

ひとりでできないことを補うため、周囲の者が常に手助けをする

障害者週間や障害者雇用促進月間などを通じて啓発活動を行う

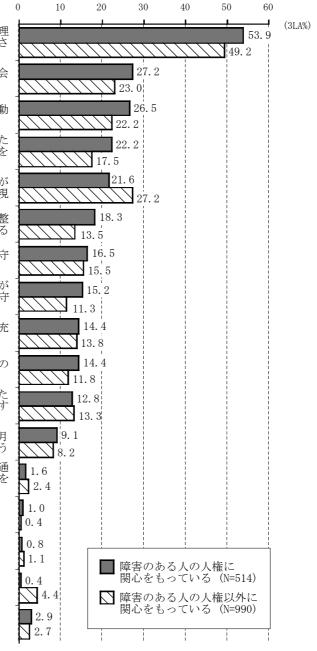
事件報道において精神科への通 院歴を公表することへの配慮を 行う

その他

特に必要だと思うことはない

わからない

無回答





【「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人は「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が52.2%で最も割合が高く、次いで「卒業後も一貫して支援を行うため、関係機関とネットワークを構築」が30.4%となっている。一方受けたり見たり聞いたりした経験がない人では経験のある人同様「学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる」が49.7%で最も割合が高いが、次いで「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が25.9%となっている。(図5-3-4)

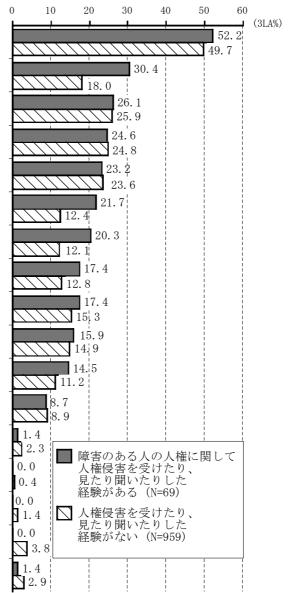
※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図5-3-4 「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたり した経験の有無別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこ

学校教育で障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる 卒業後も一貫して支援を行うため、関係機関とネットワークを 障害のある人の仕事に就く機会 精神科への偏見をなくし誰もが心の病を治療できる社会の実現 バリアフリー化をすすめ、活 に参加しやすい環境を整える 病院や施設でも障害のある人が その人らしく生活する権利を守 る 学校における特別支援教育を充 実させる ひとりでできないことを補うた め、周囲の者が常に手助けをす 障害のある人の生活や権利を守る制度・体制を充実させる 地域で生活するために施設の整備や福祉サービスを充実させる 障害のある人と障害のない人の 交流をすすめる 障害者週間や障害者雇用促進月 間などを通じて啓発活動を行う 事件報道において精神科への通 院歴を公表することへの配慮を 行う その他 特に必要だと思うことはない わからない

無回答

[ع

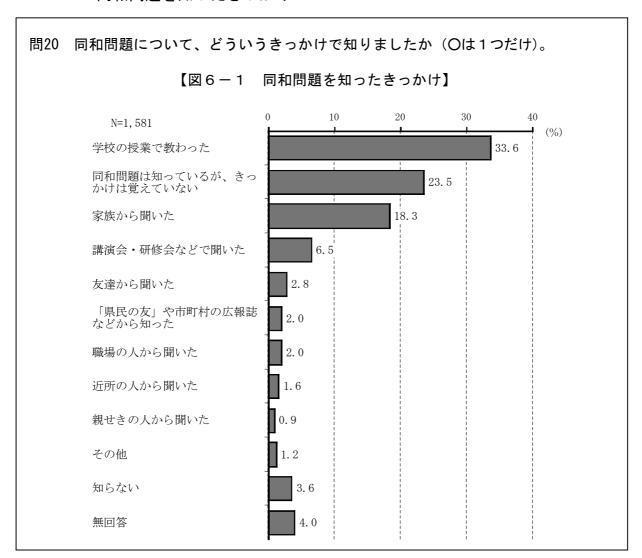


※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



6. 同和問題について

6-1. 同和問題を知ったきっかけ



同和問題を知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」が33.6%で最も割合が高く、次いで「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が23.5%、「家族から聞いた」が18.3%となっている。(図 6-1)



【性別】

性別でみると、男女とも「学校の授業で教わった」の割合が最も高く、男性の28.1% より女性の38.4%のほうが10.3ポイント高くなっている。次いで男女とも「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」となっており、女性の21.9%より男性の25.7% のほうが3.8ポイント高くなっている。(図 6-1-1)

【年齢別】

70歳以上

34. 2

2.7

年齢別でみると、 $20\sim50$ 歳代は「学校の授業で教わった」が比較的割合は高く、60歳以上は「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が最も高い割合になっている。(図 6-1-1)

家族から聞いた 親せきの人から聞いた 近所の人から聞いた 友達から聞いた (%) 男性 (N=680) 3. 1 2. 2 15. 7 1.0 女性 (N=875) 19.9 0.7 1. 1 2.5 20歳代 17.6 2. 1 0.0 2.7 (N=188) 30歳代 13. 2 0.4 0.0 2.6 4 0 歳代 (N=246) 15. 4 0.8 0.4 0.8 50歳代 22. 9 1.0 1.0 2.7 (N=293) 60歳代 2. 1 21.4 0.6 3.0 (N=337) 70歳以上 (N=263) 4.9 16.0 0.8 5.3 講演会・研修会など で聞いた 「県民の友」や市町村の 広報誌などから知った 学校の授業で教わった 職場の人から聞いた 0 80 0 男性 3. 2 2. 2 9.7 28. 1 (N=680) 女性 (N=875) 4.0 0.8 1.9 20歳代 (N=188) 4. 3 47.9 1.6 0.5 30歳代 (N=228) 0.9 2.6 0.0 40歳代 3. 3 60.2 0.8 0.8 (N=246)50歳代 6.8 30.0 1.7 1.0 (N=293) 60歳代 4. 2 3.9 13. 1 9.8 (N=337)70歳以上 4. 9 9.9 1. 1 10.3 同和問題は知っ いるが、きっかけ は覚えていない その他 知らない 80 20 40 (%) 男性 (N=680) 3. 5 25.7 1.2 女性 (N=875) 3. 5 21.9 1.3 20歳代 10.1 0.0 9.6 (N=188) 30歳代 3. 9 0.4 14. 5 (N=228)40歳代 2.4 11.8 0.4 (N=246) 50歳代 27. 6 0.3 1.4 (N=293)60歳代 2. 7 1.8 33. 5 (N=337)

【図6-1-1 性別・年齢別 同和問題を知ったきっかけ】



4.2

【職業別】

職業別でみると、自営業以外ではいずれの職業も「学校の授業で教わった」が最も割 合は高い。自営業においては「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」の 割合が最も高くなっている。(図6-1-2)

家族から聞いた 親せきの人から聞いた 近所の人から聞いた 友達から聞いた 20 40 60 80 0 20 40 60 80 0 40 60 80 0 20 20 40 (%) 農林水産業 3. 6 17.1 0.0 1.8 (N=111)自営業 17.1 1.0 3.0 2.5 (N=199)公務員 2.5 0.0 0.0 1.8 (N=112) 会社員・団体 1.0 職員 14.7 0.5 2.8 (N=389) 学生 25.0 0.0 0.0 0.0 (N=24)その他 (N=694) 21.0 1.2 1.9 3. 3 「県民の友」や市町村の 広報誌などから知った 講演会・研修会など 学校の授業で教わった 職場の人から聞いた で聞いた 20 40 60 80 0 20 40 60 80 0 20 40 60 80 0 20 40 60 (%) 農林水産業 27.9 0.9 9.0 1.8 (N=111)自営業 26.6 1.0 6.0 4.0 (N=199)公務員 2.7 0.0 54.5 15. 2 (N=112)会社員・団体 2.6 42.7 5.9 0.5 (N=389)学生 (N=24) 50.0 0.0 0.0 0.0 その他 28.5 1.9 5. 5 2.9 (N=694)同和問題は知っている が、きっかけは覚えて いない その他 知らない 20 40 60 80 0 20 40 60 80 0 20 40 60 80 (%) 農林水産業 27.9 3.6 0.9 (N=111)自営業 30.7 1.5 1.5 (N=199)公務員 9.8 0.0 0.9 (N=112)会社員·団体 職員 20. 6 0.0 5. 1 (N=389) 学生 8.3 0.0 16.7 (N=24)その他 25. 1

【図6-1-2 職業別 同和問題を知ったきっかけ】



(N=694)

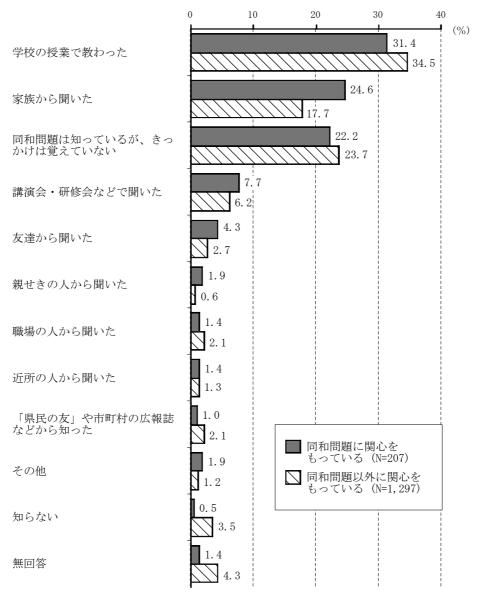
※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

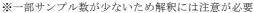
3, 2

【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(同和問題への関心の有無別)でみると、同和問題に関心をもっている人、同和問題以外に関心をもっている人とも「学校の授業で教わった」の割合が最も高く、次いで同和問題に関心をもっている人は「家族から聞いた」が24.6%、同和問題以外に関心をもっている人は「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」で23.7%となっている。(図 6-1-3)

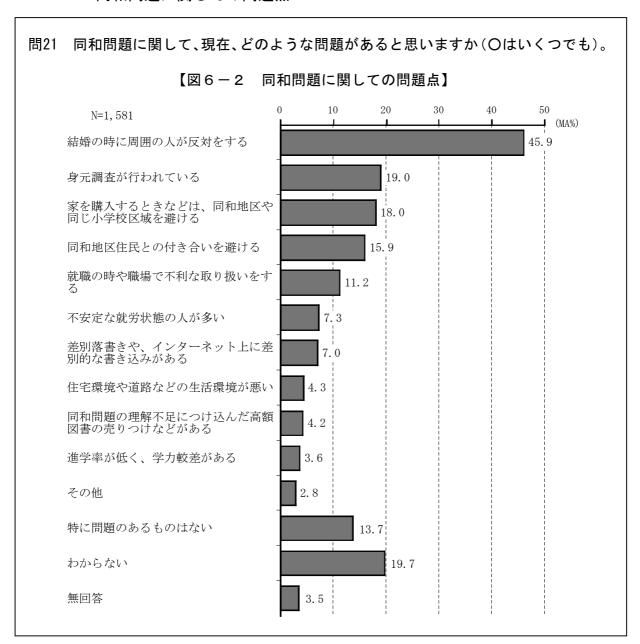
【図6-1-3 関心のある人権課題別 同和問題を知ったきっかけ】







6-2. 同和問題に関しての問題点



同和問題に関しての問題点については、「結婚の時に周囲の人が反対をする」が45.9%で最も割合が高く、次いで「身元調査が行われている」が19.0%、「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」が18.0%となっている。(図6-2)



【性別】

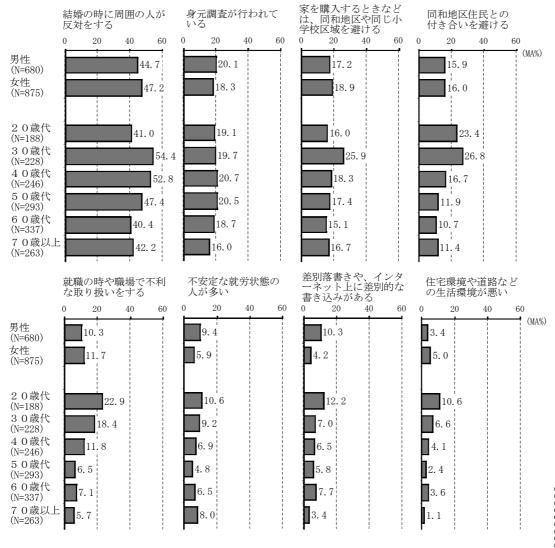
性別でみると、男女とも「結婚の時に周囲の人が反対をする」が最も割合は高く、男性が44.7%で女性が47.2%と性別において特に大きな差はみられない。しかし「不安定な就労状態の人が多い」、「差別落書きや、インターネット上に差別的な書き込みがある」、「同和問題の理解不足につけ込んだ高額図書の売りつけなどがある」では比較的男性の方が割合が高い。(図6-2-1)

【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「結婚の時に周囲の人が反対をする」の割合が最も高く、なかでも30歳代が54.4%で最も割合が高くなっている。

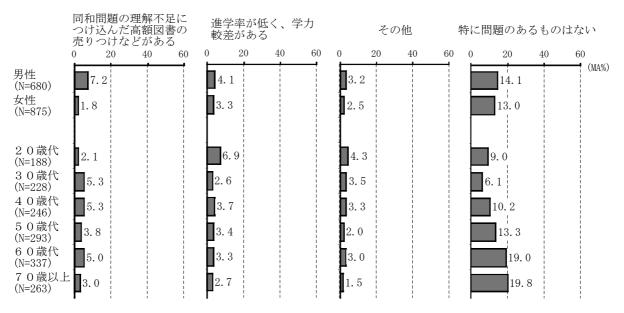
次いで20・30歳代は「同和地区住民との付き合いを避ける」、40・50歳代は「身元調査が行われている」、60歳代、70歳以上は「特に問題のあるものはない」となっている。特に「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」では30歳代が25.9%と他の年代よりも比較的高く、「就職の時や職場で不利な取り扱いをする」では20歳代、30歳代の割合が比較的高い。(図 6-2-1)

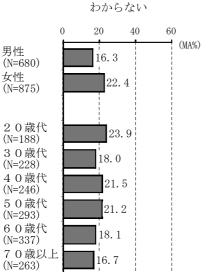
【図6-2-1 性別・年齢別 同和問題に関しての問題点】





【図6-2-1 性別・年齢別 同和問題に関しての問題点】

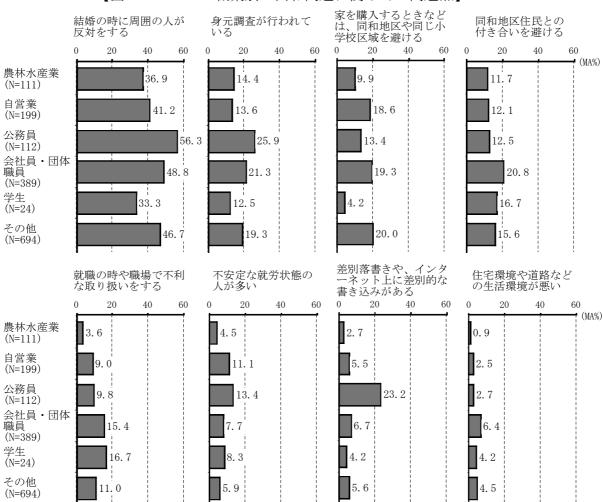




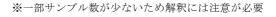


【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「結婚の時に周囲の人が反対をする」の割合が最も高く、なかでも公務員が56.3%で最も割合が高い。次いで、農林水産業は「特に問題のあるものはない」で、公務員、会社員・団体職員は「身元調査が行われている」、自営業は「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」、学生は「同和地区住民との付き合いを避ける」と「就職の時や職場で不利な取り扱いをする」が16.7%の同率で割合が高くなっている。(図 6-2-2)

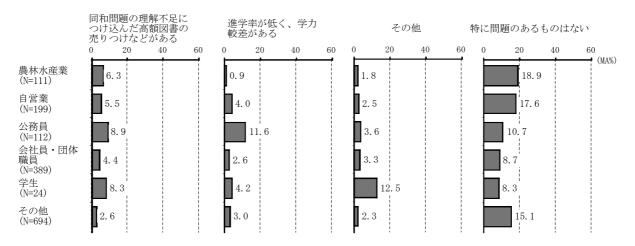


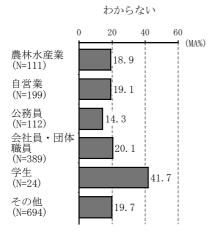
【図6-2-2 職業別 同和問題に関しての問題点】





【図6-2-2 職業別 同和問題に関しての問題点】





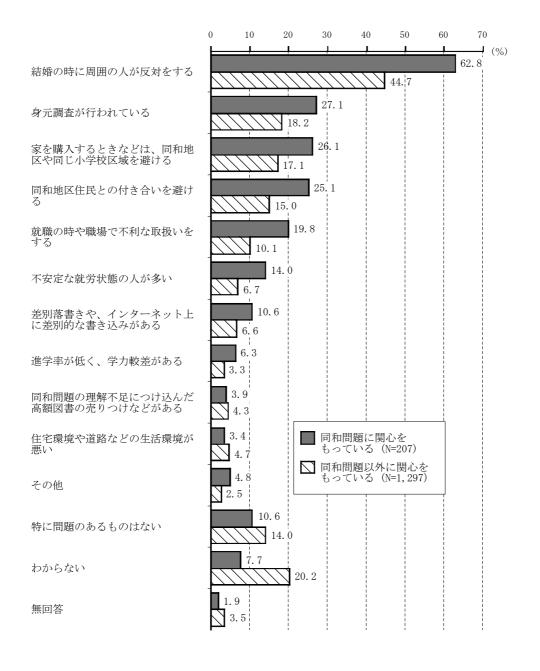
※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(同和問題への関心の有無別)でみると、同和問題に関心をもっている人、同和問題以外に関心をもっている人とも「結婚の時に周囲の人が反対をする」の割合が最も高く、同和問題に関心をもっている人の過半数を占める62.8%が問題であると認識している。(図6-2-3)

【図6-2-3 関心のある人権課題別 同和問題に関しての問題点】





【「同和問題」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「同和問題」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験のある人は「結婚の時に周囲の人が反対をする」が71.8%で最も割合が高く、次いで「同和地区住民との付き合いを避ける」が39.7%となっている。受けたり見たり聞いたりした経験がない人は経験がある人同様「結婚の時に周囲の人が反対をする」が46.2%で最も割合が高いが、次いで「わからない」が19.8%となっている。(図 6-2-4)

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図6-2-4 「同和問題」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別同和問題に関しての問題点】

結婚の時に周囲の人が反対をす る

同和地区住民との付き合いを避ける

身元調査が行われている

家を購入するときなどは、同和 地区や同じ小学校区域を避ける

就職の時や職場で不利な取扱い をする

差別落書きや、インターネット 上に差別的な書き込みがある

不安定な就労状態の人が多い

進学率が低く、学力較差がある

住宅環境や道路などの生活環境 が悪い

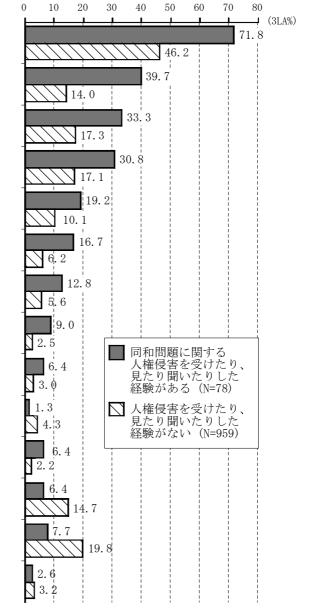
同和問題の理解不足につけ込ん だ高額図書の売りつけなどがあ る

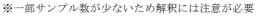
その他

特に問題のあるものはない

わからない

無回答



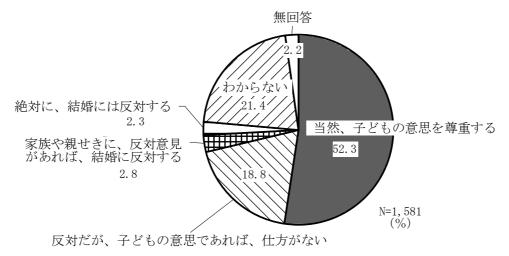




6-3. 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応

問22 仮に、あなたに子どもがおり、あなたの子どもが、結婚しようとする相手の方が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか(〇は一つだけ)。

【図6-3 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応】



仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応については、「当然、子どもの意思を尊重する」が52.3%で最も割合が高く、次いで「反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない」が18.8%となっている。(図6-3)



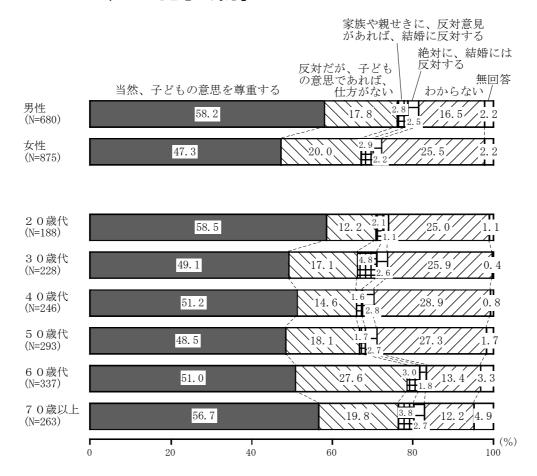
【性別】

性別でみると、男女とも「当然、子どもの意思を尊重する」の割合が最も高く、女性が47.3%に対し男性は58.2%で10.9ポイント高くなっている。(図6-3-1)

【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「当然、子どもの意思を尊重する」の割合が最も高く、なかでも20歳代が58.5%で最も割合が高く、次いで70歳以上が56.7%となっている。また、「反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない」は60歳代が27.6%で最も割合が高くなっている。(図 6-3-1)

【図6-3-1 性別・年齢別 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応】

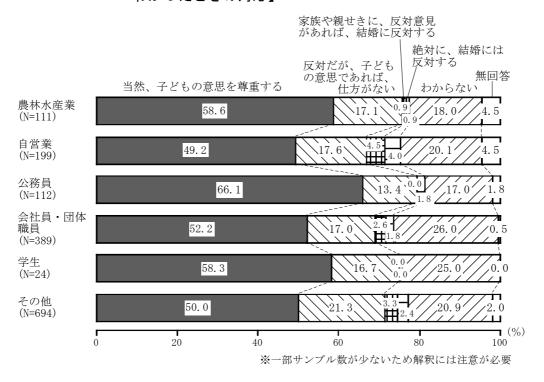




【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「当然、子どもの意思を尊重する」が最も割合が高く、自営業以外で過半数を占めており、なかでも公務員が66.1%で最も割合が高くなっている。(図6-3-2)

【図6-3-2 職業別 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応】

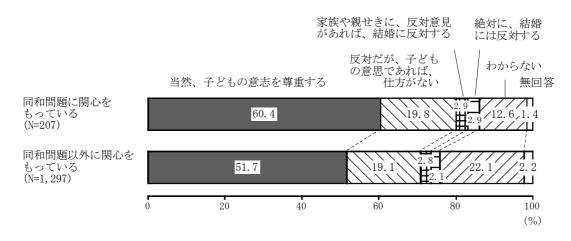




【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(同和問題への関心の有無別)でみると、同和問題に関心をもっている人、同和問題以外に関心をもっている人とも「当然、子どもの意思を尊重する」がそれぞれ60.4%、51.7%と過半数を占め最も割合が高くなっている。(図6-3-3)

【図6-3-3 関心のある人権課題別 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるわかったときの対応】

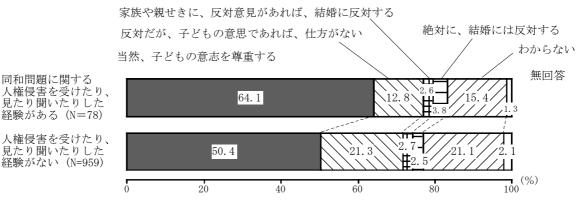


【「同和問題」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「同和問題」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人及びない人とも「当然、子どもの意思を尊重する」が最も割合が高い。次いで経験がない人では「反対だが、子どもの意志であれば、仕方がない」が21.3%と続いている。(図6-3-4)

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図6-3-4 「同和問題」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応】

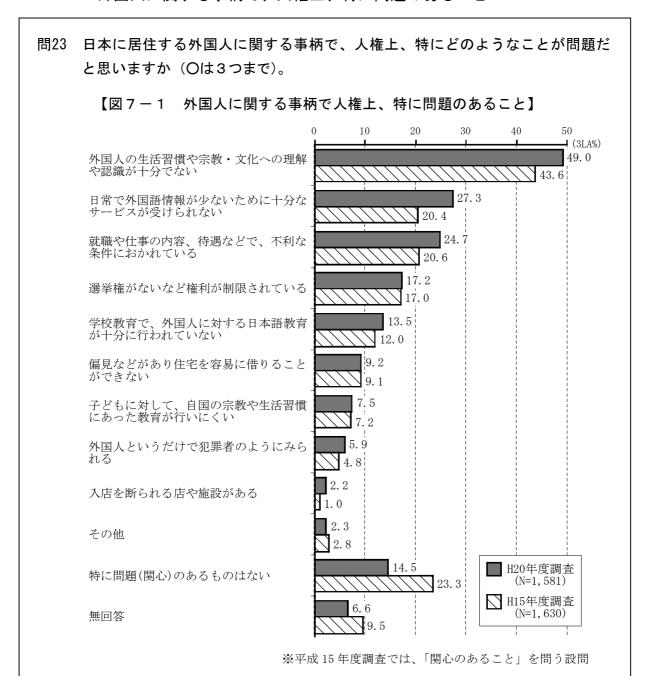




※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

7. 外国人の人権について

7-1. 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること



外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が49.0%で最も割合が高く、次いで「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」が27.3%、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている」が24.7%となっている。

平成15年度調査と比較すると、いずれの項目も平成15年度より割合は高くなっており、特に「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」は6.9ポイント、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」は5.4ポイント高くなっている。(図7-1)

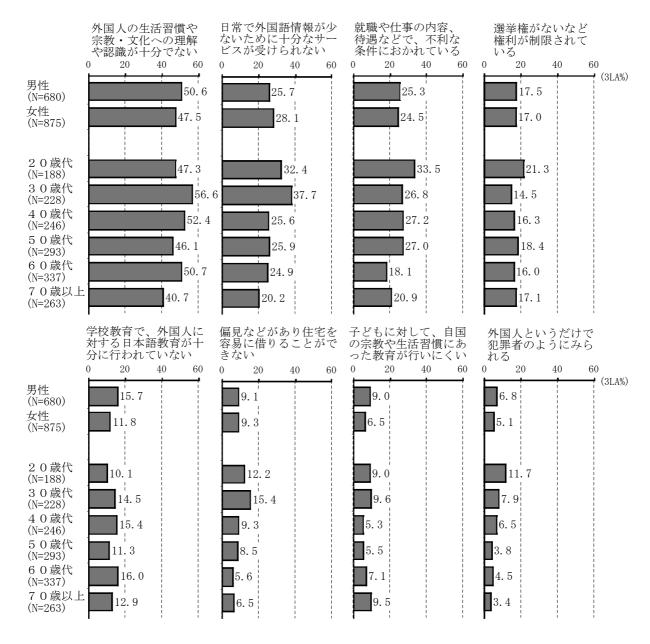
【性別】

性別でみると、男女とも「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、男性が50.6%、女性も47.5%と5割前後を占めている。 (図<math>7-1-1)

【年齢別】

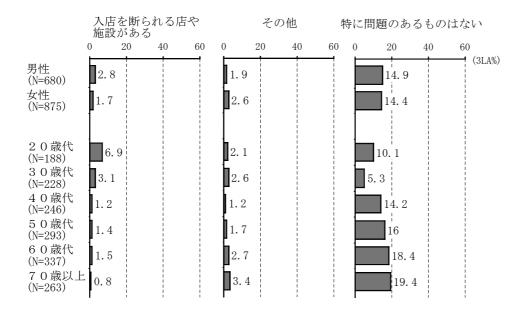
年齢別でみると、いずれの年代も「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、なかでも30歳代が56.6%で最も割合が高くなっている。 (図7-1-1)

【図7-1-1 性別・年齢別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





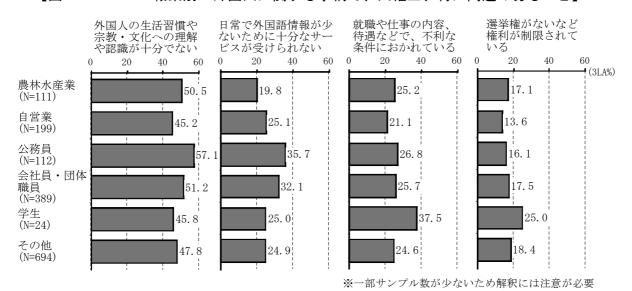
【図7-1-1 性別・年齢別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【職業別】

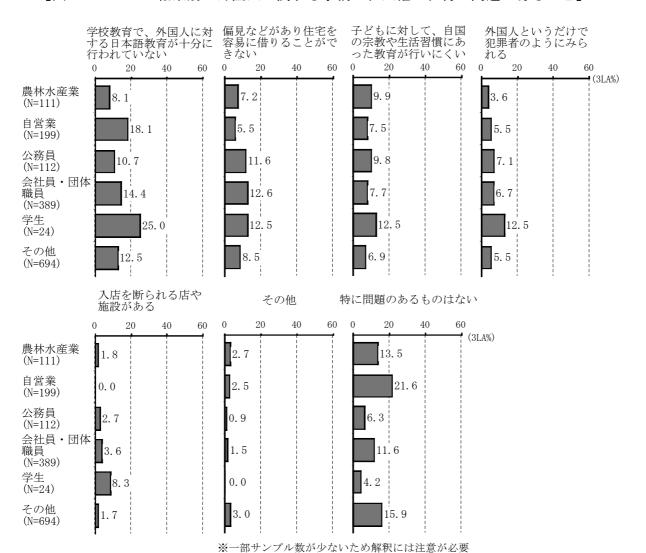
職業別でみると、いずれの職業も「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、なかでも公務員が57.1%で最も割合が高くなっている。次いで農林水産業と学生は「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている」、自営業、公務員、会社員・団体職員は「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」となっている。(図7-1-2)

【図7-1-2 職業別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





【図7-1-2 職業別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

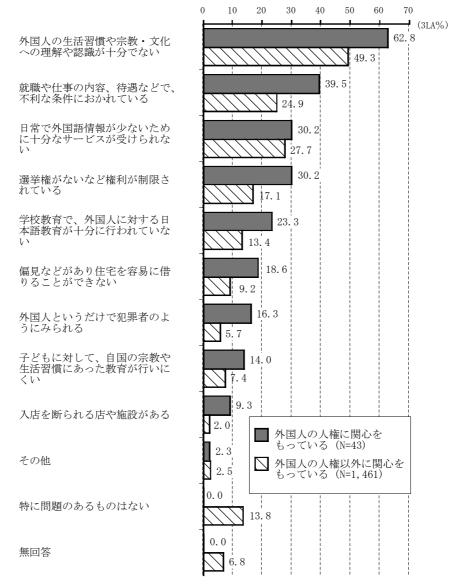




【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(外国人の人権への関心の有無別)でみると、外国人の人権に 関心をもっている人、外国人の人権以外に関心をもっている人とも「外国人の生活習慣 や宗教・文化への理解や認識が十分でない」の割合が最も高い。(図7-1-3)

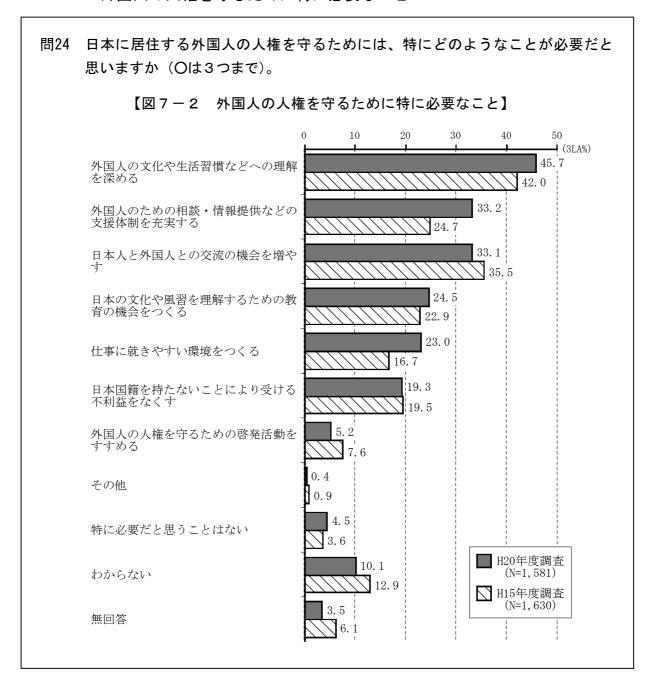
【図7-1-3 関心のある人権課題別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



7-2. 外国人の人権を守るために特に必要なこと



外国人の人権を守るために特に必要なことについては、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が45.7%で最も割合が高く、次いで「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」が33.2%、「日本人と外国人との交流の機会を増やす」が33.1%となっている。

平成15年度調査と比較すると、「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」は平成15年度の24.7%よりも8.5ポイント高くなっているが、「日本人と外国人との交流の機会を増やす」は2.4ポイント低くなっている。(図7-2)



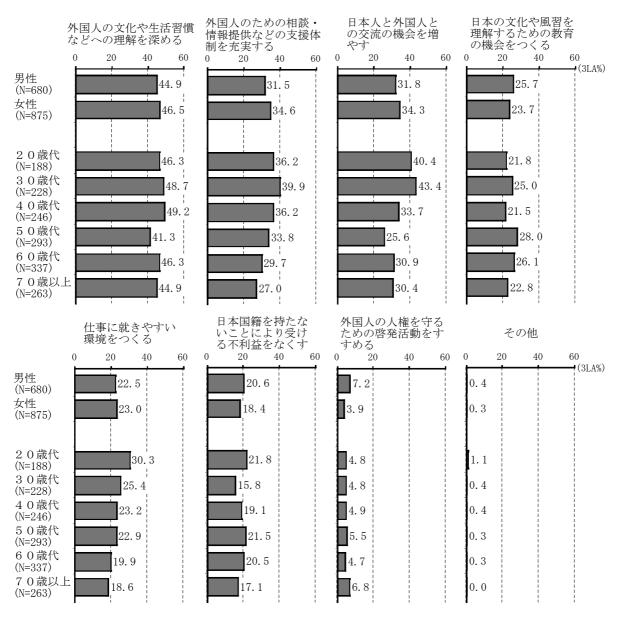
【性別】

性別でみると、男女とも「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が最も割合が高く、男性が44.9%、女性が46.5%となっている。(図7-2-1)

【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」の割合が最も高い。また、「日本人と外国人との交流の機会を増やす」では $20 \cdot 30$ 歳代で割合は高く、「仕事に就きやすい環境をつくる」では20歳代が30.3%で比較的高い割合となっている。(図7-2-1)

【図7-2-1 性別・年齢別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】





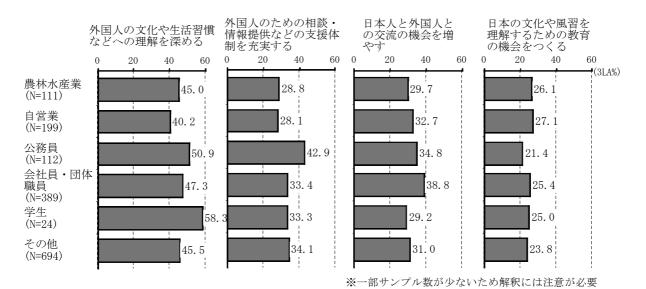
【図7-2-1 性別・年齢別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】

特に必要だと思うことはない わからない 20 40 60 20 (3LA%) 男性 (N=680) 6. 2 8. 2 女性 3. 2 11.4 (N=875) 20歳代 4. 3 7. 4 (N=188)30歳代 2.2 4.4 (N=228)40歳代 5. 3 6.5 (N=246)50歳代 4. 1 11.6 (N=293)60歳代 5. 9 11.9 (N=337)7.0歳以上 4.2 15.6

【職業別】

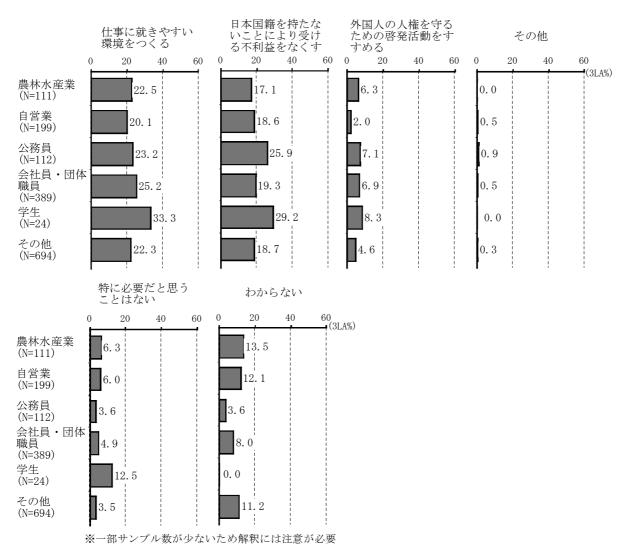
職業別でみると、いずれの職業も「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」の割合が最も高く、なかでも学生が58.3%で最も割合が高く、次いで公務員が50.9%となっている。(図7-2-2)

【図7-2-2 職業別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】





【図7-2-2 職業別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】

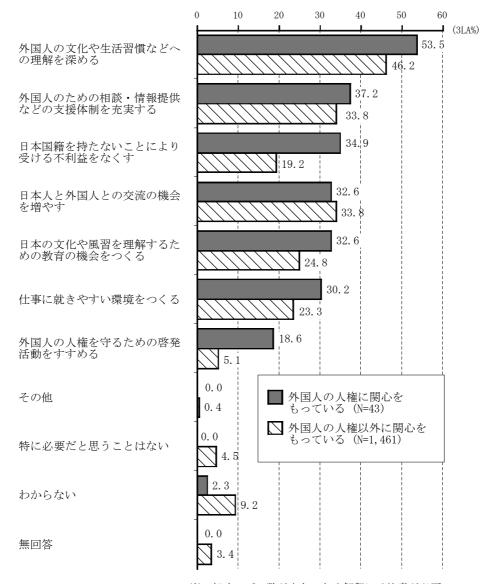




【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(外国人の人権への関心の有無別)でみると、外国人の人権に関心をもっている人、外国人の人権以外に関心をもっている人とも「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」がそれぞれ53.5%、46.2%と最も割合は高い。(図7-2-3)

【図7-2-3 関心のある人権課題別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



8. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について

8-1. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問25 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(Oは3つまで)。

【図8-1 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事で、人権上、特に問題のあること】

病気についての理解や認識が十分でない

後遺症や感染している、難病ということ だけで偏見の目で見られる

医療費が高額になり、十分な治療が受け られない

医療施設や療養環境が十分でない

患者の社会復帰が困難である

興味本位の報道がなされる

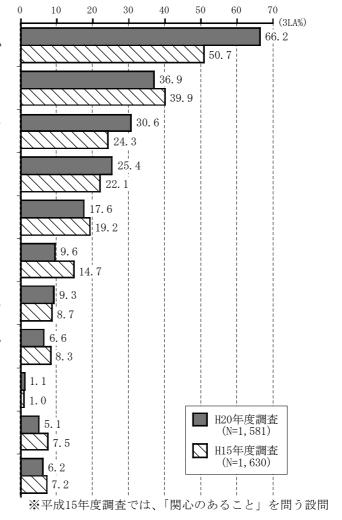
本人やその家族に対する結婚差別がある

感染者や難病患者が、退職や退学に追い 込まれる

その他

特に問題(関心)のあるものはない

無回答



HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「病気についての理解や認識が十分でない」が66.2%で過半数を占め、最も割合が高くなっている。次いで「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」が36.9%、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」が30.6%となっている。

平成15年度調査と比較すると、「病気についての理解や認識が十分でない」は 15.5ポイント高いが、「興味本位の報道がなされる」は5.1ポイント低くなっている。(図8-1)



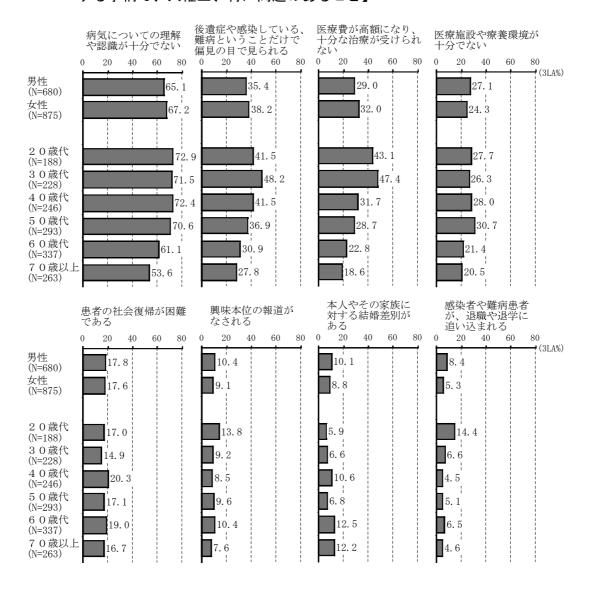
【性別】

性別でみると、男女とも「病気についての理解や認識が十分でない」の割合が最も高いが、男性が65.1%で女性が67.2%といずれの項目においても大きな差はみられない。(図8-1-1)

【年齢別】

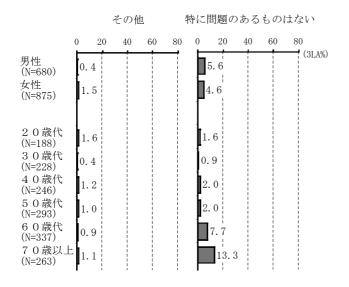
年齢別でみると、いずれの年代も「病気についての理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、年齢が高くなるほど割合は低くなる傾向がみられる。また、「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」などは、30歳代をピークに年齢が高くなるにつれ割合は低くなっている。(図8-1-1)

【図8-1-1 性別・年齢別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





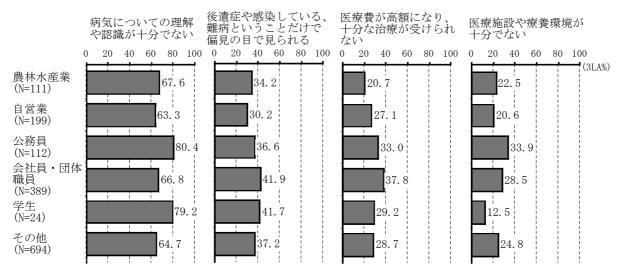
【図8-1-1 性別・年齢別 HIV 感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「病気についての理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、次いで「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」の割合が高くなっている。特に学生は「患者の社会復帰が困難である」が29.2%で「感染者や難病患者が、退職や退学に追い込まれる」が25.0%となっており、他の職業に比べて割合が高くなっている。(図8-1-2)

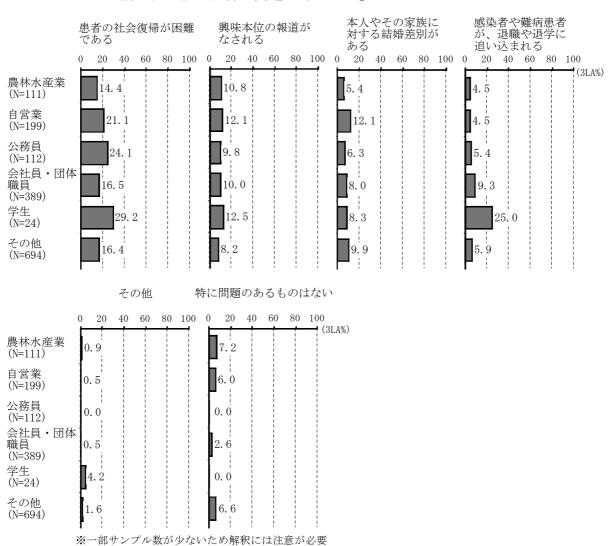
【図8-1-2 職業別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図8-1-2 職業別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別(HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権への関心の有無別)でみると、HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権に関心をもっている人、それ以外の人権に関心をもっている人とも「病気についての理解や認識が十分でない」がそれぞれ70.3%、67.0%と最も割合は高い。(図8-1-3)

【図8-1-3 関心のある人権課題別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病 患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

病気についての理解や認識が十 分でない

後遺症や感染している、難病ということだけで偏見の目で見ら れる

医療費が高額になり、十分な治療が受けられない

医療施設や療養環境が十分でない

患者の社会復帰が困難である

感染者や難病患者が、退職や退 学に追い込まれる

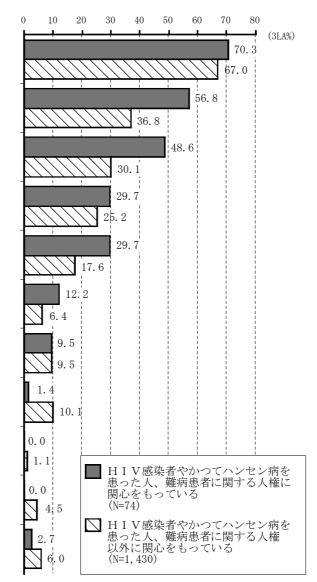
本人やその家族に対する結婚差 別がある

興味本位の報道がなされる

その他

特に問題のあるものはない

無回答



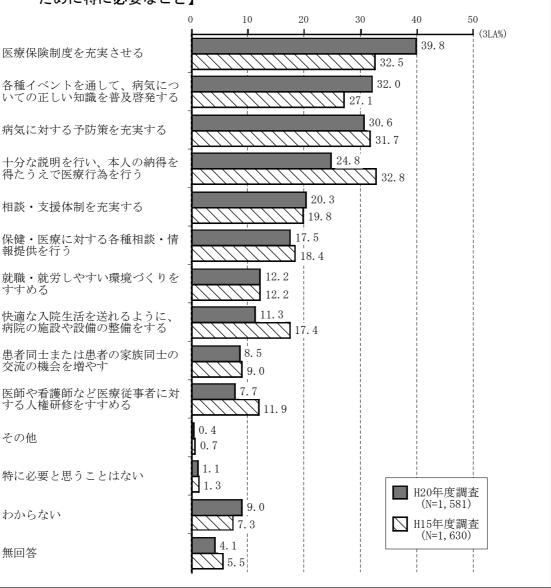
※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



8-2. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を 守るために特に必要なこと

問26 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権を守るためには、 特にどのようなことが必要だと思いますか(〇は3つまで)。

【図8-2 HIV 感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守る ために特に必要なこと】



HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なことについては、「医療保険制度を充実させる」が39.8%で最も割合が高く、次いで「各種イベントを通して、病気についての正しい知識を普及啓発する」が32.0%、「病気に対する予防策を充実する」が30.6%となっている。



平成15年度調査と比較すると、「十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う」は8.0ポイント、「快適な入院生活を送れるように、病院の施設や設備の整備をする」は6.1ポイント低くなっている。(図8-2)

【性別】

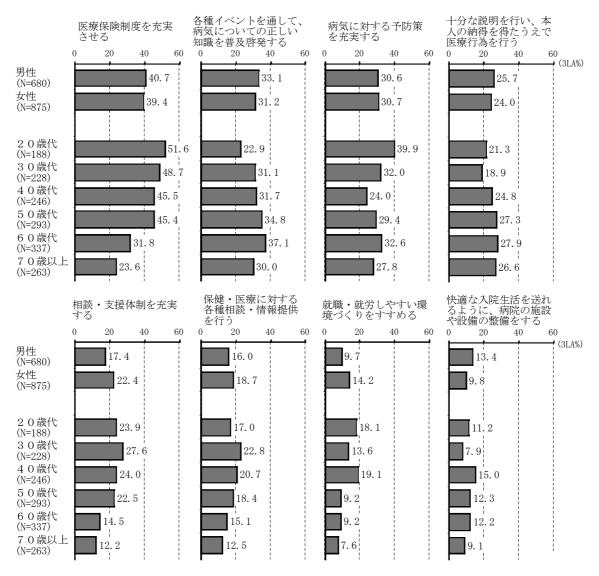
性別でみると、男女とも「医療保険制度を充実させる」の割合が最も高く、男性が40.7%、女性が39.4%となっており、次いで「各種イベントを通して、病気についての正しい知識を普及啓発する」で男性が33.1%、女性が31.2%と続く。(図8-2-1)

【年齢別】

年齢別でみると、20~50歳代は「医療保険制度を充実させる」の割合が最も高く、60歳代以上は「各種イベントを通して、病気についての正しい知識を普及啓発する」が最も割合が高くなっている。また「医療保険制度を充実させる」では年齢が高くなるにつれて割合が低くなる傾向が見られる。

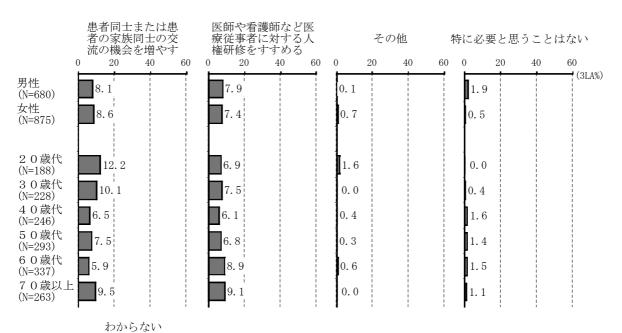
(図8-2-1)

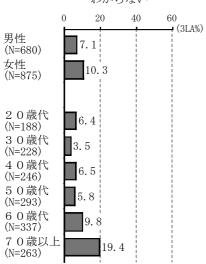
【図8-2-1 性別・年齢別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】





【図8-2-1 性別・年齢別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】



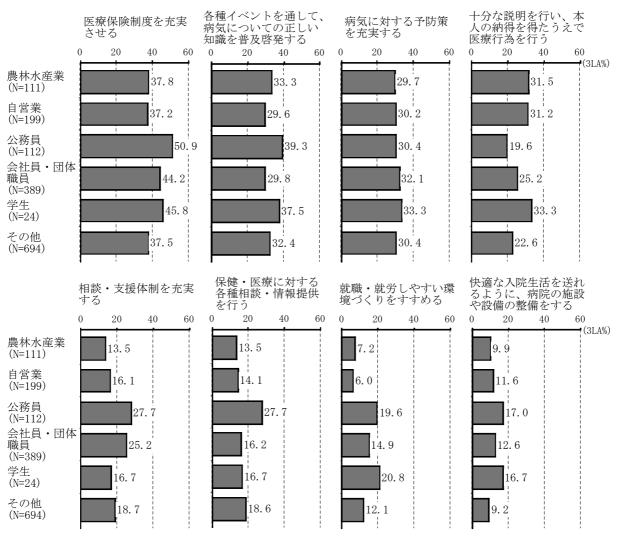


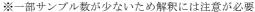


【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「医療保険制度を充実させる」が最も割合が高く、次いで自営業は「十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う」が31.2%、会社員・団体職員は「病気に対する予防策を充実する」が32.1%、それ以外の職業は「各種イベントを通して、病気についての正しい知識を普及啓発する」となっている。 (図8-2-2)

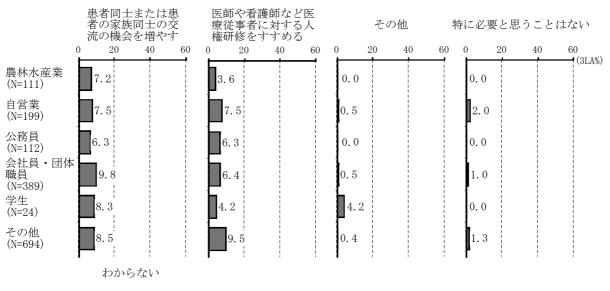
【図8-2-2 職業別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】

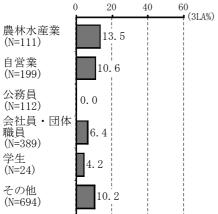






【図8-2-2 職業別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】





※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



関心のある人権課題別(H I V感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権への関心の有無別)でみると、H I V感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権に関心をもっている人、それ以外の人権に関心をもっている人とも「医療保険制度を充実させる」がそれぞれ43.2%、40.3%と最も割合は高い。(図 8 -2-3)

【図8-2-3 関心のある人権課題別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病 患者に関する人権を守るために必要なこと】

医療保険制度を充実させる

各種イベントを通して、病気についての正しい知識を普及啓発 する

十分な説明を行い、本人の納得 を得たうえで医療行為を行う

相談・支援体制を充実する

病気に対する予防策を充実する

就職・就労しやすい環境づくり をすすめる

快適な入院生活を送れるように 、病院の施設や設備の整備をす る

患者同士または患者の家族同士 の交流の機会を増やす

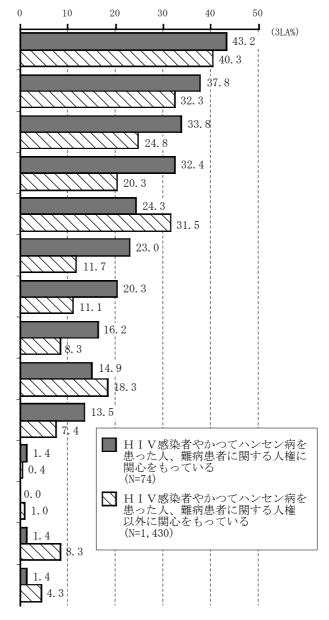
保健・医療に対する各種相談・ 情報提供を行う

医師や看護師など医療従事者に 対する人権研修をすすめる

その他

特に必要と思うことはない

わからない



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

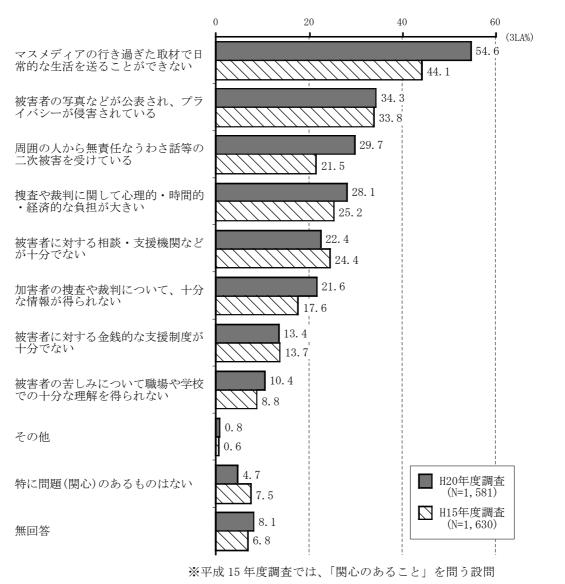


9. 犯罪被害者とその家族の人権について

9-1. 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問27 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(Oは3つまで)。

【図9-1 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」が54.6%で最も割合が高く、次いで「被害者の写真などが公表され、プライバシーが侵害されている」が34.3%、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」が29.7%となっている。

平成15年度調査と比較すると、「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」は10.5ポイント、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」は8.2ポイント平成15年度より割合は高くなっている。



(図 9 - 1)

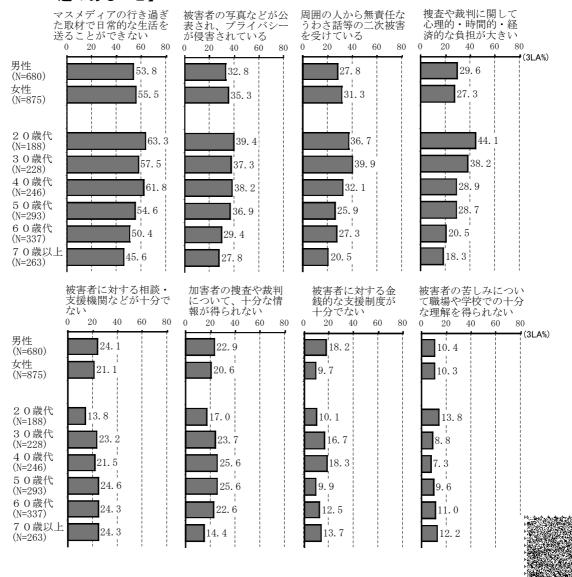
【性別】

性別でみると、男女とも「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」が最も割合が高く、男性が53.8%で女性が55.5%と半数を占めている。 (図 9-1-1)

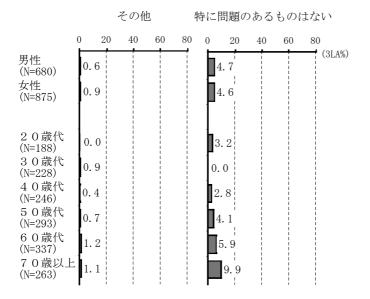
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」の割合が最も高く、年齢が高くなるにつれて割合が低くなる傾向となっている。また「被害者の写真などが公表され、プライバシーが侵害されている」や「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」、「捜査や裁判に関して心理的・時間的・経済的な負担が大きい」も同様の傾向がみられる。(図9-1-1)

【図9-1-1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



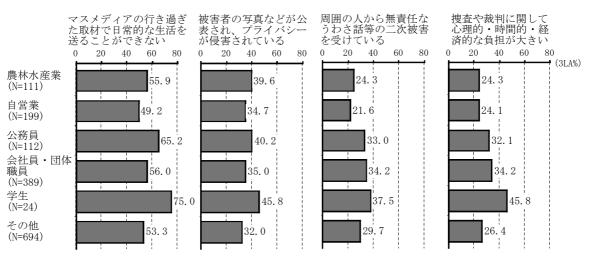
【図9-1-1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に 問題のあること】



【職業別】

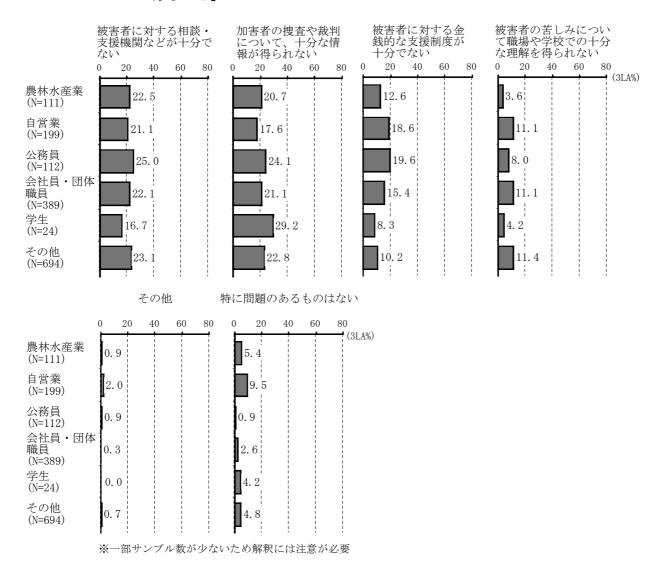
職業別でみると、いずれの職業も「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」の割合が最も高く、なかでも学生が75.0%で最も割合が高くなっている。次いで、いずれの職業も「被害者の写真などが公表され、プライバシーが侵害されている」が高い割合になっている。なお、学生は「捜査や裁判に関して心理的・時間的・経済的な負担が大きい」が同率となっている。(図 9-1-2)

【図9-1-2 職業別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

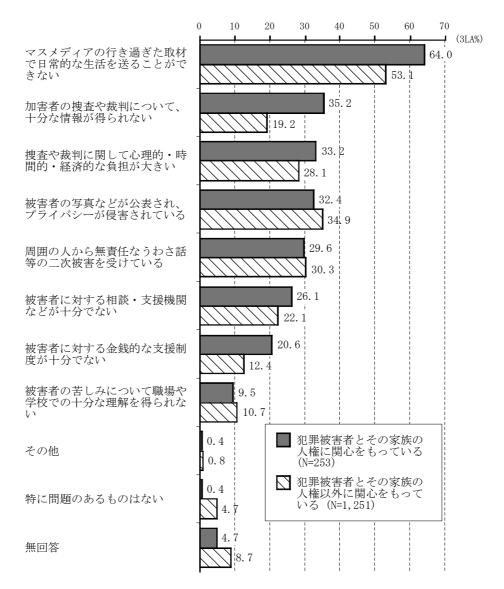
【図9-1-2 職業別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】





関心のある人権課題別(犯罪被害者とその家族の人権への関心の有無別)でみると、犯罪被害者とその家族の人権に関心をもっている人、犯罪被害者とその家族の人権以外に関心をもっている人とも「マスメディアの行き過ぎた取材で日常的な生活を送ることができない」が最も割合が高く、犯罪被害者とその家族の人権に関心をもっている人が64.0%、犯罪被害者とその家族の人権以外に関心をもっている人が53.1%となっている。次いで犯罪被害者とその家族の人権に関心をもっている人は「加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない」が35.2%、犯罪被害者とその家族の人権以外に関心をもっている人は「被害者の写真などが公表され、プライバシーが侵害されている」が34.9%となっている。(図 9-1-3)

【図9-1-3 関心のある人権課題別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、 特に問題のあること】





9-2. 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと

問28 犯罪被害者とその家族の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと 思いますか(Oは3つまで)。 【図9-2 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと】 20 40 60 → (3LA%) 58.2 マスメディアによる行き過ぎた取材 を規制する 55.6 22.8 精神面に対する治療やカウンセリン グを充実させる 21.9 加害者への捜査や裁判について被害 者が十分な情報が得られること 33. 4 20.2 犯罪を抑止させるため、犯罪に対す る罰則を強化する 20.1 被害者への法律アドバイスの充実 被害者のプライバシーを守るため、 19.3 法律や条例をつくる 30.7 19.0 被害者に対する経済的な支援制度を 充実する 15.8 15.4 加害者の仕返しなどから被害者を守 る体制を整える 25. 6 15.4 被害者のための相談・支援体制を充 $\sqrt{27.2}$ 8.0 被害からの回復のため加害者に対す る適正な処罰を行う 被害者の人権を守るための啓発活動

犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なことについては、「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が58.2%で最も割合が高く、次いで「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」が22.8%、「加害者への捜査や裁判について被害者が十分な情報を得られること」が21.9%となっている。

0.3

0.6

0.9

1.3

5.4

6.0

14.6

H20年度調査 (N=1,581)

(N=1, 630)

■ H15年度調査

を行う

その他

わからない

特に必要だと思うことはない

平成15年度調査と比較すると、「被害者のための相談・支援体制を充実する」が

11.8ポイント、「加害者への捜査や裁判について被害者が十分な情報が得られること」 が11.5ポイント、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」が11.4ポイント、「加害者の仕返しなどから被害者を守る体制を整える」が10.2ポイントと、それぞれ10ポイント以上割合は低くなっている。(図 9-2)

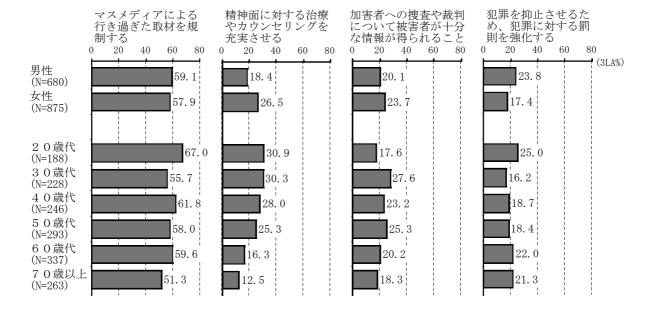
【性別】

性別でみると、男女とも「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」の割合が最も高く、男性が59.1%で女性が57.9%となっており、次いで男性は「犯罪を抑止させるため、犯罪に対する罰則を強化する」が23.8%、女性は「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」が26.5%となっている。(図9-2-1)

【年齢別】

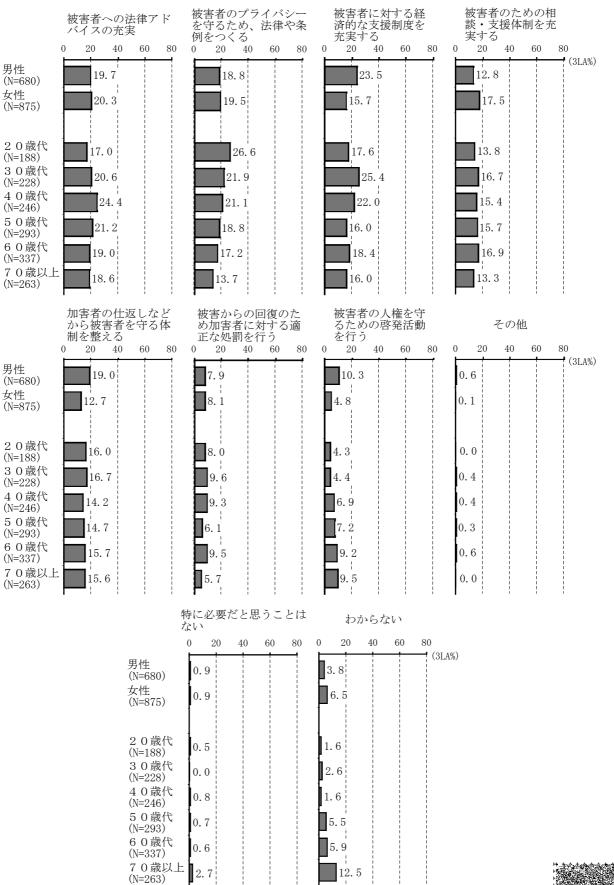
年齢別でみると、いずれの年齢も「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が最も割合は高く、なかでも20歳代が67.0%で最も割合が高くなっており、「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」や「犯罪を抑止させるため、犯罪に対する罰則を強化する」、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」も20歳代が最も割合が高くなっている。また「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」は年代が高くなるにつれ、割合が低くなる傾向となっている。(図9-2-1)

【図9一2一1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと】





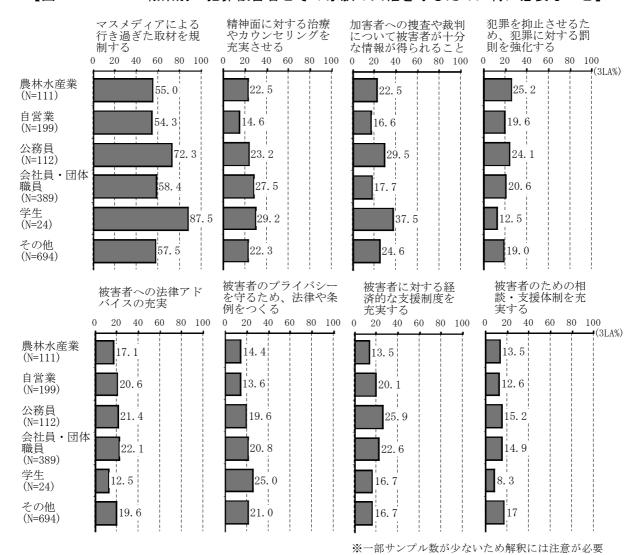
【図9-2-1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと】



【職業別】

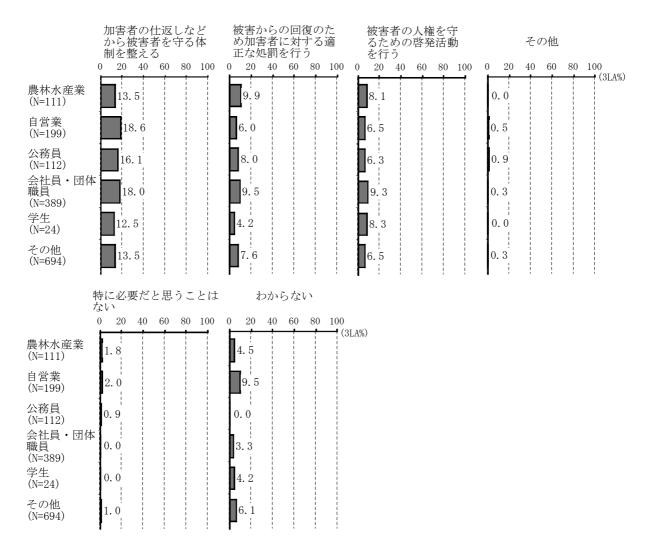
職業別でみると、いずれの職業も「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」の割合が最も高く、なかでも学生が87.5%と過半数を占め最も割合が高くなっている。 (図 9-2-2)

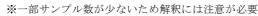
【図9-2-2 職業別 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと】





【図9-2-2 職業別 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと】







関心のある人権課題別(犯罪被害者とその家族の人権への関心の有無別)でみると、犯罪被害者とその家族の人権に関心をもっている人、犯罪被害者とその家族の人権以外に関心をもっている人とも「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」がそれぞれ59.7%、58.4%と最も割合は高く、次いで犯罪被害者とその家族の人権に関心をもっている人は「加害者への捜査や裁判について被害者が十分な情報を得られること」が30.4%で、犯罪被害者とその家族の人権以外に関心をもっている人は「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」が24.5%となっている。(図9-2-3)

【図9-2-3 関心のある人権課題別 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に 必要なこと】

マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する

加害者への捜査や裁判について 被害者が十分な情報が得られる こと

犯罪を抑止させるため、犯罪に 対する罰則を強化する

被害者に対する経済的な支援制 度を充実する

被害者への法律アドバイスの充 実

被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる

精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる

加害者の仕返しなどから被害者 を守る体制を整える

被害からの回復のため加害者に 対する適正な処罰を行う

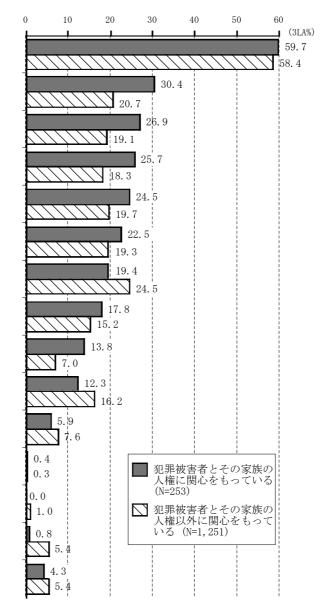
被害者のための相談・支援体制 を充実する

被害者の人権を守るための啓発 活動を行う

その他

特に必要だと思うことはない

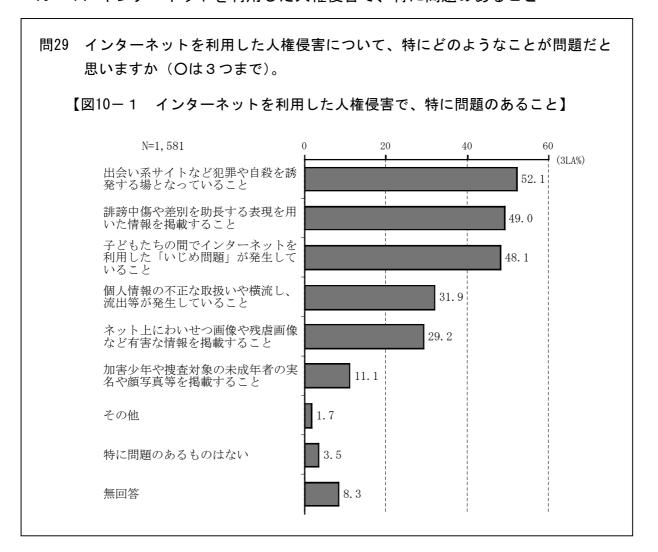
わからない





10. インターネットを利用した人権侵害について

10-1. インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあること



インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあることについては、「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」が52.1%で最も割合が高く、次いで「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が49.0%、「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が48.1%となっている。(図10-1)

【性別】

性別でみると、男性は「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が53.1%で最も割合が高く、次いで「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」が50.7%となっている。女性は「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」が53.4%で最も割合が高く、次いで「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が49.3%となっている。



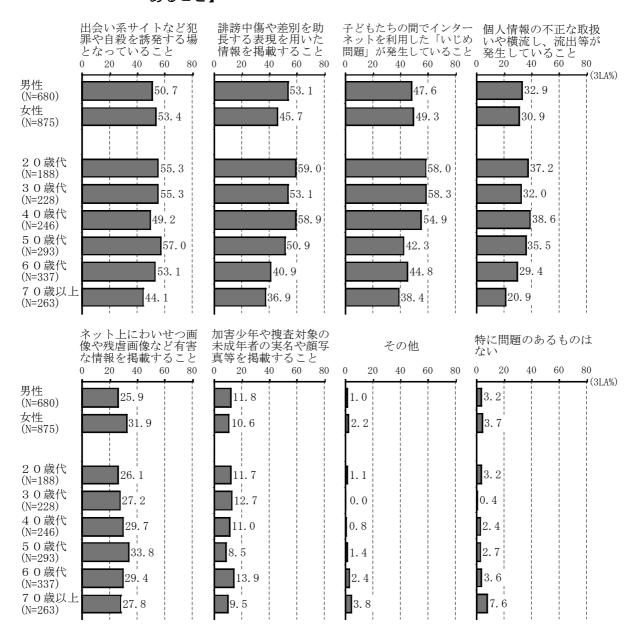


【年齢別】

年齢別でみると、50歳代以上は「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」の割合が最も高く、20・40歳代は「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」、30歳代は「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が58.3%と最も割合が高くなっている。

(図10-1-1)

【図10-1-1 性別・年齢別 インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあること】

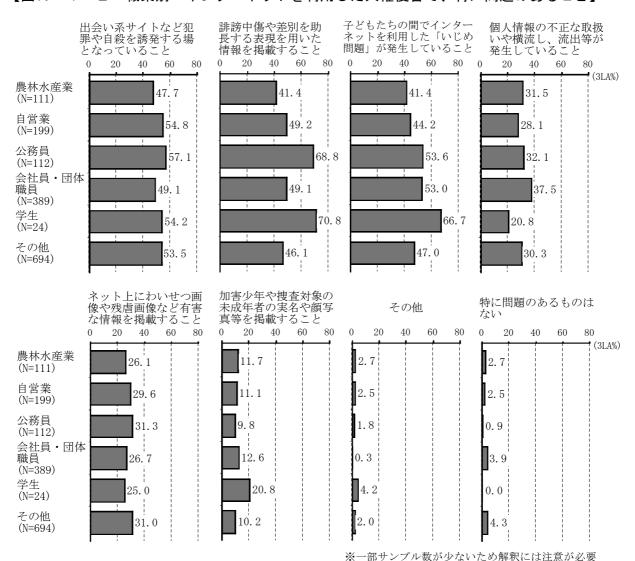




【職業別】

職業別でみると、農林水産業、自営業などは「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」の割合が最も高く、公務員、学生は「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が7割前後となっている。会社員・団体職員は「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」の割合が最も高く53.0%となっている。「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」では学生が66.7%と最も割合が高くなっている。(図10-1-2)

【図10-1-2 職業別 インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあること】





関心のある人権課題別(インターネット等によるプライバシーの侵害への関心の有無別)でみると、インターネット等によるプライバシーの侵害に関心をもっている人は「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が60.1%で最も割合が高く、次いで「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」が51.1%となっている。インターネット等によるプライバシーの侵害以外に関心をもっている人は「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場になっていること」が54.0%で最も割合が高く、次いで「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が47.3%となっている。(図10-1-3)

【図10-1-3 関心のある人権課題別 インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあること】

誹謗中傷や差別を助長する表現 を用いた情報を掲載すること

出会い系サイトなど犯罪や自殺 を誘発する場となっていること

子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が 発生していること

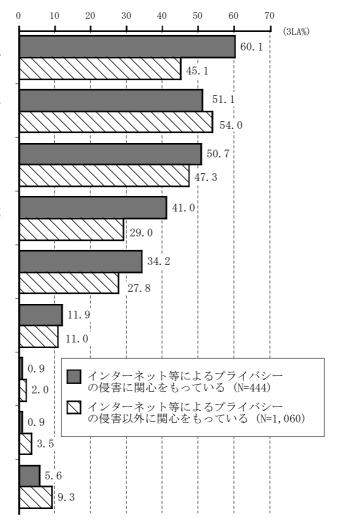
個人情報の不正な取扱いや横流し、流出等が発生していること

ネット上にわいせつ画像や残虐 画像など有害な情報を掲載する こと

加害少年や捜査対象の未成年者 の実名や顔写真等を掲載するこ と

その他

特に問題のあるものはない





【「インターネット等によるプライバシーの侵害」に関する人権侵害を受けたり見たり 聞いたりした経験の有無別】

「インターネット等によるプライバシーの侵害」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人では「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が68.1%で最も割合が高く、次いで「子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」が59.6%となっている。一方受けたり見たり聞いたりした経験がない人では、「出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場となっていること」が53.3%で最も割合が高く、次いで「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が47.5%となっている。(図10-1-4)

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図10-1-4 「インターネット等によるプライバシーの侵害」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別 インターネットを利用した人権侵害で、特に問題のあること】

誹謗中傷や差別を助長する表現 を用いた情報を掲載すること

子どもたちの間でインターネットを利用した「いじめ問題」が 発生していること

出会い系サイトなど犯罪や自殺 を誘発する場となっていること

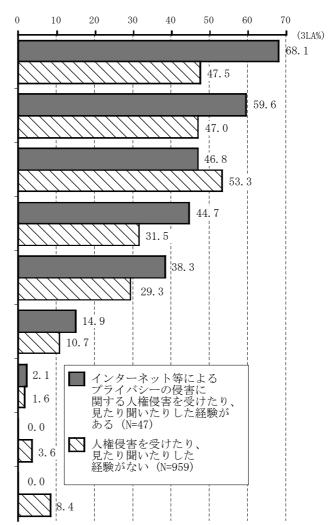
個人情報の不正な取扱いや横流し、流出等が発生していること

ネット上にわいせつ画像や残虐画像など有害な情報を掲載すること

加害少年や捜査対象の未成年者の実名や顔写真等を掲載すること

その他

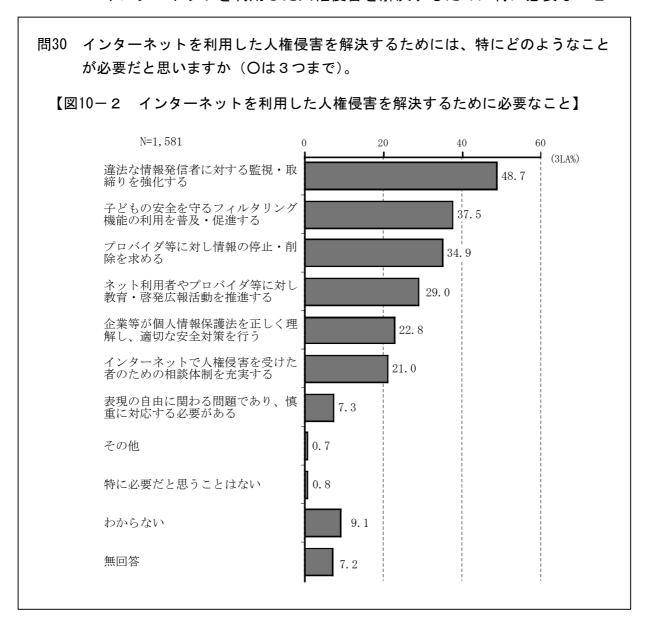
特に問題のあるものはない



※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



10-2. インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なこと



インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なことについては、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が48.7%で最も割合が高く、次いで「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」が37.5%、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が34.9%となっている。(図10-2)

【性別】

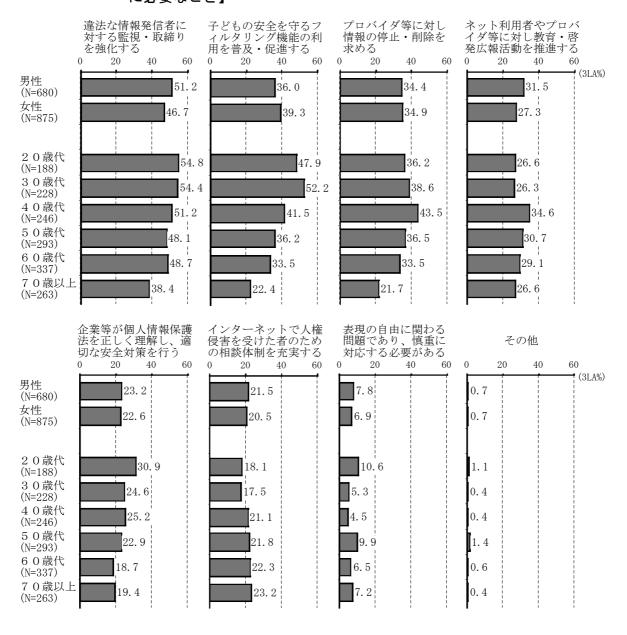
性別でみると、男女とも「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が最も高く、男性が51.2%で女性が46.7%となっており、次いで「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」で男性が36.0%、女性が39.3%となっている。(図10-2-1)



【年齢別】

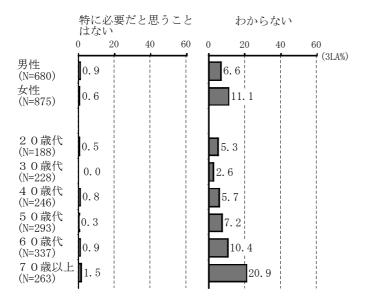
年齢別でみると、いずれの年代も「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が最も高く、特に「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」に関しては30歳代をピークに年齢が上がるほど割合は低くなっている。(図 10-2-1)

【図10-2-1 性別・年齢別 インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なこと】





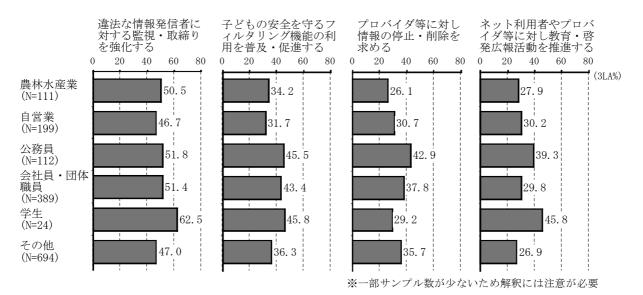
【図10-2-1 性別・年齢別 インターネットを利用した人権侵害を解決するために 特に必要なこと】



【職業別】

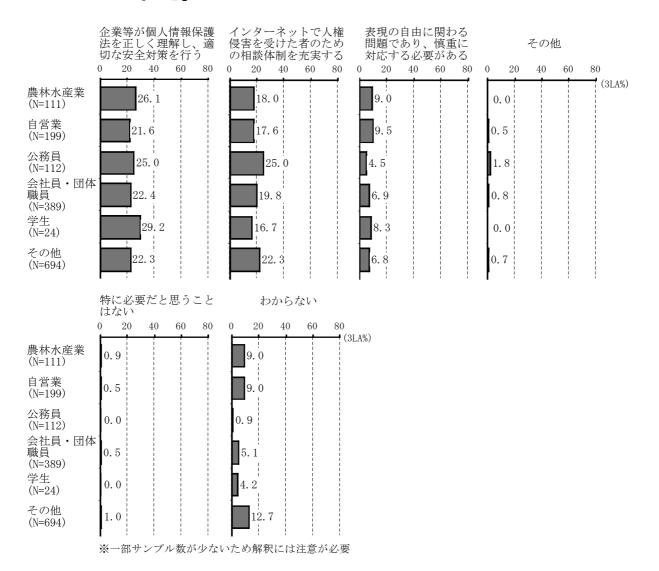
職業別でみると、いずれの職業も「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が最も高く、なかでも学生が62.5%で最も割合が高くなっている。(図10-2-2)

【図10-2-2 職業別 インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なこと】





【図10-2-2 職業別 インターネットを利用した人権侵害を解決するために特に必要なこと】





関心のある人権課題別(インターネット等によるプライバシーの侵害への関心の有無別)でみると、インターネット等によるプライバシーの侵害に関心をもっている人、それ以外の人権に関心をもっている人とも、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が最も割合が高く、関心をもっている人においては次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が47.5%となっている。それ以外の人権に関心をもっている人においては、次いで「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」で35.7%となっている。(図10-2-3)

【図10-2-3 関心のある人権課題別 インターネットを利用した人権侵害を解決する ために特に必要なこと】

違法な情報発信者に対する監視・ 取締りを強化する

プロバイダ等に対し情報の停止・ 削除を求める

子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進す ス

ネット利用者やプロバイダ等に 対し教育・啓発広報活動を推進 する

企業等が個人情報保護法を正し く理解し、適切な安全対策を行 う

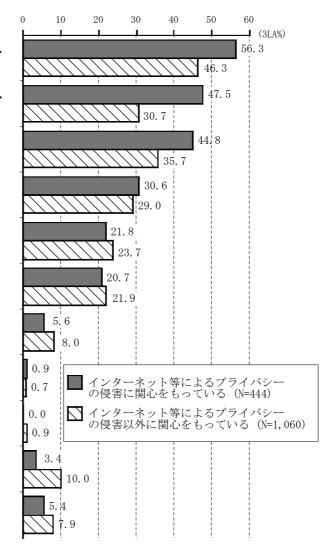
インターネットで人権侵害を受けた者のための相談体制を充実 する

表現の自由に関わる問題であ り、慎重に対応する必要がある

その他

特に必要だと思うことはない

わからない





【「インターネット等によるプライバシーの侵害」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別】

「インターネット等によるプライバシーの侵害」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別でみると、受けたり見たり聞いたりした経験がある人及び、経験がない人は「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が最も割合が高く、経験がある人では次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が55.3%となっている。経験がない人においては、次いで「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」が36.5%となっている。(図10-2-4)

※ここで言う、受けたり見たり聞いたりした経験がない人、とは全ての分野においてこれまでに人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験がない人を指す。

【図10-2-4 「インターネット等によるプライバシーの侵害」に関する人権侵害を受けたり見たり聞いたりした経験の有無別 インターネットを利用した 人権侵害を解決するために特に必要なこと】

違法な情報発信者に対する監視・ 取締りを強化する

プロバイダ等に対し情報の停止・ 削除を求める

子どもの安全を守るフィルタリ ング機能の利用を普及・促進す る

ネット利用者やプロバイダ等に 対し教育・啓発広報活動を推進 する

企業等が個人情報保護法を正し く理解し、適切な安全対策を行

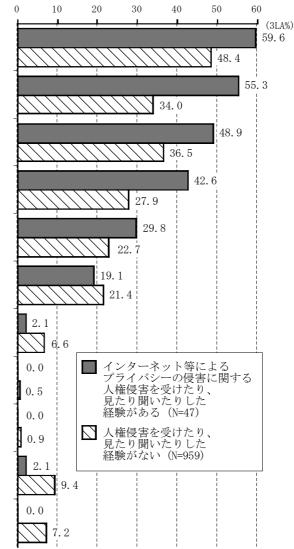
インターネットで人権侵害を受けた者のための相談体制を充実する

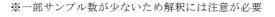
表現の自由に関わる問題であり、 慎重に対応する必要がある

その他

特に必要だと思うことはない

わからない



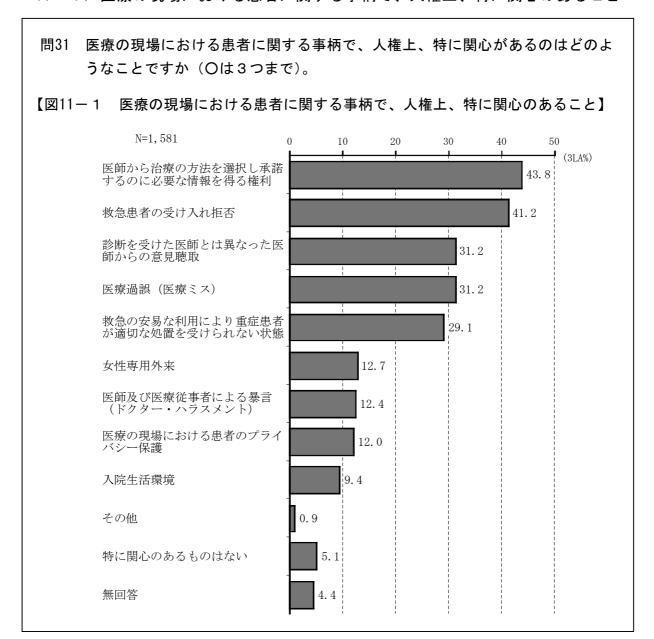






11. 医療の現場における患者の人権について

11-1. 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること



医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあることについては、「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」が43.8%で最も割合が高く、次いで「救急患者の受け入れ拒否」が41.2%、「診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取」と「医療過誤(医療ミス)」が共に31.2%となっている。(図11-1)



【性別】

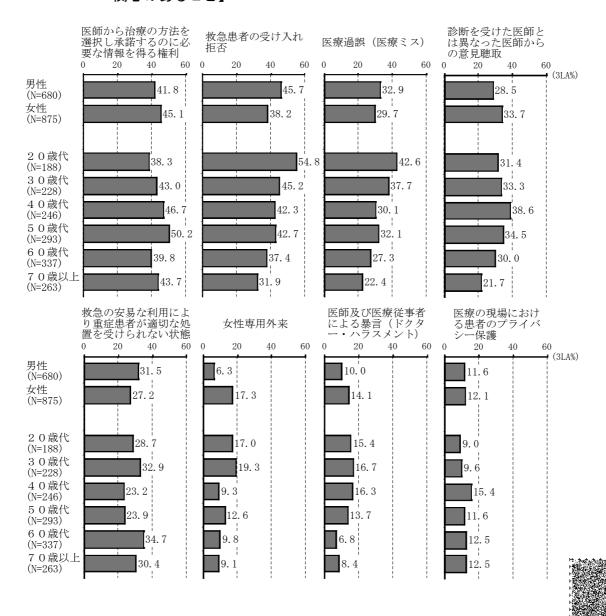
性別でみると、男性は「救急患者の受け入れ拒否」が45.7%で最も割合が高く、次いで「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」が41.8%となっている。女性は、「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」が45.1%で最も割合が高く、次いで「救急患者の受け入れ拒否」が38.2%となっている。(図11-1-1)

【年齢別】

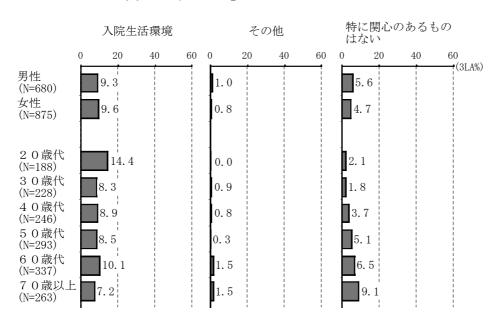
年齢別でみると、20・30歳代は「救急患者の受け入れ拒否」の割合が最も高く、40歳代以上は「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」の割合が最も高い。また、「救急患者の受け入れ拒否」や「医療過誤(医療ミス)」は20歳代で最も高い割合になっている。

(図11-1-1)

【図11-1-1 性別・年齢別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に 関心のあること】



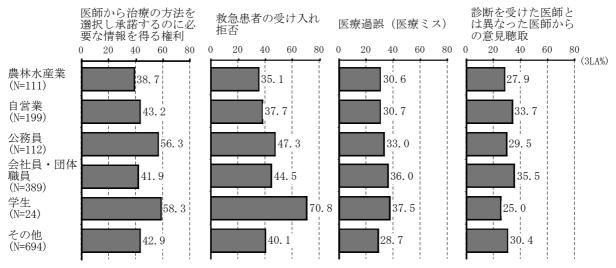
【図11-1-1 性別・年齢別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に 関心のあること】



【職業別】

職業別でみると、農林水産業と自営業、公務員は「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」が最も割合が高く、会社員・団体職員、学生は「救急患者の受け入れ拒否」の割合が最も高くなっている。また学生は「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」が58.3%、「救急患者の受け入れ拒否」が70.8%と他の職業に比べて割合が最も高くなっている。(図11-1-2)

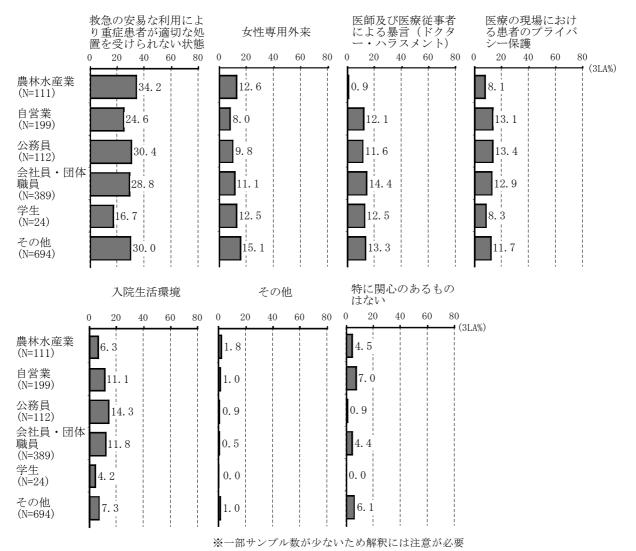
【図11-1-2 職業別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること】





※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

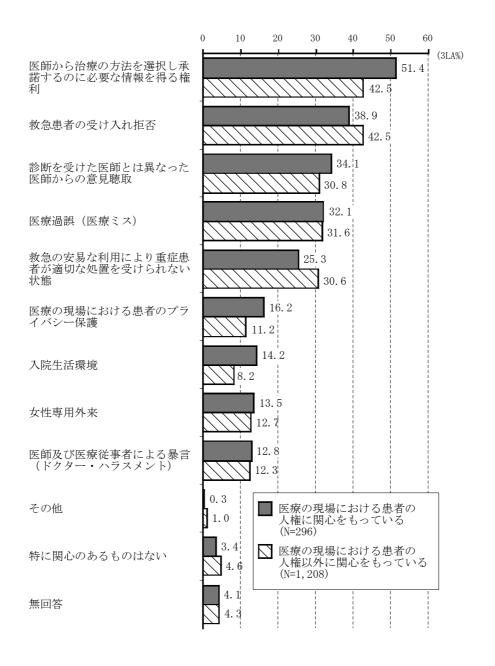
【図11-1-2 職業別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること】





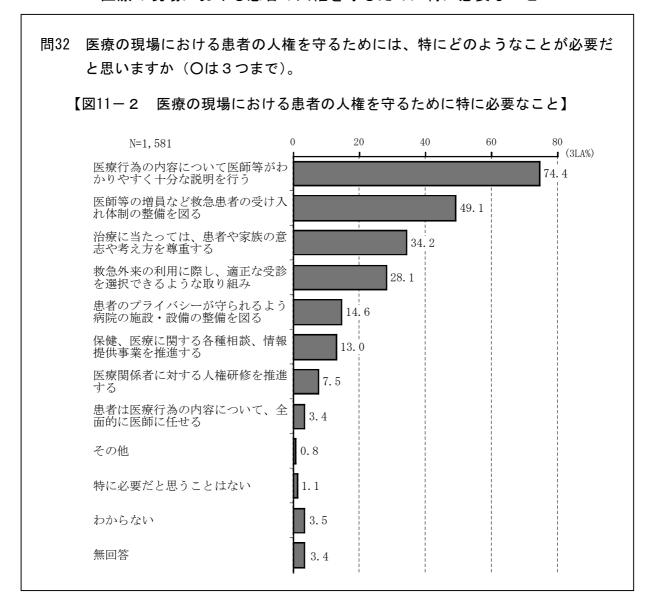
関心のある人権課題別(医療の現場における患者の人権への関心の有無)でみると、医療の現場における患者の人権に関心をもっている人、それ以外の人権に関心をもっている人とも「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を得る権利」がそれぞれ51.4%、42.5%と最も割合が高い。なお医療の現場における患者の人権以外に関心をもっている人は同率で、「救急患者の受け入れ拒否」も最も割合が高い。(図11-1-3)

【図11-1-3 関心のある人権課題別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権 上、特に関心のあること】





11-2. 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと



医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なことについては、「医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う」が74.4%と全体の7割を占めており、次いで「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」が49.1%、「治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する」が34.2%となっている。(図11-2)

【性別】

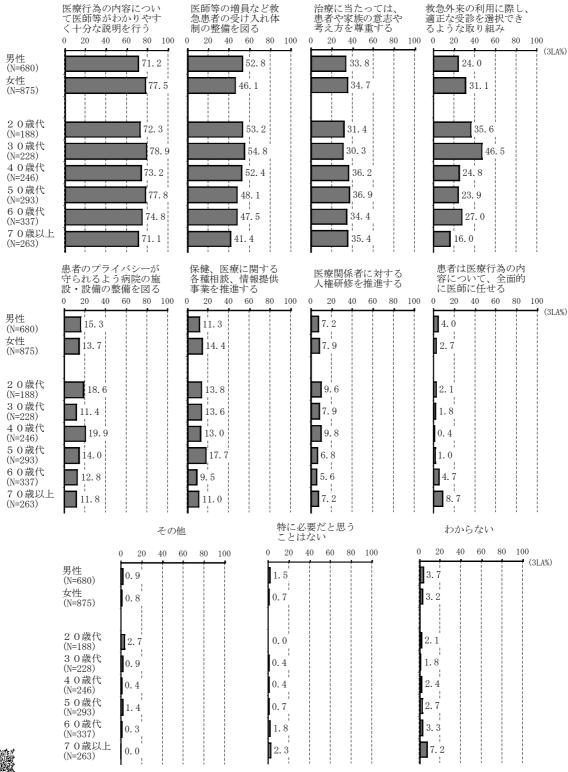
性別でみると、男女とも「医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う」の割合が最も高く、男性が71.2%で女性が77.5%となっており、次いで「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」で男性が52.8%、女性が46.1%と高い割合になっている。(図11-2-1)

【年齢別】



年齢別でみると、いずれの年代も「医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う」の割合が最も高く7割台となっている。特に、「救急外来の利用に際し、適正な受診を選択できるような取り組み」は20歳代が35.6%、30歳代が46.5%で高い割合となっている。(図11-2-1)

【図11-2-1 性別・年齢別 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】



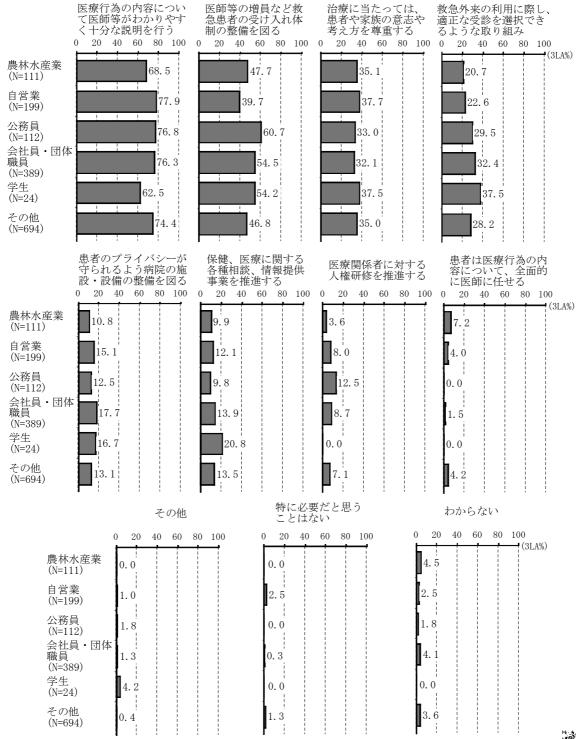


※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

【職業別】

職業別でみると、いずれの職業も「医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う」の割合が最も高く、なかでも自営業が77.9%で最も割合が高い。次いでいずれの職業も「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」となっている。(図11-2-2)

【図11-2-2 職業別 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】





※一部サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

関心のある人権課題別(医療の現場における患者の人権への関心の有無別)でみると、医療の現場における患者の人権に関心をもっている人、医療の現場における患者の人権以外に関心をもっている人とも「医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う」がそれぞれ78.0%、74.8%と最も割合が高く、次いで「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」となっている。(図11-2-3)

【図11-2-3 関心のある人権課題別 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】

医療行為の内容について医師等がわかりやすく十分な説明を行う

医師等の増員など救急患者の受 け入れ体制の整備を図る

治療に当たっては、患者や家族 の意志や考え方を尊重する

救急外来の利用に際し、適正な 受診を選択できるような取り組 み

患者のプライバシーが守られる よう病院の施設・設備の整備を 図る

保健、医療に関する各種相談、 情報提供事業を推進する

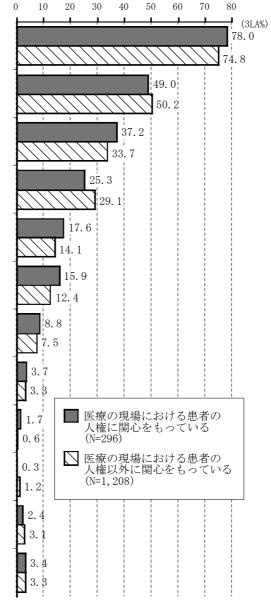
医療関係者に対する人権研修を 推進する

患者は医療行為の内容について、 全面的に医師に任せる

その他

特に必要だと思うことはない

わからない





Ⅱ-4 自由意見





Ⅱ-4 自由意見

人権問題に関する意見を自由に記入してもらったところ、有効回収数の内 209 人からのべ 216 件の 意見が寄せられた。

○ 人権全般について

記入内容	件数
子どもの頃(学校等)から人権教育を学ぶことが大事である。	10
教育機関、行政においての啓発、対策が必要ではないか。	10
差別、犯罪のない平和な世の中になることを望む。	6
公共で、人権について相談できる窓口等をつくってもらいたい。	4
差別はよくないが、過度な保護にも疑問を感じる。	3
和歌山でも活気のある人権イベントを開催してもらいたい。もし開催しているのな	
ら情報を広報等で知らせてもらいたい。	2
地域によっての差が激しいと感じられる。全ての地域を平等にしてもらいたい。	2
人権について、もっと皆が深く考え、学ばなければならないと思う。	1
形ばかりで実行・結果が伴わない。	1
自分勝手な人間が多い気がする。人権道徳が欠けている。	1
市民は増税や物価の値上げで生活が苦しい。知事や各市長にがんばってもらい、和	
歌山も各県より人が移って来るような町づくりが必要である。	1
愛のある人を育てる環境をつくることが大切だと思う。	1
人権は、一人ひとりの意識を改善させることがもっとも大事である。	1
会社等で講演会を人権問題の詳しい方に開催してもらいたい。	1
人間問題への興味の消失につながらない様、一人ひとりが努力することが必要。	1
個人個人が大人な考えを持てるかで人権問題は変わってくると思う。	1
もっと皆(行政も含む)が人権について話し合うことが大事ではないか。	1
今ひとつ身近に感じていないというのは、意識的に問題を避けているのでなくてそ	
れなりに社会が向上している為ではないのかとも思う。	1
公正で、県民の弱者を守る行政を望む。	1
お金が払えない者は死ねと言っているような世の中になっている。	1
まだまだ人権について(ソフト、ハード面)は遅れていると思う。	1
もっと情報を共有できるようなシステム作りをおこなってもらいたい。	1
人権問題について具体的な提案をもっと出す必要性を感じる。	1
人権問題はルール、法律を強化するだけでは、何の解決にもならない。	1
県民の声に耳を傾けるべき。	1
人権問題の教育に問題があると思う。	1
強い者が弱いものをいじめる社会というのが、今の世の中の仕組になっている。	1
計	57



○ 女性の人権について

記入内容	件数
保育園の受け入れ先等、女性が働きやすい環境をつくるべき。	2
男女同権というが、性差はあるものだ。	2
子育て(出産)等の設備(病院や施設等)を充実させるべきである。	2
計	6

○ 子どもの人権について

記入内容	件数
子ども1人ひとりに合わせた考え方が必要で、もう少し人権教育を細かく分けるべき。	2
子ども自身に、子どもの権利条約を学ばせるべきではないか。	2
最近は自分さえよければ良いという子どもが増えている。もっと人を思いやる気持ち	
を持たせることが大事ではないのか。	2
小学校や教育委員会が機能していないため、子どもがいじめから救われずかわいそう。	1
子どもの意思を無視し、能力以上の高校・大学に進ませ、子どもに精神的苦痛をあた	
えていないか。	1
子どもがネットやゲーム等の非現実社会と現実の見分けがつかなく、生命に対する考	
え方が変化している。	1
子ども達の就職、仕事場等の充実を図り、将来安心出来るような施策を考えるべき。	1
子どもが勉強は楽しいものと理解できれば、学校に行き、もっと勉強したいと思え、	
将来の希望も見えてくる。教育する側にはそのような教育を心がけるよう望む。	1
計	11

○ 高齢者の人権について

記入内容	件数
年齢を区切るのではなく(70 才以上等)、1人の人間として皆が考える必要がある。	1
地震、災害等の高齢者による対応の不備をもっと考えるべき(起こった後では間に合	
わない)。	1
日々進歩していく技術や開発にもっと老人が対応できる社会になればいいと思う。	1
老人福祉をもっと日本という国は充実できるようにすべきだと思う。	1
介護をする側も、してもらう側も精神的、肉体的に大変であり、一方の人権を尊重	
するのではなく、両方の人権について考える必要があるのではないか。	1
計	5



○ 障がいのある人の人権について

記入内容	件数
障がいのある人の仕事(働ける場所)・就職をもっと充実させるべき。	2
障がい者にもわかりやすい情報の共有の仕方が大事である。	2
障がい者が1人でも生きていけるような、社会の仕組みづくりが大事である。	2
学校等での障がい学習をもっと充実させるべきである。	1
地域の環境に沿った仕組みづくりを考えなければいけない。	1
計	8

○ 同和問題について

記入内容	件数
同和地区に対して、何が差別で何が平等かということが理解しづらい。行政機関が公	
正な判断をする必要がある。	3
昔と違い、現在は 同和問題についてはほとんど耳にする事もなくなり、わだかまり	
もなく、非常に改善されていると思う。	2
若い人の認識は薄れてきているが、年配者の人達にはまだまだ差別意識が抜けきれて	
いないように感じる。	1
同和地区の人と交流し、もっと1人ひとりが同和問題に関与するべきだと思う。	1
同和問題を幼児期の頃からもっと学ばせ、意識の改善を図るべきである。	1
結婚の問題等で、まだ差別意識のある人達がいるので問題だと思う。	1
同和問題が身近にあるからこそ、どう関与していくかが問題だと思う。	1
計	10

○ 外国人の人権について

記入内容	件数
在日韓国人と一時(中・長期含む)外国人では対応が違う。全て平等に権利を与えるべ	
きである。	1
計	1

○ HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について

記入内容		
目に見える疾患は差別され、伝染病があるのに、目に見えない疾患は許されるという		
現状を変える必要があると思う。	1	
計	1	



○ インターネットやメディアによるプライバシーの侵害について

記入内容	件数
マスメディアによる、人権侵害がより過激になっている。	1
情報の流出や、ネット上のイジメなどが最近多すぎる。	
マナーやエチケット等をもっと学ぶ必要がある。	1
計	2

○ 医療の現場における患者の人権について

記入内容	件数
医師不足(医師の教育も含む)の改善、医療機関の充実を望む。	5
患者のプライバシー保護が守られていないような気がする。	2
医療費が高額すぎて必要な処置を受けれない人がいる。	1
医療の現場における患者の人権はすぐに考えていく必要がある。	1
出来るだけ県民のことを考え、良い医療体制をつくってもらいたい。	1
患者を無視したような、医師、看護師等が多すぎる。	1
各市での病院の待遇の違いが問題である。	1
医療の現場で最近インフォームドコンセントが当たり前の世の中になっている。	1
計	13

○ その他

主な記入内容	件数
無実の人が加害者にされることは問題だと思う。	1
不当な要望、要求に屈することなく、平等な行政であるべきである。	1
若者達のワーキングプアー等は、社会的な弱者の固定化に繋がる。	1
計	102



資料 人権に関する県民意識調査票

※ このページ以降も SP コードが入っていることを示す切り込みは 入っていますが、SP コードはここまでとなります。調査票に関する お問い合わせは、次に示す連絡先まで直接お問い合わせください。

和歌山県企画部人権局 人権施策推進課

TEL:073-441-2566(直通) FAX:073-433-4540



~ 人権が尊重される社会づくりのために ~

人権に関する県民意識調査

【単純集計結果掲載】

平成20年8月和歌山県

ご記入にあたってのお願い

- ① 調査の結果は、すべて統計的に処理し、あなた自身のことやご回答の内容が、外部に公表されることや、調査目的以外に使用されることは絶対にありませんので、 日頃お考えになっていることや感じていることを、ありのままご回答ください。
- ② 回答は、<u>あて名のご本人がお答えくださるようお願いいたします</u>(記入後、名 前を書く必要はありません)。

ご本人での回答が困難な方は、ご家族などのご協力により回答してください。

- ③ 回答は各質問の指示にしたがい、番号をOで囲んでください。 また、「その他」にあてはまる場合は、()内にその内容を具体的にご記入ください。
- ④ 質問は番号順にご回答ください。質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、質問文の指示にしたがってご回答ください。
- ※ ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒(切手は必要ありません)に入れ、 9月16日(火)までにご返送ください。

【調査に関するお問い合わせ先】

和歌山県企画部人権局 人権施策推進課 電 話 073-441-2566(直通)

- ~人権とは~ -

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人として、だれもが人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち「人権」をもっています。この基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されています。

あなたご自身のことについておききします。統計的に集計・分析するために必要で すので、できるだけご回答をお願いします。

問1 あなたの性別は。(N=1581)

- 1. 男性(43.0%)
- 2. 女性(55.3%)

〈無回答〉(1.6%)

問2 あなたの年齢は。(N=1581)

- 1. 20 歳代 (11.9%)
- 2. 30 歳代 (14.4%)
- 3. 40 歳代 (15.6%)
- 4. 50 歳代 (18.5%)
- 5. 60 歳代 (21.3%)
- 6. 70 歳以上(16.6%) 〈無回答〉(1.6%)

問3 あなたの職業をお聞かせください(主なもの1つだけにO)。(N=1581)

- 1. 農林水産業(農林水産業の事業主とその家族従業者)(7.0%)
- 2. 自営業(農林水産業をのぞく商工サービス業、自由業などの事業主とその家族従業員)(12.6%)
- 3. 公務員 (7.1%)
- 4. 会社員・団体職員 (24.6%)
- 5. 学生 (1.5%)
- 6. その他(具体的に:)(43.9%)

<無回答>(3.3%)

問4 あなたがお住まいの市町村が含まれている地域の番号に〇をつけてください。(N=1581)

- 1. 和歌山市 (34.2%)
- 2. 海南市・海草郡 (6.8%)
- 3. 紀の川市・岩出市 (12.4%)
- 4. 橋本市・伊都郡 (8.7%)
- 5. 有田市・有田郡 (8.2%)
- 6. 御坊市・日高郡 (9.0%)
- 7. 田辺市・西牟婁郡 (12.9%)
- 8. 新宮市・東牟婁郡 (6.3%)

〈無回答〉(1.5%)

次に「人権」についてのお考えをおききします。

問5 あなたは、人権についてどのようにお考えですか(Oは1つだけ)。(N=1581)

- 1. 一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない (43.6%)
- 2. 一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない (40.5%)
- 3. 人権という名のもとに権利の乱用がみられるので、むしろ制限されるべきである (7.8%)
- 4. わからない (5.4%)

〈無回答〉(2.7%)

問6 「人権」に関する次のAからCの各設問について、あなたはどのようにお考えですか(O はそれぞれ 1 つずつ)。(N=1581)

	そう思う		どちらとも		
		そう思う	いえない	そう思わない	出わない
(例) 和歌山県は自然が豊かだと思い ますか。	1	2	3	4	5
A 今の和歌山県では人権は、十分守られていると思いますか。 <無回答>(3.7%)	1 (6.6%)	2 (36.2%)	3 (38.9%)	4 (10.3%)	5 (4.2%)
B 今の和歌山県では人権を守る教育 (教育啓発活動)が十分行われて いると思いますか。 <無回答>(4.3%)	1 (5.4%)	2 (26.9%)	3 (38.9%)	4 (19.1%)	5 (5.3%)
C 数年前に比べて県民の人権意識は 高くなってきていると思います か。 <無回答>(3.7%)	1 (10.2%)	2 (26.3%)	3 (36.7%)	4 (16.3%)	5 (6.8%)

問7 次にあげる人権課題の中で、あなたが特に関心をもっているものは何ですか(Oは3つまで) (N=1581)

- 1. 女性の人権 (21.3%)
- 2. 子どもの人権 (22.2%)
- 3. 高齢者の人権 (35.4%)
- 4. 障害のある人の人権 (32.5%)
- 5. 同和問題 (13.1%)
- 6. 外国人の人権 (2.7%)
- 7. HIV (エイズウイルス) 感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権 (4.7%)
- 8. 犯罪被害者とその家族の人権 (16.0%)
- 9. 刑を終えて出所した人の人権 (2.8%)
- 10. 性同一性障害(身体的性別と精神的性別が一致しないこと)のある人の人権 (3.1%)
- 11. ホームレスの人権 (3.4%)
- 12. 心の病を有する人の人権 (15.4%)
- 13. 医療の現場における患者の人権 (18.7%)
- 14. 公権力(国や地方公共団体)による人権侵害 (13.2%)
- 15. 環境汚染 (19.2%)
- 16. インターネットやメディアによるプライバシーの侵害 (28.1%)
- 17. その他(具体的に:) (1.2%)
- 18. 関心がない (1.8%)

<無回答>(3.0%)

- 問8 あなたは、過去5年間に、人権侵害(差別・虐待など)を受けたことや見たり聞いたりしたことがありますか(Oは1つだけ)。 (N=1581)
 - ※「1 受けたことがある」、「2 見たり聞いたりしたことがある」と回答された方は 次のA~Cについてもご回答ください。
 - 1. 受けたことがある(4.8%)
 - 2. 見たり聞いたりしたことがある(19.8%)

-→ 次のページにおすすみください

- 3. ない(60.7%)
- 4. わからない(9.8%)

-----**→** 問9におすすみください

<無回答>(4.9%)

問8で、「1 受けたことがある」、「2 見たり聞いたりしたことがある」と回答された方に おききします。

A: どのような人権課題に関わる内容ですか(Oは3つまで)。(N=389)

	Г	/ 同 炊 棚 \
_		
	1.	女性の人権 (25.2%)
	2.	子どもの人権 (29.0%)
	3.	高齢者の人権 (22.4%)()()()
	4.	障害のある人の人権 (17.7%)
	5.	同和問題 (20.1%)
	6.	外国人の人権 (3.3%)
	7.	HIV(エイズウイルス)感染者、かつてハンセン病を
		患った人、難病患者の人権 (2.8%)
	8.	犯罪被害者とその家族の人権 (5.4%)
	9.	刑を終えて出所した人の人権 (1.8%)
	10.	性同一性障害(身体的性別と精神的性別が一致しないこと)
		のある人の人権 (2.1%)
	11.	ホームレスの人権 (2.8%)
	12.	心の病を有する人の人権 (10.3%)
	13.	医療の現場における患者の人権 (6.2%)() () ()
	14.	公権力(国や地方公共団体)による人権侵害 (9.3%)() () ()
	15.	環境汚染 (1.8%)
	16.	インターネットやメディアによるプライバシーの侵害 (12.1%)()()()
	17.	その他: 具体的に (9.0%)
		〈無回答〉(3.9%)
		$\langle \ \ \rangle$

B: Aで回答した人権侵害は、具体的にどのような内容のものでしたか。下記の1~15 か ら選んで番号を上の回答欄にご記入下さい。回答は、Aで選んだ回答に対応するよう に、下記の番号をそれぞれ3つまで記入して下さい。

- 1. 育児や介護・世話の放棄、放任
- 2. 暴力行為
- 3. 暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛 10. 学校や地域におけるいじめ
- 4. 勝手に財産や金銭を使用されたり、生活に必要 11. 職場におけるハラスメント(仕事上の な金銭を使わせないこと
- 5. 性的行為の強要や不快な性的言動
- 6. 職業、学歴、収入による差別
- 7. 就職採用又は昇進時における差別

- 8. 出生地による差別
- 9. 結婚時における差別
- - 立場を利用した「性的嫌がらせ」や「いじめ」)
- 12. あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口
- 13. 不当な調査・捜査
- 14. プライバシーの侵害

問8B 人権侵害の内容																	
	調査数	棄、放任	暴力行為	による精神的な苦痛といい。無視など	要な金銭を使わせない用されたり、生活に必勝手に財産や金銭を使	な性的言動性的行為の強要や不快	る差別 職業、学歴、収入によ	おける差別就職採用又は昇進時に	出生地による差別	結婚時における差別	じめと地域におけるい	ント おけるハラスメ	らの悪口、 かげ口あらぬうわさ、他人か	不当な調査・捜査	プライバシー の侵害	その他	無回答
女性の人権	98	6.1%	33. 7%	25.5%	8.2%	18.4%	11.2%	7.1%	3.1%	5. 1%	-	25. 5%	12.2%	1.0%	5.1%	1.0%	8.2%
子どもの人権	113	56.6%	34.5%	20.4%	0.9%	0.9%	2.7%	0.9%	0.9%	0.9%	27.4%	0.9%	8.0%	-	2.7%	-	9.7%
高齢者の人権	87	41.4%	16.1%	26.4%	21.8%	2.3%	2.3%			-	1.1%	1.1%	12.6%	1.1%	3.4%		17.2%
障害のある人の人権	69	10.1%	7. 2%	27.5%	5.8%	2.9%	7.2%	11.6%	-	5. 8%	10.1%	2. 9%	29.0%	2.9%	14.5%	-	24.6%
同和問題	78	-	1.3%	6.4%	-	1.3%	6.4%	3.8%	46.2%	48.7%	5.1%	-	21.8%	1.3%	3.8%	1.3%	15.4%
外国人の人権	13	-		15.4%	7.7%	-	23.1%	15.4%	23.1%	-	7.7%	7.7%	38.5%	7.7%	_	7.7%	7.7%
HIV感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権	11	-	-	9.1%	-	9.1%	-	9.1%	9.1%	18. 2%	9. 1%	9. 1%	63.6%	18.2%	18.2%	-	9.1%
犯罪被害者とその家族の人権	21	-	-	4.8%	9.5%	-		-	-	-	9.5%		42.9%	14.3%	28.6%	-	23.8%
刑を終えて出所した人の人権	7	-	-	_	-	-	14.3%	28.6%	-	-	-	-	28.6%	14.3%	-	-	57.1%
性同一性障害のある人の人権	8			12.5%			12.5%	12.5%			25.0%	12.5%	37.5%		12.5%		25.0%
ホームレスの人権	11		54.5%	27.3%		-	9.1%	9.1%	_	_	-	-	18.2%	9.1%	9.1%		18.2%
心の病を有する人の人権	40	2.5%	7.5%	40.0%	-	-	7.5%	2.5%	-	5.0%	7. 5%	15.0%	32.5%	-	2.5%		27.5%
医療の現場における患者の人 権	24	25.0%	4. 2%	45.8%	-	4.2%	4.2%	-	-	-	-	12.5%	4.2%	-	12.5%	-	20.8%
公権力(国や地方公共団体) による人権侵害	36	-	5. 6%	16. 7%	-	-	25.0%	27.8%	-	-	11.1%	13. 9%	-	19.4%	16. 7%	2.8%	22. 2%
環境汚染	7	_	-	-	-	-	_	-	_	-	-		-	14.3%	_	14.3%	71.4%
インターネットやメディアに よるプライバシーの侵害	47	-	-	19.1%	-	-	4.3%	-	4.3%	-	12.8%	2. 1%	63.8%	8.5%	51.1%	-	8.5%
その他	35	-	2.9%	14.3%	2.9%	-	17.1%	14.3%	-	-	5. 7%	11.4%	22.9%	2.9%	22.9%	2.9%	25.7%

C:あなたは、人権侵害(差別・虐待など)を受けたときや見たり聞いたりしたときにどうしましたか(〇はいくつでも)。(N=389)

- 1. 黙って我慢をした (22.1%)
- 2. 何もしなかった (32.4%)
- 3. 相手に直接抗議した (18.3%)
- 4. 家族や友人等、身近な人に相談した (37.8%)
- 5. 弁護士に相談した (3.9%)
- 6. 法務局や人権擁護委員に相談した (18%)
- 7. 県の機関(人権啓発センターや子ども・障害者相談センターなど)に相談した (5.1%)
- 8. 市町村(地域包括支援センターを含む。)に相談した (6.4%)
- 9. 警察に相談した (4.1%)
- 10. *NPO等、民間の人権団体に相談した (1.3%)
- 11. 学校(先生)に相談した (6.9%)
- 12. その他(具体的に:) (7.5%)

<無回答>(4.4%)

*NPO: 不特定多数の方の利益を推進することを目的にして、ボランティア活動や市民活動を行っている団体

【ここからは再び全員の方におききします】

- 問9 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、あなたならどのように対応すると思いますか。(Oは3つまで) (N=1581)
 - 1. 虐待や暴力を受けている本人に事情を聞く (29.0%)
 - 2. 問題が起きている家族やその親せきに事情を聞く (15.7%)
 - 3. 近所の人、近くに住んでいる友達に相談する (27.1%)
 - 4. 公的機関(県、市町村(地域包括支援センター含む。)、法務局、人権擁護委員に相談する (43.8%)
 - 5. 関係救済機関(子どもの場合は児童相談所など、配偶者の場合は配偶者暴力相談支援センターや警察など)へ通報する (37.4%)
 - 6. 弁護士に相談する (3.0%)
 - 7. NPOやボランティア団体などの支援団体に相談する (4.5%)
 - 8. 子どもの通っている保育所、学校などに相談する (20.9%)
 - 9. どこ(誰)に知らせたらいいのかわからない (12.3%)
 - 10. 他人の家庭のことには口を出さないなどの理由で何もしない (8.8%)
 - 11. その他(具体的に:) (1.5%)

〈無回答〉(4.4%)

問 10 平成 1 4 年 4 月、和歌山ビッグ愛に、あらゆる人権問題に関する啓発活動の推進と情報発信の拠点として「和歌山県人権啓発センター」が設立されました。

現在、「和歌山県人権啓発センター」では次のような取組を行っていますが、その中で関心があるのはどの取組ですか(〇は3つまで)。(N=1581)

- 1. 人権侵害を受けた人に対する相談・支援体制を充実させる (59.3%)
- 2. 人権に関する啓発冊子を刊行する (8.6%)
- 3. ラジオやテレビホームページなどのメディアを使った啓発活動を積極的に行う (29.2%)
- 4. 「ふれあい人権フェスタ」のようなイベントを開催する (15.1%)
- 5. 人権に関する講演会を開催する (16.6%)
- 6. 人権に関するNPOなどと連携を深め、民間の人権団体の活動を支援していく (16.7%)
- 7. *ワークショップのような少人数を対象とした人権啓発活動を積極的に行う (9.0%)
- 8. 人権に関する図書や啓発ビデオなどの資料の収集・貸し出しを行う (6.7%)
- 9. その他(具体的に:) (1.5%)
- 10. 特に関心のあるものはない (15.9%)

<無回答>(6.1%)

「女性の人権」についてのお考えをおききします。

問 11 女性に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. 「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割分担意識がある (30.6%)
- 2. 職場において、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある (27.3%)
- 3. 地域において女性の伝統行事への参加を制限する慣習やしきたりが残っている (6.2%)
- 4. 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない (46.2%)
- 5. 商品の広告などで、内容に関係なく女性の水着姿・裸体などを使用している (5.5%)
- 6. 議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない (9.4%)
- 7. 夫や恋人などから暴力をうける(夫や恋人などからの暴言、危害の恐怖を感じる脅迫、行動制限や暴力) (13.2%)
- 8. 「婦人」「未亡人」など女性だけに用いられる言葉が使われている (3.8%)
- 9. 職場においてセクハラ(性的いやがらせ)がある(7.0%)
- 10. レイプ(強姦) などの女性への性暴力が発生している (16.6%)
- 11. 妊娠や出産など母性健康管理について、十分に保障されていない (17.6%)
- 12. 医療の現場において、女性が気軽に安心して受診できる体制が整っていない (14.8%)
- 13. その他(具体的に:) (1.0%)
- 14. 特に問題のあるものはない (7.0%)

<無回答>(6.5%)

問 12 女性の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか(○は3つまで)。(N=1581)

- 1. 男女共同参画週間(6月23日からの1週間)など各種イベントを通して男女平等の視点に立った 啓発活動を行う (8.2%)
- 2. 採用や昇進時などにおいて男女のあつかいを平等にすることを、企業などに働きかける(23.5%)
- 3. 学校教育や社会教育において男女平等をすすめるための教育・学習活動を充実させる (21.3%)
- 4. 仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える (43.9%)
- 5. 公的機関、企業などの政策や方針の決定に、 より多くの女性が参画できるような環境を整える (14.9%)
- 6. 男女平等の視点に立って、地域における慣習やしきたりの見直しを行う (10.5%)
- 7. 女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する (21.3%)
- 8. 捜査や裁判で、女性の担当者を増やし、被害女性が届け出やすいようにする (12.9%)
- 9. ドメスティック・バイオレンス (DV: 夫や恋人からの暴力) への対応を強化する (10.8%)
- 10. テレビ、映画、新聞、雑誌などのメディアの倫理規定を強化する (8.2%)
- 11. 母性保護の視点から、生涯を通じた女性の健康保持を支援する (9.6%)
- 12. 女性のための相談体制を充実させる (19.6%)
- 13. その他(具体的に:) (O.8%)
- 14. 特に必要だと思うことはない (3.0%)
- 15. わからない (5.5%)

<無回答>(5.5%)

「子どもの人権」についてのお考えをおききします。

問 13 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(○は3つまで)。(N=1581)

- 1. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への暴力や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行う (60.1%)
- 2. 親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする (51.7%)
- 3. 学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける (16.3%)
- 4. 子どものしつけや指導のためには親や教師による体罰もやむを得ないという考えがある(10.5%)
- 5. 児童福祉施設などにおいて処遇に不十分な面がある (4.5%)
- 6. 校則で髪型や服装が細かく決められている (2.7%)
- 7. 子どもを成績や学歴だけで判断する (31.2%)
- 8. 買春、援助交際が行われている (9.6%)
- 9. 親が子どもの部屋に勝手に入ったり、メールを見たりする (2.8%)
- 10. 暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある (25.1%)
- 11. インターネットの書き込みなどで特定の子どもが攻撃される (23.1%)
- 12. その他(具体的に:) (1.1%)
- 13. 特に問題のあるものはない (2.4%)

〈無回答〉(5.3%)

問 14 子どもの人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか(Oは3つまで)。(N=1581)

- ・・ 児童福祉週間(5月5日からの1週間)など各種イベントを通して、子どもの人権を守るための啓 発活動を行う (4.8%)
- 2. 子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくりあげる (30.9%)
- 3. 家庭での親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる (41.4%)
- 4. 家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域の人々が子どもに積極的に関わり、地域で子どもを育てる (42.8%)
- 5. 教師の人間性、指導力を高める (29.3%)
- 6. 子どもに自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える (50.1%)
- 7. 個性を認めあうことのできる教育を充実させる (10.5%)
- 8. 社会性や生きる力をつけるために、子ども会活動などを充実する (5.8%)
- 9. 虐待や性犯罪など子どもが被害者になる犯罪の取締りを強める (13.8%)
- 10. 規則などを強化し、子どもにとって有害な情報提供などを禁止できるようにする (7.5%)
- 11. 親の育児不安などに対応する、相談・支援体制を充実する (13.8%)
- 12. その他(具体的に:) (O.4%)
- 13. 特に必要だと思うことはない (O.6%)
- 14. わからない (1.8%)

<無回答>(4.9%)

「高齢者の人権」についてのお考えをおききします。

問 15 高齢者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. 仕事に就くことができないために経済的な自立が難しい (41.2%)
- 2. 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ない (21.1%)
- 3. 悪徳商法などの消費者被害が多い (41.4%)
- 4. 病院や福祉施設において高齢者に対して拘束や虐待などがある (13.7%)
- 5. 特別養護老人ホームや在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない (32.8%)
- 6. 高齢者を子どもあつかいや邪魔者あつかいし、意見や行動を十分に尊重しない (19.0%)
- 7. 判断能力が十分でない高齢者に、財産管理など経済生活をめぐる権利侵害がある (11.4%)
- 8. スポーツや文化活動などへの参加に配慮されていない (4.2%)
- 9. さまざまな施設や器具が、高齢者の利用しやすいようにつくられていない (16.4%)
- 10. その他(具体的に:) (2.3%)
- 11. 特に問題のあるものはない (5.4%)

〈無回答〉(3.4%)

問 16 高齢者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか(○は3つまで)。 (№1581)

- 1. 「敬老の日(9月第3月曜日)」や「老人の日(9月15日)」「老人週間(9月15日からの1週間)」など各種イベントを通し、高齢者の福祉について関心を深める (8.6%)
- 2. 学校や家庭、地域で、高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる (39.9%)
- 3. 民生委員などを含めた身近な地域の人達による見守りの体制を充実させる (18.2%)
- 4. 高齢者がその能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす (33.3%)
- 5. 年金や住宅、福祉、医療、介護サービスなどの充実で高齢者やその家族の生活を安定させる (51.8%)
- 6. 病院や施設における高齢者に対する拘束や虐待に対する対応を徹底する (7.1%)
- 7. 高齢者は十分に社会に貢献してきたのだから、 家でゆっくりと暮らせるような環境を整える (17.6%)
- 8. 高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる (23.0%)
- 9. 自由に行動したり買い物に出かけられるよう、駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備をすすめる (17.3%)
- 10. 高齢者と他の世代との交流をすすめる (13.7%)
- 11. 高齢者のための相談体制を充実する (9.3%)
- 12. その他(具体的に:) (O.5%)
- 13. 特に必要だと思うことはない (1.4%)
- 14. わからない (2.0%)

〈無回答〉(2.3%)

「障害のある人の人権」についてのお考えをおききします。

- 問 17 障害(身体障害・知的障害・精神障害・*発達障害等)のある人の人権に関する事柄で、特にどのようなことが問題だと思いますか(〇は3つまで)。(N=1581)
 - * 発達障害:自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害
 - 1. 障害のある人に関する人々の認識が十分でない (63.3%)
 - 2. 道路の段差や駅の建物の階段などがあるため外出しづらい (23.0%)
 - 3. スポーツ活動や文化活動などへの参加に配慮がなされていない (3.8%)
 - 4. 仕事に就く機会が少なく、また障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でない (45.5%)
 - 5. 身近な地域に*バリアフリー化された住宅がない (8.1%)
 - 6. 身近な地域での福祉サービスが十分でない (16.8%)
 - 7. 学校の受入体制が十分ではない (12.8%)
 - 8. 障害があることを理由に、乗り物への乗車や店・施設の利用を断られる (4.5%)
 - 9. 障害があることを理由に、資格取得などを制限する法律などがある (3.8%)
 - 10. 障害のある人を避ける、あるいは傷つける言葉や障害をたとえた表現を使う (15.9%)
 - 11. 本人やその家族に対する結婚差別がある (8.2%)
 - 12. その他(具体的に:) (1.1%)
 - 13. 特に問題のあるものはない (4.6%)

〈無回答〉(4.5%)

*バリアフリー化:障害者や高齢者の生活や活動を妨げるものを取り除くこと

問 18 障害のある人とない人が同じように生活するためには、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたると思いますか。また、こうした配慮や工夫を行うには経済的な負担(行政又は事業所等による費用負担)を伴うこともありますが、どうすべきだと思いますか(〇は1つだけ)。(N=1581)

(配慮や工夫の例)

商店やレストランに障害者用トイレやスロープを整備 地域集会や会社の会議での点字資料や手話通訳を用意する等

- 1. 差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきだ (14.4%)
- 2. 差別に当たる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきだ (40.7%)
- 3. 差別に当たる場合があるので、負担が無いかごくわずかですむなら配慮や工夫を行う べきだ (11.3%)
- 4. 不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない (15.2%)
- 5. その他(具体的に:) (1.0%)
- 6. わからない (11.4%)

〈無回答〉(6.1%)

問 19 障害のある人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか(Oは3 つまで)。(N=1581)

- 1. 障害者週間(12月3日~9日)や障害者雇用促進月間(9月)など各種イベントを通じて、障害のある人の人権を守るための啓発活動を行う(8.3%)
- 2. 学校教育の中で、障害のある人への理解を深めるための教育を充実させる (50.1%)
- 3. 学校における*特別支援教育を充実させる (13.9%)
- 4. 学校卒業後も一貫して的確な支援を行うため、関係機関と連携を図るなどネットワークを構築する (18.7%)
- 5. 安心して外出できるようバリアフリー化をすすめるとともに、スポーツ活動や文化活動に参加しやすい環境(手話通訳、点字資料の設置等)を整える (23.1%)
- 6. 病院や施設においても障害のある人がその人らしく生活する権利を守ることを徹底する (12.5%)
- 7. 事件報道において精神科への通院歴を公表することへの配慮を行う (2.1%)
- 8. 精神科の病院やクリニックへの偏見をなくし、誰もが気軽に診療を受け心の病を治療できる社会の実現をめざす (25.0%)
- 9. 障害のある人の仕事に就く機会をつくる (24.4%)
- 10. 障害のある人がひとりではできないことを補うため、周囲の者が常に手助けをする (13.0%)
- 11. 障害のある人と障害のない人の交流をすすめる (12.5%)
- 12. 地域で生活するために施設の整備や福祉サービスを充実させる (15.0%)
- 13. 障害のある人の生活や権利を守る制度・体制(相談・情報提供等)を充実させる (15.6%)
- 14. その他(具体的に:) (0.6%)
- 15. 特に必要だと思うことはない (1.1%)
- 16. わからない (3.9%)

〈無回答〉(28%)

*特別支援教育:障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと

ご協力ありがとうございます 引き続き最後までよろしくお願いします。

「同和問題」についてのお考えをおききします。

問 20 同和問題について、どういうきっかけで知りましたか(○は1つだけ)。(N=1581)

- 1. 家族から聞いた (18.3%)
- 2. 親せきの人から聞いた (0.9%)
- 3. 近所の人から聞いた (1.6%)
- 4. 友達から聞いた (2.8%)
- 5. 学校の授業で教わった (33.6%)
- 6. 職場の人から聞いた (2.0%)
- 7. 講演会・研修会などで聞いた (6.5%)
- 8. 「県民の友」や市町村の広報誌などから知った (2.0%)
- 9. 同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない (23.5%)
- 10. その他(具体的に:) (1.2%)
- 11. 知らない (3.6%)

<複数回答>(2.2%) <無回答>(1.8%)

問 21 同和問題に関して、現在、どのような問題があると思いますか(〇はいくつでも)。(N=1581)

- 1. 結婚の時に周囲の人が反対をする (45.9%)
- 就職の時や職場で不利な取り扱いをする (11.2%)
- 3. 差別落書きや、インターネット上に差別的な書き込みがある (7.0%)
- 4. 身元調査が行われている (19.0%)
- 5. 同和問題の理解不足につけ込んだ高額図書の売りつけなどがある (4.2%)
- 6. 同和地区住民との付き合いを避ける (15.9%)
- 7. 住宅環境や道路などの生活環境が悪い (4.3%)
- 8. 進学率が低く、学力較差がある (3.6%)
- 9. 不安定な就労状態の人が多い (7.3%)
- 10. 家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける (18.0%)
- 11. その他(具体的に:) (2.8%)
- 12. 特に問題のあるものはない (13.7%)
- 13. わからない (19.7%)

<無回答>(3.5%)

問 22 仮に、あなたに子どもがおり、あなたの子どもが、結婚しようとする相手の方が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか(〇は1つだけ)。(N=1581)

- 1. 当然、子どもの意思を尊重する (52.3%)
- 2. 反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない (18.8%)
- 3. 家族や親せきに、反対意見があれば、結婚に反対する (2.8%)
- 4. 絶対に、結婚には反対する (2.3%)
- 5. わからない (21.4%)

<無回答>(2.2%)

「外国人の人権」についてのお考えをおききします。

問 23 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか (Oは3つまで)。 (N=1581)

- 1. 外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない (49.0%)
- 2. 偏見などがあり住宅を容易に借りることができない (9.2%)
- 3. 就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている (24.7%)
- 4. 日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない (27.3%)
- 5. 選挙権がないなど権利が制限されている (17.2%)
- 6. 子どもに対して、自国の宗教や生活習慣にあった教育が行いにくい (7.5%)
- 7. 入店を断られる店や施設がある (2.2%)
- 8. 外国人というだけで犯罪者のようにみられる (5.9%)
- 9. 学校教育において、外国人に対する日本語教育が十分に行われていない (13.5%)
- 10. その他(具体的に:) (2.3%)
- 11. 特に問題のあるものはない (14.5%)

<無回答>(6.6%)

問 24 日本に居住する外国人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか (Oは3つまで)。(N=1581)

- 外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める (45.7%)
- 2. 外国人の人権を守るための啓発活動をすすめる (5.2%)
- 3. 日本国籍を持たないことにより受ける不利益をなくす (19.3%)
- 4. 仕事に就きやすい環境をつくる (23.0%)
- 5. 日本人と外国人との交流の機会を増やす (33.1%)
- 6. 日本の文化や風習を理解するための教育の機会をつくる (24.5%)
- 7. 外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する (33.2%)
- 8. その他(具体的に:) (O.4%)
- 9. 特に必要だと思うことはない (4.5%)
- 10. わからない (10.1%)

<無回答>(3.5%)

「HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権」についてのお考えをおききします。

問 25 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. 医療施設や療養環境が十分でない (25.4%)
- 2. 病気についての理解や認識が十分でない (66.2%)
- 3. 患者の社会復帰が困難である (17.6%)
- 4. 医療保険の対象とならない治療方法があるなどの理由で、医療費が高額になり、十分な治療が受けられない (30.6%)
- 5. 感染者や難病患者が、退職や退学に追い込まれる (6.6%)
- 6. 病気の後遺症が残っている、感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から好奇または偏見の目で見られる (36.9%)
- 7. 本人やその家族に対する結婚差別がある (9.3%)
- 8. 興味本位の報道がなされる (9.6%)
- 9. その他(具体的に:) (1.1%)
- 10. 特に問題のあるものはない (5.1%)

<無回答>(62%)

問 26 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか(Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. 「世界」エイズデー(12月1日)や「ハンセン病を正しく理解する週間」(6月25日を含む週) など各種イベントを通して、病気について正しい知識・科学的な知識の普及啓発を行う (32.0%)
- 2. 医療行為について十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う(24.8%)
- 3. 医療保険制度を充実させる (39.8%)
- 4. 保健・医療に対する各種相談・情報提供を行う (17.5%)
- 5. 快適な入院生活を送れるように、病院の施設や設備の整備をする (11.3%)
- 6. 医師や看護師など医療従事者に対する人権研修をすすめる (7.7%)
- 7. 患者同士または患者の家族同士の交流の機会を増やす (8.5%)
- 8. 病気に対する予防策を充実する (30.6%)
- 9. 就職・就労しやすい環境づくりをすすめる (12.2%)
- 10. 相談・支援体制を充実する (20.3%)
- 11. その他(具体的に:) (O.4%)
- 12. 特に必要と思うことはない (1.1%)
- 13. わからない (9.0%)

<無回答>(4.1%)

「犯罪被害者とその家族の人権」についてのお考えをおききします。

問 27 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(〇は3つまで)。(N=1581)

- 1. マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送ることができない (54.6%)
- 2. 被害者の写真や履歴などが公表され、プライバシーが侵害されている (34.3%)
- 3. 被害者に対する相談・支援機関などが十分でない (22.4%)
- 4. 被害者に対する金銭的な支援制度が十分でない (13.4%)
- 5. 捜査や裁判に関して心理的・時間的・経済的な負担が大きい (28.1%)
- 6. 被害や被害者自身について周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている (29.7%)
- 7. 被害者の苦しみについて職場や学校での十分な理解を得られない (10.4%)
- 8. 加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない (21.6%)
- 9. その他(具体的に:) (O.8%)
- 10. 特に問題のあるものはない (4.7%)

〈無回答〉(8.1%)

問 28 犯罪被害者とその家族の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか (Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する (58.2%)
- 2. 被害者への法律アドバイスの充実(被害者に理解のある弁護士の確保) (20.1%)
- 3. 被害者の人権を守るための啓発活動を行う (7.1%)
- 4. 被害者に対する経済的な支援制度を充実する (19.0%)
- 5. 精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる (22.8%)
- 6. 被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる (19.3%)
- 7. 加害者の仕返しなどから被害者を守る体制を整える (15.4%)
- 8. 犯罪を抑止させるため、犯罪に対する罰則を強化する (20.2%)
- 9. 犯罪被害者やその家族の被害からの回復のため加害者に対する適正な処罰を行う (8.0%)
- 10. 加害者に対する捜査や裁判について、被害者が十分な情報が得られること (21.9%)
- 11. 被害者のための相談・支援体制を充実する (15.4%)
- 12. その他(具体的に:) (O.3%)
- 13. 特に必要だと思うことはない (O.9%)
- 14. わからない (5.4%)

〈無回答〉(5.2%)

「インターネットを利用した人権侵害」についてのお考えをおききします。

問 29 インターネットを利用した人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか (Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること (49.0%)
- 出会い系サイトなど犯罪や自殺を誘発する場となっていること (52.1%)
- 3. 加害少年や捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真等を掲載すること (11.1%)
- 4. 子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること (48.1%)
- 5. ネット上にわいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること (29.2%)
- 6. 個人情報の不正な取扱いや横流し、流出等が発生していること (31.9%)
- 7. その他(具体的に:) (1.7%)
- 8. 特に問題のあるものはない (3.5%)

〈無回答〉(8.3%)

問 30 インターネットを利用した人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと 思いますか(Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. インターネットを利用した人権侵害を受けた者のための相談体制を充実する (21.0%)
- 2. インターネット利用者や*プロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する 正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する (29.0%)
- 3. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う (22.8%)
- 4. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める (34.9%)
- 5. 子どもの安全を守るため「*フィルタリング機能」の利用を普及・促進する (37.5%)
- 6. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する (48.7%)
- 7. 表現の自由に関わる問題であり、慎重に対応する必要がある (7.3%)
- 8. その他(具体的に:) (O.7%)
- 9. 特に必要だと思うことはない (0.8%)
- 10. わからない (9.1%)

<無回答>(7.2%)

*プロバイダ:インターネットへの接続サービスを提供する事業者

*フィルタリング機能:ブラックリスト方式:インターネット上のサイトを一定基準で評価判別し、違法

・有害サイトなどを選択的に排除する機能

ホワイトリスト方式:子どもにとって安全で有益と思われるホームページのリス

トを作り、これらのホームページ以外のページを見せない

ようにする機能

「医療の現場における患者の人権」についてのお考えをおききします。

問 31 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心があるのはどのようなことですか(Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. 医師から治療について、その方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利 (インフォームドコンセント) (43.8%)
- 2. 診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取(セカンドオピニオン) (31.2%)
- 3. 救急患者の受け入れ拒否 (41.2%)
- 4. 救急外来の安易な利用によって、重症患者が適切な処置を受けられない状態 (29.1%)
- 5. 医療の現場における患者のプライバシー保護 (12.0%)
- 6. 医療過誤(医療ミス) (31.2%)
- 7. 入院生活環境 (9.4%)
- 8. 医師及び医療従事者による暴言(ドクター・ハラスメント) (12.4%)
- 9. *女性専用外来 (12.7%)
- 10. その他(具体的に:) (0.9%)
- 11. 特に関心のあるものはない (5.1%)

〈無回答〉(4.4%)

*女性専用外来:「女性特有の症状に苦しんでいる」「男性医師に相談しにくい」と悩んでいる女性を対象に、窓口を設けて女性医師が診察に当たること

問 32 医療の現場における患者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか (Oは3つまで)。(N=1581)

- 1. 治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する (34.2%)
- 2. 医療行為の内容について、医師等が患者本人または家族に対し分かりやすい言葉で十分 な説明を行う (74.4%)
- 3. 医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る (49.1%)
- 4. * <u>小児救急電話相談</u>など、救急外来の利用に際し、適正な受診を選択できるような取り 組みを行う (28.1%)
- 5. 保健、医療に関する各種相談、情報提供事業を推進する (13.0%)
- 6. 患者のプライバシーが守られるよう病院の施設・設備の整備を図る (14.6%)
- 7. 医療関係者に対する人権研修を推進する (7.5%)
- 8. 患者は医療行為の内容について、全面的に医師に任せる (3.4%)
- 9. その他(具体的に:) (0.8%)
- 10. 特に必要だと思うことはない (1.1%)
- 11. わからない (3.5%)

〈無回答〉(3.4%)

*小児救急電話相談:休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がよいのかなど迷ったときに、小児科医師・看護師へ電話による相談ができるもの

にお書きくた	さい。			

◎ 人権問題や和歌山県の人権施策などにご意見・ご要望などがございましたら、以下にご自由

ご協力誠にありがとうございました。

みなさまからいただいたご回答は、集計・分析の上、調査報告書としてとりまとめ公表する予定です。この調査にご協力いただき、希望される方には調査報告(概要版)をお送りしますので、下記までご連絡ください。

和歌山県企画部人権局 人権施策推進課

電 話:073-441-2566 (直通)

FAX:073-433-4540

E-mail: e0215001@pref.wakayama.lg.jp

☆あなたも参加しませんか☆

家和遊り人權フェスタ2008

〇開催日

平成20年11月15日(土)10:00~17:00 16日(日)10:00~16:00

〇開催場所

和歌山ビッグホエール(和歌山市手平二丁目1-1)

〇主 催

和歌山県・(財)和歌山県人権啓発センター

〇参加協力団体

各種NPO、団体、機関等

〇目 的

講演会やステージイベント、模擬店など、多彩なイベントを行うなかで、身のまわりにあるさまざまな人権問題を自分自身の課題として考えていただき、人権に対する関心と理解を深めていただくことを目的に開催します。

Oコンセプト

「ふれあい」
「みんなで創る」

「世代を超えて」
「ビッグホエール全体が一つとなる」

〇催し内容

- ① ステージイベント
- ② 映画上映
- ③ 体験コーナー
- ④ 模擬店、フリーマーケット等

[問い合わせ先]

和歌山県人権啓発センター

TEL: 073-435-5420 FAX: 073-435-5421

第60回人種週間。世界人種宣言60周年記念事業

人形劇 「川原でお弁当~三匹のこぶたキンコンカン~」

〇開催日

平成20年12月6日(土)14:40~15:40

〇開催場所

御坊市中央公民館(御坊市薗378番地1)

〇主 催

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会

(和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会・和歌山県・市町村・(財)和歌山県人権啓発センター)

〇定 員

150人

〇参加方法

事前にお申し込みください。

〇その他

手話通訳あり。

一時保育・要約筆記が必要な方は事前にお申し込みください。

〇お申込み/お問い合わせ

県庁人権施策推進課 TEL:073-441-2566

FAX:073-433-4540

和歌山県人権に関する県民意識調査 報告書

平成21年2月

発 行 和歌山県企画部人権局人権施策推進課 〒640-8385 和歌山市小松原通1 - 1 電話(073)441-2566 FAX (073)433-4540